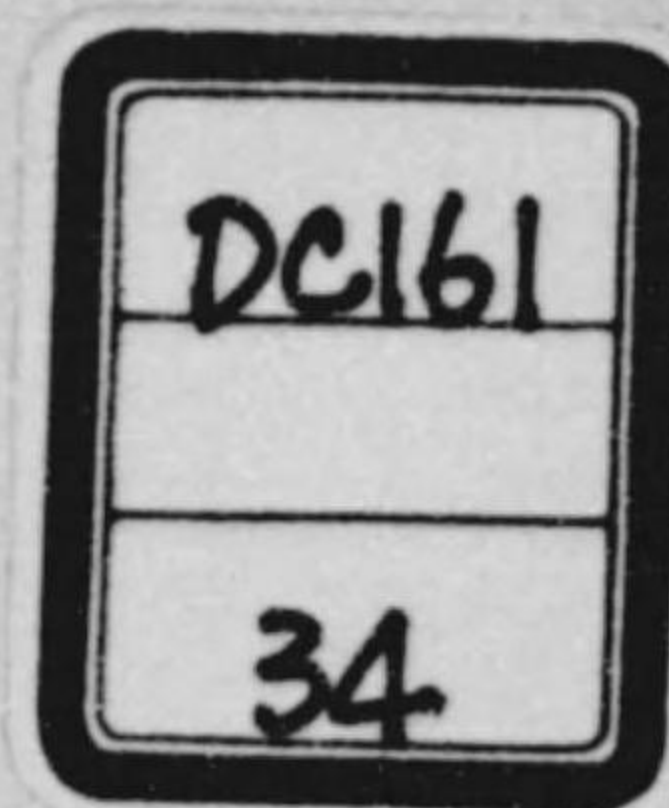


最近の満洲經濟

康德六年九月



滿洲中央銀行
調査課



0022294000

0022294-000

DC161-34

最近の満洲經濟

滿洲中央銀行調査課

1939

ADC

DC161
34



80W21172

序

建國七星霜、日本の絶大なる援助の下に、滿洲官民の努力は續けられ、今や滿洲經濟は世界建國史上稀に見る發展を遂げつゝあり。建國と共に宣言せられたる政府の新政治經濟政策は爾來著々として具現せられ、曩に第一期の基礎工作を了るや内外情勢の推移に鑑み、資源の開發・生産力の擴充を目的とする産業開發計畫を實施し、次で北邊振興計畫・開拓民計畫等の諸政策を樹立して、銳意之が完遂に邁進しつゝあり。而して其の實績を見るに、還境の事情は資材・技術・勞力等の補給に於て尠からざる不便ありしにも拘らず、順調に其の成果を收めつゝあり。固より滿洲經濟の開發は其の前途に頗る洋々たるものあり、現在は之が充實伸展の過程にありと雖も、既に最近經濟各部門に現はれたる諸指標を以てするも建國前のそれに比し、實に霄壤も霄ならずあるを見る。以て其の急速なる發展の蹟を知るべきなり。滿洲國の重要な軍事立場に就ては敢て多くを贅せず、其の包藏する所の

無限の潜在生産力は、滿洲國をして遠からず強大なる産業國家たらしむるに至るべく、斯くして日滿兩國の國防經濟力は飛躍的充實を見ん。

今や支那事變も新段階に入り、新東亞體制を目指して新興政權の下復興建設の氣運澎湃たるものあり。然れども現下の國際政局は益々渾沌、西には第二次歐州戰爭の勃發するあり、近く極東を繞つての國際情勢も亦複雑微妙にして須臾も晏如たるを許さざるものあり、東亞新秩序建設の鴻業も之が完成の前途には、尙ほ曲折を孕むものと覺悟せざるべからず。

是に於てか日滿間に於ける融合的經濟國策の徹底を期すると共に、更に善隣支那を加へて三者の綜合的考察の下に、互助共榮の實果を達成すると同時に、各々其の特殊的長所を發揮せしむること肝要なり。近時滿洲の實情と其の重要性とに對する中外の認識は益々適正且つ妥當に深められつゝありと雖も、未だ以て足れりとは謂ふべからざるものあり。須らく滿洲經濟を各方面の觀點より検討すべし。則ち新東亞建設に對する滿洲の重要役割又自ら明瞭ならん。

茲に滿洲經濟の發達、建國前の經濟狀態、建國後の新經濟政策、最近に於ける經濟各部門の發展狀況等を簡潔に説明したる鳥瞰的敘述を爲さしむ。以て滿洲實情解説の一助ともならば幸なり。

康德六年九月

滿洲中央銀行總裁

田 中 鐵 三 郎

最近の滿洲經濟

目次

一、滿洲經濟の發達と特殊性	一
二、建國前の經濟狀態	三
三、建國後の經濟建設新國策	一〇
四、最近の經濟各部門の分析	三三
(一) 財 政	三三
(二) 貿 易	三〇
(三) 國際收支	三五
(四) 對滿投資	三九
(五) 物 價	四三
(六) 農 業	五五

(七) 林・畜・水産業	五
(八) 鑛業	六〇
(九) 工業	六三
(十) 商業	六六
(十一) 交通及土建	六八
五、通貨及金融機關の現状	九四
(一) 通貨	九四
(二) 金融機關	一〇五
(三) 預金及貸出	一四四
(四) 金利	一五一

一、滿洲經濟の發達と特殊性

滿洲の面積は、關東州を合して、約百三十萬六千九百平方秆と稱せられ、日本の總面積六十八萬平方秆の凡そ二倍、日本内地面積三十八萬平方秆の約三倍半に相當する。又滿洲國內人口は康德五年十二月末約三千八百五十萬人、之に關東州内の約百二十萬人を加へると總計三千九百七十萬人となり、其の内、滿人約三千七百九十萬人、日本内地人約七十萬人、鮮人約百萬人、其他外國人約七萬人と言ふ内譯である。滿洲人を更に種族別にすると、漢族が八割四分、滿族一割二分、蒙古族三分、其他一分と言ふ割合である。

滿洲の土地は肥沃で、農業に適すると同時に、最近の調査により多種の鑛産物資源を豊富に包蔵することが明らかとなつて來たが、古來狩獵又は牧畜を以て生活せる滿洲族及び蒙古族が住んで居た爲に、長い間經濟的發達が遅れて居た。然るに清の順治年間（一六四〇年代）以來農耕を營む漢人が次第に入り込み、特に嘉慶二十五年（一八二〇年）封禁が解かれてからは、漢人は大量的に滿洲へ移住し、先住諸民族を次第に邊境地方に驅逐して遼河の平野を農業的に開拓し、今日では漢人は滿洲住民の大部分を占め、支那漢人の生活様式を移植して農業社會を造り上げたのである。

最近の満洲經濟正誤表

頁	行	誤	正
二二	一四	五、五八、八三三	五、五八、八三三
二六	一一	一七、九七五	一七、九七五
三四	四	九三、三二九	九三、三二九
三五	二	10・01	10・01
三八	五	(+) 三九、〇九一	(+) 三九、〇九一
四〇	三	三六、三三五	三六、三三五
四二	五	六、四四五	六、四四五
四二	七	六、四四五	六、四四五
四二	七	(-) 九四、〇〇〇	(-) 九四、〇〇〇
五五	六	九	二六
五五	七	六	三
五五	八	三	二六
五五	九	一七	一八
五六	二	二六、八三〇	二六、八三〇
五六	二	10・01	10・01
六五	〇	10・01	10・01
七八	一一	四、〇六一	四、〇六一
七八	一一	一、三〇、八三三	一、三〇、八三三
七九	二	和昭十二年末	昭和十二年末
八〇	二	三六、六六九	七六、六六九
九三	一	四七、六七四	四七、六七四
九三	四	11、七一一	11、七一一
九三	七	10、110、1	10、110、1

更に日清戦争（一八九四年）後は主としてロシアの資本が入り、日露戦争（一九〇四年）後は主として日本の資本が入つて、斯かる農業社會に鐵道を建設し、近代的産業を植付けたのであつて、爾來各種産業は漸次に發達して、今日滿洲はかのフリードリッヒ・リストの、生産形態又は生産方針より見たる經濟發達段階に於ては「農工商狀態」（Agricultur-Manufaktur-Handelstand）に入つたと言ふことが出来る。併し乍ら勿論滿洲經濟の現在の根幹をなして居るものは農業であつて、之は建國後の今日に於てさへ、滿洲全人口の約七割が農業に従事し、又滿洲國民所得の基礎をなす總生産價額の七割五分以上が農畜林産物及び其の加工品であることから見ても容易に理解されることである。素より從來に於ては、その農業は技術的にも資本的にも支那傳來の粗放農業であつて、其の生産力は比較的小なるを免れなかつた。唯滿洲農業の強味は、農民の生活程度が低いことであつて、特に近時年々五十萬乃至百萬づつ山東、河北地方から入滿しつつある苦力の生活程度は極めて低く、其の低廉なる勞銀と長時間の勞働とは從來に於ける滿洲産業の發達に非常に有利な基礎を提供しつゝあつた。

斯くの如く滿洲が豊富なる自然的條件と安い勞力とを有し乍ら、これ迄大きな經濟的飛躍を遂げ得なかつた他の理由は、滿洲が從來半植民地であつて資本の蓄積が未だ充分でなかつた上に、支那及び滿洲特有の封建的軍閥官僚階級が存在した爲であつて、彼等は總ての資源を占有して其の開發を妨げ、苛税、不換紙幣の濫發、收賄等に依つて人民を搾取し、匪徒を驅つて外國人の正當なる利權を侵害す

ることに依つて自らの繁榮を策し、滿洲全體の經濟的發展は捨てて顧みなかつたのである。

二、建國前の經濟狀態

以上の如き滿洲經濟は建國後著しい改革を受けたのであるが、今之を述べる前に建國前の經濟狀態を一瞥することが必要である。

（一）鐵道

滿洲經濟は鐵道の建設に依つて近代的發展の軌道に乗り出したのである。事變前に於ける滿洲鐵道の發達は三期に分つことが出来る。

イ、第一期

大體日清戦争から日露戦争までの期間で、滿洲は英露鐵道の角逐場であつた。即ち英國の北清鐵道は一八九四年には山海關を越え、一九〇三年には新民屯及び營口に達したが、露國は一八九八年以來、滿洲里から綏芬河に至る東清鐵道を起工して一九〇一年に之を完成し、一九〇三年には旅順港に至る南部線を完成したのである。

ロ、第二期

日露戦争から世界大戰迄の期間で、此の期は日本資本の獨壇場の觀があつた。即ち日本は一九〇五

年東清鐵道の南部線を獲得し、一九〇八年には安奉線、一九一二年には吉長鐵道を完成し、一九一三年には日支合辦の溪城鐵道が完成された。

ハ、第三期

大戦後に於ける期間で、此の期の顯著なる現象は日本資本と支那資本との角逐であつた。日本資本によつて一九二三年には四洮線、一九二六年には洮昂線、一九二七年には金福線、一九二八年には吉敦線が完成された。之と對抗して支那資本による鐵道建設は一九二六年頃から積極的となり、一九二六年には打通線、一九二七年には奉海線、一九二九年には吉海線が完成された。

(二) 外國資本

滿洲に於ける鐵道及び近代的産業は主として外國資本に依つて建設されたことは前述の如くであつて、滿洲事變前(一九三〇年)に於ける列國資本の割合を見るに次の通りである。

運輸業	日本	ソ聯	英國	米國	佛國	瑞典丁抹	合計
	五六、七〇	四五〇、〇〇〇	一〇、一七〇	—	一四、二七六	—	九九〇、八二六

(單位千圓)

合計	其他	金融業	商業	工業	鑛業	農業	林業
一七五、六三六	四七一、四七五	二四、三三九	二七、七五三	一六二、二五四	二六四、五四五	—	—
五九〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	一五、〇〇〇	—	五〇、〇〇〇	—	—	—
三三、三六〇	二、七二〇	七、〇〇〇	一〇、八七〇	二五〇	—	—	—
二六、四〇〇	四、七〇〇	八、五〇〇	一〇、七〇〇	二、五〇〇	—	—	—
三、〇八六	一、五〇〇	—	六〇	五、〇〇〇	二五〇	—	—
一、三二七	一、五〇	—	六〇七	四、六〇	—	—	—
二、四六、六九九	五五五、五四五	二四、八三九	—	六四七、四九九	—	—	—

備考 滿鐵經濟調査會「滿洲經濟と日本及列國經濟との關係」に據る

(三) 外國貿易

曾て滿洲に於ける開港場は牛莊(營口)だけであつて、一九〇三年には七千四百三十萬圓(四千七百六十三萬海關兩を國幣一・五六を以て換算)の貿易をなしたに過ぎなかつたが、其の後安東・大連・大東溝・滿洲里等が開かれて以來、貿易額は漸次増加を示し、一九二六年には輸出入總額は九億八千八百萬圓に増加し、一九三〇年には十億七千百萬圓に増加するに至つた。而して貿易尻は常に輸出超過を示し、建國前の十年間は一億圓乃至三億圓以上の出超(一九二七年及一九二八年は二億圓以上、一九三一年は三億九千七百萬圓以上)を續けつゝあつた。

又國別貿易を見ると、一九三〇年の統計では、日本は三九・七%を占め、支那本國は二八・五%、ソ聯一〇・八%、米國三・九%、英國二・九%と言ふ割合で、日本は斷然首位を占めて居た。更に類別貿易を見ると、一九三〇年の統計では輸出品に於て大豆・豆粕・豆油・其他の原料及び原料用製品が大部分で八二・七%を占め、其の次が食料及び嗜好品一三・四%、製造品三・五%、其他雜品〇・四%と言ふ割合であり、輸入品では製造品が最も多く五三・九%を占め、食料及嗜好品二三・〇%、原料及原料用製品二一・九%、其他雜品一・一%と言ふ順序である。輸出品の大宗は大豆で輸出の五三%を占め、輸入品では綿織物が一八%、小麥粉が六%を占めて居た。即ち建國前の滿洲は農産物其他の原料及び原料用製品を輸出して製造品を輸入し、而も其の貿易尻は毎年輸出超過であつたのである。

(四) 滿洲經濟の國際關係

斯くの如く昔先住滿蒙部族と漢民族との爭奪的であつた滿洲は、近世になつてから、日・支・露英・米其他の外國人の經濟戰の巷となり、滿洲の經濟は是等諸勢力の交錯の中に發達したのであるが、各國の勢力が同一でなかつたことは勿論である。

而して日本は資本、商品、人口の何れの方面に於ても第一位を占め、日滿經濟關係は滿洲事變前に於ても既に緊密なる相互依存關係の上に立つて居たのであつて、滿洲の資源及び市場なくしては日

本經濟は大なる制限を受け、日本の資本及び技術なくしては滿洲經濟は今日の發達を見なかつたのである。

(五) 農業

滿洲の開墾面積は鐵道の開通に依る農産物の販路の擴大、支那本土よりの移民の増加に伴れて漸次増大し、一九〇八年には約八百萬町歩であつたものが、一九三〇年には約一千四百萬町歩に増加して居り、その主産物たる大豆の産額は一九〇八年に百三十萬噸であつたものが、一九三〇年には五百三十萬噸に増加して居る。

主要農産物の種類は大豆・其他の豆類・高粱・粟・玉蜀黍・小麥・水稻・陸稻・其他雜穀であつて、一九三〇年の收穫高を見れば次の通りである。(滿鐵調査)

大豆	五、三〇千噸	小麥	一、三四千噸
其他豆類	三七〇〃	水稻	一、五〇〃
高粱	四、七二〃	陸稻	一、五〃
粟	三、二九〃	其他雜穀	一、七六〇〃
玉蜀黍	一、五九〃	合計	一八、八六五〃

大豆はその數量に於て最大である許りでなく、輸出品として滿洲の最大の富源であることは前述の

通りである。而して大豆及び小麦の増産に就ては既に建國數年前から力が注がれ、高粱・粟・玉蜀黍等の生産は相對的に減退しつつあつた。

(六) 鑛業

滿洲は從來多種の鑛産物を産出したが、其の中で最も主要なものは石炭と鐵であつた。

石炭の主なる産地は撫順であつたが、撫順炭坑を日本がロシアから譲受けた當時は、一日の出炭量僅かに三百六十噸に過ぎなかつたのに、一九一二年には第一期開發計畫が完成し、次いで第二期第三期計畫が樹てられ、一九三〇年には平均一日二萬二千噸、年産七百三十萬噸を出すに至つた。其の他煙臺・本溪湖・扎賚諾爾・穆稜・新邱其他の諸炭坑を合せて、一九三〇年には滿洲全體で一千餘萬噸の石炭が生産せられ、其の内の四割餘が日本・支那・香港其他に輸出された。

近代的製鐵業としては、一九一五年、本溪湖煤鐵会社が百三十噸爐に火入れしたのに始まり、同所は一九三〇年には年産約八千五十噸を出すに至つた。一九二〇年には鞍山製鐵所の第一期計畫が完成し、年々六萬噸乃至九萬噸の銑鐵を生産して居たが、一九二六年には新設備の完成に依り年に二十萬噸以上を生産するに至つた。

(七) 工業

滿洲に於ては外國資本進出以前から製油・製粉・醸造・柞蠶紡織等の家内工業的産業が相當發達し

て居たのであるが、是等は近代的企業が起つてからも、滿洲に於ける低廉なる勞力の爲に、根強く併び存して居た。近代的工場は主として關東州内及び鐵道附屬地内に存在したが、歐洲大戰當時の不自然なる景氣に刺戟されて起つたものが多く、業績の芳しからざるものも尠くなかつた。併し全體としての工業生産は建國前に於ても既に可成りの發展を見たのである。

(八) 滿洲經濟發達綜觀

以上を綜合して滿洲の經濟が日本の進出以來如何なるテンポを以て發達して來たかを示す爲に、一九〇八年以來各五ヶ年毎に取つた指數を見れば次の通りである。

年次	東三省人口	東三省鐵道	東三省耕地	大豆産額	大豆産額製造高	撫順炭出炭高	貿易高
一九〇八年	100	100	100	100	100	100	100
一九一三年	113	104	107	不詳	594	463	196
一九一八年	126	108	139	147	1,377	555	300
一九二三年	143	113	150	200	1,751	1,019	426
一九二八年	153	117	171	356	1,451	1,497	640
一九三〇年	173	144	196	369	1,695	1,434	600

備考 滿鐵經濟調査會「滿洲經濟と日本及列國經濟との關係」に據る

三、建國後の經濟建設新國策

大同元年（昭和七年・一九三二年）三月一日滿洲建國成るや、建國の理想に即する新經濟政策を樹立して從來の滿洲經濟を合理的に改善すると同時に、其の飛躍的發展を實現する必要に迫られたが、之に關しては從來の無統制自由經濟の弊害に省み、又純粹計畫經濟の極端を排し、兩者の長所を折衷した統制經濟機構及び政策を實施することに定め、其の根本方針として翌大同二年三月一日政府は滿洲經濟建設綱要なるものを中外に發表した。

(一) 經濟建設綱要

經濟建設綱要の要旨は次の如くである。

- 一、國民全体の利益を基調とし、資源開拓、實業振興の利益が一部階級に壟斷されるの弊を除き、萬民共榮ならしむ
- 二、國內賦存の凡ゆる資源を有効に開發し、經濟各部門の綜合的發達を圖るため、重要經濟部門には國家的統制を加へ、合理化方策を講ずる
- 三、資源の開拓、實業の獎勵に當りては、門戸開放、機會均等の精神に則り、廣く世界に資本を求め、特に先進諸國の技術、經濟其の他あらゆる文明の粹を集めて之を適切有効に利用する

四、東亞經濟の融合合理化を目的とし、先づ善隣日本國との相互依存の經濟關係に鑑み、同國との協調に重心を置き相互扶助の關係を益々緊密ならしむ

(二) 重要産業統制法

滿洲國は建國以來全産業を國營又は特許事業、許可事業及び自由企業に三大別し、國家産業の根幹たる基礎的部門に就ては各特殊會社法を制定して國家權力に依る強力な統制を實施し、其他の企業に對しては許可制度を採用し、適宜行政上の取締を加へて來たのであるが、併し之には明確な法的根據があつた譯ではなく、又自由企業と許可事業との限界が分明しなかつたので、民間資本の自由經營に委ねられた産業分野に於ては却つて企業の圓滑なる活動を阻害する懼れがあつた。そこで明確なる産業法規を制定し、統制の形式、範圍、内容を制度上明らかにする爲め、康德四年五月重要産業統制法を制定公布したが、本法の實施により滿洲國産業分野は(イ)特殊會社法に依つて規律される部門と、(ロ)本法の制約を受ける部門と、(ハ)何等法規上の規制を受けない自由企業部門とに明確に區別されるに至つた。

重要産業統制の根本的方針に就て政府は次の如く聲明して居る。

- 一、國防上緊要なる産業又は國民經濟上必要なる基礎産業に就ては、概ね特殊會社法に據る特殊會社乃至準特殊會社を設立し、一産業一企業又は少くとも少數強力企業の育成を旨とし、特殊企

業として政府の指導監督の下に當該産業の確立を図る

二、國內主要原始生産の重要加工工業に就ては、當該原始産業との適正なる調整を保たしめると共に企業の改善整備を促進する

三、設備過剰の状態にある重要加工工業に就ては、消費者の利害を考慮しつつ企業間に需給調整上適當なる協調を保たしめ其の安全を図る

尙ほ同法に依り指定された重要産業は左の二十一産業である。

- 1 兵器製造業
- 2 航空機製造業
- 3 自動車製造業
- 4 液體燃料（礦油及無水アルコール）製造業
- 5 鐵・銅・アルミニウム・マグネシウム・鉛・亜鉛・金 銀及銅の精鍊業（金及銀の濕式精鍊を除く）
- 6 炭礦業（年産五萬噸未満のものを除く）
- 7 毛織物製造業（手織機に依るものを除く）
- 8 棉糸紡績業

- 9 綿織物製造業（手織機に依るものを除く）
- 10 麻製線業（年産五十萬噸以上のもの）
- 11 麻紡織業（手織機に依るものを除く）
- 12 製粉業（日産能力五百袋以上のもの）
- 13 麥酒製造業
- 14 製糖業
- 15 煙草製造業（紙卷煙草年一千万本以上の生産をなすもの）
- 16 曹達製造業（天然曹達の精製業を除く）
- 17 肥料（硫酸アムモニウム・硝酸アムモニウム・過磷酸石灰及石灰窒素）製造業
- 18 パルプ製造業
- 19 油房業（抽出式のもの及壓搾器十五臺以上を具ふるもの）
- 20 セメント製造業
- 21 燐寸製造業

重要産業統制法に依れば、先づ會社の設立及び工場の設置に關しては政府の許可を要し、事業計畫書及び事業報告書提出の義務を負ひ、又政府が特に必要と認めたととき業務若くは財産狀況を報告

し、又は金庫・帳簿其他文書物件に至るまで検査を受け、又統制協定、生産設備、事業の譲渡或は合併等に關しても政府の許可を要し、事業の廢止解散の場合之を届出る義務等が定められて居るが、更に政府は公益上又は統制上必要とする命令を爲すことを得る包括的規定が設けられ、頗る廣範圍の監督權が國家に保留されて居る。併し乍ら本法に規定する政府の干涉權は専ら企業活動の對外關係に關するものであつて、對内諸關係に就ては細かい規定は存しない。茲に各特殊會社法との相違が見られる。即ち各特殊會社法に於ては、役員を選任及び解任、定款の變更、利益金の處分、社債の募集、合併並に解散の決議等に至るまで認可主義を徹底せしめ、政府の嚴重な統制下に置かれて居る。尤も此の特殊會社と雖も、他の企業との關係に關しては、重要産業統制法の規律に服しなればならぬ。

關東州重要産業統制令

關東州は經濟的には日本に屬せず、滿洲國に實質的に屬して居るので、關東州でも滿洲國に呼應して重要産業統制令を公布した。同令は實質的には滿洲國統制法と同一であるが、細かい點に於ては相當の差異が存する。例へば滿洲國統制法が許可主義を採るに比し、關東州統制令は届出主義を採つて居り、其の他罰則規定や統制免除規定に就ても可なりの相違がある。而して適用品目は二十一種である。

(三) 國策會社の設立

以上の如き統制經濟方針に基いて滿洲經濟産業の運営を司つて居る國策會社が、所謂特殊會社及び準特殊會社である。特殊會社と言ふのは個別的特殊會社法又は日滿間の條約に基いて設立せられた會社であつて、準特殊會社と言ふのは個別的特殊會社法に依つて設立されたものではないが、其の事業の性質上又は重要産業統制法に依り、其の設立に就て政府の特別の認可（附款命令）を必要とする會社であつて、特殊會社に準ずる取扱を受けて居るものである。是等特殊會社及び準特殊會社は、別表の如く康徳五年十二月末現在に於て四十二社、其の公稱資本金は十六億五千萬圓、拂込資本金は十一億八千餘萬圓である。現在に於ける滿洲國の國營企業は專賣事業（現今に於ては阿片・石油類・鹽・マッチ・麻薬・酒精）及び水力發電等特殊のものに限られて居る。

(四) 産業開發五ヶ年計畫

産業開發五ヶ年計畫は、日滿經濟統制方策要綱の根本方針に基き國內の自給自足と日本不足資源の供給とを圖ると共に、將來に於ける滿洲國産業開發の根基を確立し、國力の進展、國民生活の安定を促進する爲め、各種産業の積極的開發を行はんとするものである。此の計畫案は康徳三年春以來具體化し、同年末其の大綱案を決定、康徳四年を初年度として實行に入つたものである。其の要項としては

一、鑛工業部門に於ては

(イ) 兵器・飛行機・自動車・車輛等の軍需關係産業の確立を期すること

(ロ) 鐵・液體燃料・石炭・電力等の基礎的重要産業を開發し、特に國防上必要なる鐵・液體燃料の開發に重點を置くこと

二、農畜産部門に於ては

(イ) 米・小麥・大麥・燕麥・大豆・麻・棉花等の軍需並に輸出關係農産資源に付き、凡ゆる方法を講じて之が増産を圖ること

(ロ) 馬・緬羊等の増産、改良に重點を置くこと

三、交通部門に於ては、鐵道・港灣等に關し、國防上必要なる既定計畫の外、更に産業開發の爲め特に必要なる施設を整備すること

四、之に必要な資金は約二十四億圓、此の外に大量移民計畫の所要資金二億七千餘萬圓を加へると、總額は二十六億七千餘萬圓に達する

右の第一次案は其の後諸情勢の變化、個々の増産計畫の擴大等に依つて屢々變更せられ、所要資金も其れに伴つて増加したが、計畫第一年度たる康徳四年に支那事變が勃發し、東亞全局の諸情勢は、北支をも考慮に入れて日滿の生産力を更に一層擴充するの必要に迫られたので、同年末より翌

五年初めにかけて、五ヶ年計畫には一大修正が加へられるに至つた。即ち

1 修正計畫は當面緊急の生産力擴充に應ずる爲め、専ら鑛工業部門の増産目標を擴大することを主とし、其他の交通・通信等の各部門は之に順應して擴張することとし、

2 又農業部門に於ては、民生安定の恒久的農業政策の中間的計畫として、所要物産の一定の生産目標を確保することを第一義とし、特に外貨獲得の必要上輸出農産物たる大豆の増産に力を注ぐことになつた。

3 従つて資金計畫も四十八億圓(内鑛工業部門の所要資金は三十八億圓の巨額に上る)に増加されたが、其の後物價高騰其他の事情に依り更に六十億餘圓に増大するに至つた。

特殊會社一覽表

康徳五年(昭和十三年)十二月末現在

(單位千圓)

會社名	資本		政府出資金	所在地
	公稱資本	拂込資本		
(特殊會社)				
滿洲中央銀行	30,000	15,000	15,000	新 京
滿洲電信電話株式會社	50,000	36,150	6,000	" "
滿洲石油株式會社	10,000	15,000	5,150	" "

同和自動車工業株式會社	六,100	六,100	—	奉天
滿洲棉花株式會社	10,000	四,500	—	新天
滿洲炭礦株式會社	10,000	40,000	1,260	新天
滿洲探金株式會社	40,000	33,100	16,200	新天
滿洲鑛業開發株式會社	50,000	110,000	17,500	新天
滿洲火藥販賣株式會社	500	500	250	新天
滿洲林業株式會社	30,000	110,000	11,500	新天
滿洲鹽業株式會社	15,000	8,750	5,937.5	新天
株式會社奉天造兵所	4,600	4,600	2,300	新天
滿鮮拓植株式會社	15,000	15,000	—	新天
株式會社滿洲弘報協會	3,000	2,850	1,425	新天
滿洲生命保險株式會社	3,000	1,500	750	新天
滿洲計器株式會社	3,000	1,500	750	新天
滿洲輕金屬製造株式會社	50,000	37,500	10,000	新天
滿洲興業銀行	30,000	15,000	7,500	新天
滿洲圖書株式會社	2,000	1,000	500	新天

滿洲合成燃料株式會社	50,000	10,000	3,400	新天
株式會社滿洲映畫協會	5,000	2,850	1,600	新天
滿洲鴨綠江水力發電株式會社	50,000	25,000	12,500	新天
滿洲拓植公社	50,000	30,000	9,000	新天
滿洲重工業開發株式會社	450,000	450,000	135,000	新天
滿洲房產株式會社	30,000	15,000	5,000	新天
滿洲油化工業株式會社	110,000	7,500	5,000	新天
滿洲飛行機製造株式會社	110,000	5,000	—	新天
滿洲電氣化學工業株式會社	30,000	7,500	5,000	新天
滿洲糧穀株式會社	10,000	5,000	3,250	新天
滿洲硫酸工業株式會社	50,000	30,000	15,000	新天
以上三十社計	1,101,100	892,100	311,092.5	
(準特殊會社)				
株式會社昭和製鋼所	100,000	25,000	8,000	鞍山
滿洲航空株式會社	23,970	23,970	4,970	奉天
大安汽船株式會社	350	350	267.5	安東

大同酒精株式會社	1,670	1,670	—	哈爾濱
滿洲電業株式會社	100,000	107,500	19,905.3	新 京
株式會社本溪湖煤鐵公司	10,000	10,000	4,000	本 湖
滿洲曹達株式會社	8,000	6,000	—	新 京
日滿商事株式會社	10,000	6,000	—	—
熱河鑛山株式會社	1,000	600	100	—
滿洲畜產株式會社	5,000	2,500	1,150	—
康德鐵山株式會社	3,000	3,000	2,000	—
東邊道開發株式會社	40,000	10,100	—	—
以上十二社計	140,270	226,700	133,238	—
四十二社合計	1,240,113.0	1,121,232.0	801,221.3	

參考 南滿洲鐵道株式會社（資本金八億圓）

全滿會社數及資本金

康德五年十二月末現在

（單位千圓）

別	會社別	社數	公稱資本或 は出資金	拂込資本或 は出資金
法人	株式會社	264	1,133,427	868,854
日本	株式會社	71	111,703	111,703
法人	合資會社	34	13,133	13,133
計	計	1,129	1,159,353	904,789
滿洲	株式會社	81	2,133,369	1,498,761
法人	株式會社	1,100	47,524	47,524
合資會社	合資會社	83	42,558	42,558
計	計	2,834	2,133,461	1,588,843
合計	株式會社	1,095	3,156,808	2,377,625
合資會社	合資會社	192	70,277	70,277
計	計	3,963	3,382,883	2,493,633

四、最近の經濟各部門の分析

(一) 財 政

滿洲國財政機構の迅速なる整備確立は内外の等しく驚嘆する所であつて、殊に産業開發五ヶ年計畫が實施された康徳四年度を轉機として、其の發展振りは實に目覺ましいものがある。即ち建國當初、財政當局は舊軍閥稅政の後を受けて極度に紊亂せる財政の建直しに努力し、獨立國家としての形態を整へる爲に精進を續けたのであるが、之に基いて財政方針も所謂健全財政政策が堅持せられ、一般會計に於ては、大同二年度以來國道建設其他の事業費に充てる爲に、年々僅かに歳入總額の五%にすら達しない一千萬圓程度の國債を發行して來たに過ぎなかつた。一方國庫の財源を確保する爲に、租稅制度の改善、徵稅機構の確立、産業の助成、貿易の振興等、各種の直接又は間接の諸方策が實施された。敍上の如く、國家形態の整備を國家統治の目標とする滿洲國政府は、其の政治組織を總務廳を中心とする強力な中央集權制に定め、其の行政の重點を治安第一主義に置いたのであるが、其の結果、之が歳出豫算編成の基調となつたことは極めて當然である。其の間治安の急速なる恢復は政府の施政をして容易ならしめ、徵稅區域の擴大と稅源の確保、産業組織の確立に依つて齎らされた國內經濟事情の好轉、貿易の伸張等は、租稅制度の改善統一、徵稅機關の整備統制と相俟つて逐年租稅收入を増

加せしめ、之が爲に財政の基礎は漸次鞏固となつた。

斯くて建國後の五ヶ年間に、治安工作も顯著な成果を收め、又中央集權政治も所期の目的を達し、且つ又治外法權の撤廢並に滿鐵附屬地行政權の移讓が完了して、獨立國家としての形態が整備したので、康徳四年度より、統治活動の目標を國家體型の整備から國力の増進開發に轉換するに至つた。即ち産業開發五ヶ年計畫が實施せられ、之に應じて財政政策も積極主義に移したのである。之に依り國營企業又は重要産業の擴張開發に必要な經費は、積極的に之を公債に求めることになつたのであるが、他方非生産的方面の支出を大いに抑制し、且つ國民生活の安定向上の爲めの經費は特定財源を以て之に充てる從來の方針を踏襲して、極力一般政費の膨脹を防止することに努めた。爾來此の財政政策は持續されて來たが、康徳四年七月に勃發した支那事變が意外に擴大し、且つ國境方面の緊迫、國際政局の不安が益々深刻化して居る爲め、政府は康徳五年春産業五ヶ年計畫を修正して、日滿を一體とする戰時態勢下の新情勢に即應せんとし、康徳六年度豫算の編成も、此の目的達成の爲に、國防國家體型の急速なる整備、修正五ヶ年計畫を基底とする生産力の擴充並に資源の開發を期し、更に國際收支の適合及び重要物資の需給統制を庶幾すると共に、民力の涵養及び民心の安定を圖る方針の下に編成された。

斯くて成立した康徳六年度豫算は歳出入各四億三百三十餘萬圓であつて、之を大同元年度決算歳入

一億五千二百九十餘萬圓、歳出一億二千九百六十餘萬圓に比較すれば、其の發展振りは極めて顯著なるものがある。

一般會計歳出入累年表

(單位千圓)

會計年度	歳入	歳出
建國年度(決算) (四ヶ月分)	三二、三三七	一八、二九八
大同元年度(決算)	一五、九三三	二九、六三三
同 二年度(同)	一四、五七四	一五、四八二
康徳元年度(同)	二四、八九九	一八七、二四二
同 二年度(同) (六ヶ月分)	一三、七六八	九、八三五
同 三年度(決算)	二六、六一〇	三〇、七九〇
同 四年度(豫算)	二八、〇九九	二四、〇九九
同 五年度(同)	三四、五五五	三四、五五五
同 六年度(同)	四〇、三七八	四〇、三七八

備考 (1) 會計期間は康徳元年度迄は當年の七月に始まり翌年の六月に終るが、康徳三年度以降は一月より十二月迄とす

(2) 豫算は追加豫算を含まず

尙ほ康徳六年度豫算に於ては、二十二の特別會計が存在し、總計歳入十三億五千四百萬圓、歳出十二億八千八百萬圓であるが、其の重要なものは、國債の募集及び償還、各種産業に對する投資、科學試驗事業、理水事業、水力電氣建設事業、專賣作業、開拓事業等の各會計であつて、經濟建設事業に關するものが大多數を占めてゐる。而して一般會計及び各特別會計の純計は歳入十億三千萬圓、歳出十億四千五百萬圓であつて、大同元年度に比較すれば、歳入は六・七倍、歳出は七・六倍に膨脹して居る。

(1) 歳入

舊政權時代に於ては、軍閥が地方に割據して、封建的分權制を行つて居たので、其の財政組織も亦甚しく分立的排他的であつた。此の財政制度の不統一は建國後も尙暫らく存続したが、其の後當局の絶大なる努力に依り、中央銀行の設立、海關の接收、各省財政廳の廢止、稅務監督署の設置、中國品に對する關稅課徵、國稅地方稅の劃分等の重大懸案が解決されて稅關の獨立、徵稅制度の確立並に國庫金の中央統一に成功し、建國後半年にして早くも組織は著しく改善整備された。其の結果として、大同元年度の租稅收入は、建國草創の混亂にも拘らず約九千九百萬圓に上り、歳入總額の六四%に達する好成績を示した。爾來治安の恢復と共に租稅收入は次第に増加し、之が爲に租稅を中心とし、

其の他印紙収入及び専賣利益金に依つて構成される歳入經常部は、大同二年度以降歳入總額の八〇%を占めるに至り、所謂健全財政政策施行の基礎が築かれた。

一方歳入臨時部に於ては、右の健全財政政策に依つて非募債主義が堅持された結果、國債金は極めて少額であつたが、産業開發計畫の遂行に伴ひ、積極的合理主義財政方針が採用されてからは、康徳四年度一千五百萬圓、康徳五年度四千萬圓、康徳六年度六千五百萬圓と、多少の増加を見るに至つた。又近年に於ては、各種産業が顯著な發達を示すに至つた爲め、國庫の自然增收が著大である結果、臨時部に於ける歳計剩餘金は再び増勢を持續し、康徳四年度一千萬圓、康徳五年度一千三百萬圓、康徳六年度二千萬圓と増加を續けて居る。

一般會計歳入豫算

(單位千圓)

經常部	康徳六年度	康徳五年度	康徳四年度
租稅	1,031,193	1,171,975	1,531,019
印紙收入	14,977	9,888	9,097

臨時部	康徳六年度	康徳五年度	康徳四年度
專賣利益金	76,608	53,355	4,588
其他	4,950	5,165	5,368
計	299,886	280,333	331,631
國債金	65,000	40,000	15,000
歳計剩餘金	110,000	131,000	10,416
特別會計繰入	13,577	6,518	2,392
其他	4,993	4,703	8,659
計	197,470	209,310	251,475
總計	497,356	589,643	583,106

(2) 歳出

大同元年度以降、歳出豫算の編成は帝室費の外に、一應九部制(總務廳・民政部・軍政部・財政部・外交部・實業部・交通部・司法部・文教部・蒙政部)を採用して居たが、康徳四年七月一日より、中央集權制の強化、産業開發機構の再編成、中央地方行政の調整等政務運用の合理化を圖る目的の爲に、國家の政治機構が全面的に改革されるに従ひ、之を帝室費の外に總務廳・治安部・民生部・司法

部・産業部・經濟部・交通部の一廳六部制に改めた。國家形態整備時代に於ける歳出の著しい特徴は、第一に國防治安の任に當る軍政部(現治安部)經費が巨大であつたこと、第二に中央集權政治を反映して軍事費を除いた歳費の大部分が總務廳に集中して居たこと等である。併し乍ら産業五ヶ年計畫實施後は、産業開發並に國民生活關係各部經費が夫々膨脹するに至り、康德六年度豫算に於ては、前年に對する平均増加率が三二・四九%であるに對し、治安・民生・司法の所謂行政三部の増加率二二・三七%、産業・經濟・交通の所謂經濟三部の増加率六五・一五%と、産業開發關係各部經費が顯著な増加を示して居る。尤も經濟三部經費の絶對額一億五十六萬圓は、行政三部の一億六千九百三十四萬圓に尙及ばないのであるが、産業開發計畫は主として各特別會計に依つて運營せられ、之に關する投資、水力電氣建設事業、理水事業、開拓事業等の各特別會計が三億五千八百餘萬圓に達する巨額の經費を計上して居ることは看過することの出来ない事實である。

一般會計歳出豫算

(單位千圓)

總 帝 室 費 務 廳	康 德 六 年 度	康 德 五 年 度
	11,100	11,100
	13,362	103,164

總 計	交 通 部	經 濟 部	産 業 部	司 法 部	民 生 部	治 安 部
400,376	40,007	35,673	20,879	13,450	19,336	137,663
300,555	3,798	27,051	11,041	11,540	14,942	111,905

備考 追加豫算を含まず

(3) 國 債

既述の如く、政府は建國以來、健全財政主義を採つて、歳入補填を目的とする所謂赤字公債を發行しないが、唯建設事業費の爲には、公債を以て其の財源とする政策を採つて來た。而して産業五ヶ年計畫が實施されてからは、政府の各種事業に對する投資又は建設事業費充當の爲めの起債が積極的に行はれるに至つた結果、現在發行された公債は、二、三の交付公債を除いて、事業又は投資に充てられ、康德六年一月一日國債現在高總額八億五千八百九十餘萬圓の中、投資特別會計關係起債額が四億九千六百十餘萬圓に達して居ることより見ても、滿洲國國債の建設的な役割が窺はれるのである。

而して政府の國債消化策の施行と國內金融市場の發展助成及び日本政府並に金融界の積極的援助等に依り、政府の起債は常に極めて圓滑に行はれ、右國債現在額中、内債は五億一千二百六十餘萬圓、外債三億四千六百二十餘萬圓となつて居る。

國債現在高

(單位千圓)

内債	外債	合計	公債	借入金	合計
三〇八、二五	三三四、二五〇	六八二、四〇		一六四、四三三	五二二、六六八
				三三、〇〇〇	三四六、二五〇
				一六八、四三三	八八八、二八

備考 總務廳主計處調に據る

(一) 貿易

建國前に於ける滿洲の對外貿易は、歐洲大戰を契機とする大豆の世界市場進出に依り年々巨額の輸出超過を續けて來たのであるが、滿洲建國後は主として産業開發に必要な建設資材と生活必需品の輸入の激増に依り輸入超過に轉じ、爾來産業開發の進捗と共に逐年入超増加の傾向を示して居る。併し

乍ら此の入超は一に全貿易額の過半を占める對日貿易の結果であつて、日本を除く第三國に對しては素より出超を續けて居り、又對日入超尻も日本の對滿投資に依り支障なく決濟されて居るので何等悲觀を要するものではない。のみならず元來滿洲國の如き開發途上に在る新興國家の輸入超過は、將來に於ける經濟力の發展膨脹を約束するものであり、やがて諸建設事業が一段落を告げ、産業生産力が擴充された曉には、我國の貿易尻も出超に轉ずるは疑ひないのであるが、一面現下の情勢に照し益々國際收支の改善を圖る必要があるので、政府に於ては、最近大豆其他の輸出品の増産獎勵等種々なる輸出振興策を講じ、又滿獨貿易協定を改訂し、日滿伊貿易協定を締結する等、對第三國輸出の増進を圖ると共に、他方貿易統制法、爲替管理法等の實施に依り輸入を調節し、以て建設資材の輸入に必要な外貨資金の増加に努めてゐる。

滿洲國の輸出入貿易を品目別に見るに、輸出の大宗は依然農産物及び其の加工品であつて、就中大豆、豆粕及び其の製品が全輸出額の五割餘を占め、之に次いで粟・高粱・落花生・玉蜀黍等の農産物が主要品目として擧げられる。鑛産物は巨額の埋藏量を有するに拘らず未だ石炭・鐵其の他若干の鑛産物が輸出されるのみであるが、今後五ヶ年計畫進行と共に各種鑛産資源の開發は期して俟つ可きものがあり、輸出額も著しく増加を見越されて居る。

輸入品目に於ては所謂開發資材としての鐵網類・機械及び裝置・車輛等が主要な部分を占め、其

の他纖維工業製品及び食料品等の所謂生活必需品が注目される。

貿易の相手國は言ふ迄もなく日本が第一位で、輸出に於て五割七分、輸入に於て七割八分を占め、中華民國が之に亞ぎ、日支合計で貿易總額の約七割を占めて居る。日滿支を除いた對第三國貿易は建國後餘り振はなかつたが、最近に至り對獨貿易協定に續いて對伊協定の成立を見る等滿洲國の國際的地位の向上と共に漸次増加しつつある。

滿洲國對外貿易

(單位國幣百萬圓)

年次	輸出		輸入		計		入出超
	總輸出	純輸出	總輸入	純輸入	總貿易額	純貿易額	
大同元年 (一九三二)	六八	六〇〇	三八	三〇〇	九六	九二〇	(十二)八〇
同 (一九三三)	四八	四三三	五六	四九一	九六四	九二四	(一)六八
康徳元年 (一九三四)	四八	四二〇	五四	五五六	一、〇二一	九六六	(一)四六
同 (一九三五)	四二	三九三	六四	五七五	一、〇一五	九六七	(一)八三
同 (一九三六)	六三	五九	六九	六八	一二九五	一、一四七	(一)八九
同 (一九三七)	六五	五三	八七	八八七	一、五三	一、四九	(一)四二
同 (一九三八)	七五	六六	一、二四	一、二七五	二、〇〇〇	一、九三九	(一)五九

主要輸出入品價額 (康徳五年)

(單位國幣千圓)

輸出品	金額	對總輸出額比	輸入品	金額	對總輸入額比
大豆	三、四、二六三	三三・三%	鐵網	一三、〇七五	九・六%
石炭	七〇、五七五	九・七%	綿織物	八四、二七六	六・六%
高粱	二六、一九八	三・九%	人造纖維織物	五、八二五	四・五%
玉蜀黍	二〇、二六〇	二・八%	小麥粉	四、〇八八	三・七%
高梁	一八、八四五	二・六%	棉花	四、六五三	三・三%
硫安	一八、三三八	二・五%	砂糖	三、七七八	二・八%
豆油	一六、五七一	二・三%	木材	三、九六七	二・九%
小豆及綠豆	一四、〇九二	二・〇%	麻袋	三、八一〇	二・九%
落花生	一四、〇一〇	一・九%	毛織物	二〇、八三六	一・六%
	一三、二二五	一・七%	絕緣電線	一八、七四九	一・五%

主要相手國國別貿易 (康德五年)

(單位國幣千圓)

國別	輸		入	
	金額	百分比	金額	百分比
日本内地	三六六、〇〇三	四七・七%	九二、三二九	七三・四%
朝鮮	四九、二一八	六・八	一三、一〇一	一・〇
臺灣	二二、七〇五	三・〇	五七、〇九二	四・五
小計	四二六、八二五	五七・五	九九、四三三	七・九
中國	一三二、六八三	一六・八	九三、〇七〇	七・三
埃及	九三、八四九	二二・九	七〇、七二六	五・五
獨逸	五〇、三九六	六・九	三三、三〇四	二・九
米國	一一、三六〇	一・六	三〇、六〇三	二・四
和蘭	八、〇〇一	一・二	七、三三六	〇・六
英國	五、四四七	〇・八	五、〇六七	〇・四
香港	三、九〇二	〇・五	四、四八二	〇・四
其他	一三、九九一	一・九	三二、七二七	二・六

(三) 國際收支

小計	合計	小計	合計
三〇八、六三九	七五、四四四	二八二、三三三	一、〇三六、〇八二
四三・五	100・0	三三・一	100・0

滿洲(關東州を含む)の國際收支は毎年増加し、滿洲國經濟の規模が漸次膨脹しつゝあることを象徴して居る。即ち次表に見る如く、大同二年には貿易及び貿易外受拂總額は十八億一千三百萬圓であつたが、康德元年に約一億一千萬圓減少しただけで、康德二年には十九億九千萬圓に増加し、康德三年には二十六億四千四百萬圓、康德四年には二十八億三千三百萬圓に激増した。康德五年に於ては、輸出入貿易が躍増したこと及び日本の對滿投資が頗る順調なる推移を示したことから見て、其の國際收支總額は更に増大したであらうと觀察される。

滿洲國際收支總額

(單位千圓)

年度	受取合計	支拂合計	受取支拂總計
大同二年	九七、七二一	八七五、八九四	一、八三三、六三五

年	受取(輸出)	支拂(輸入)	支拂超過
康徳元年	八八、三六三	八〇、九三三	一、七〇一、二七五
同 二 年	一、〇四、九三九	九四、九七七	一、九九〇、九二六
同 三 年	一、三六、二六七	一、八三、四〇九	二、六四、六七六
同 四 年	一、四三、一八六	一、四〇、二七〇	二、八三、四五六

備考 經濟部發表に據る

(1) 貿易收支

建國後輸出貿易は世界經濟恐慌を反映した特産輸出額の減少を主因として停滞し、之に反して輸入貿易は建設景氣の昂揚の爲に、劃期的な躍進振りを示したが、輸出入兩部門に現はれた此の跛行的傾向は、大同二年滿洲貿易をして従前の出超より入超に轉向せしめ、爾後引續き此の傾向が持續された。併し乍ら國際經濟の恢復と共に、康徳三年の滿洲對外輸出貿易は顯著なる増加を示し、貿易戻は大なる改善を見た。翌康徳四年は産業開發五ヶ年計畫實施第一年度として、鐵網・機械器具、其他生産施設建設資材の需要が急増した爲に、輸入貿易が激増し、差引二億四千二百萬圓の輸入超過となつた。

滿洲貿易收支

(單位千圓)

年	受取(輸出)	支拂(輸入)	支拂超過
大同二年	四八、四七八	五五、八三三	六七、三五四
康徳元年	四八、四七七	五三、五六一	一四、一三五
同 二 年	四二、〇七六	六四、一四九	一八三、〇七三
同 三 年	六〇、二七九	六九、八三〇	八九、〇七一
同 四 年	六五、二九八	八七、四三三	二四、二四四

備考 經濟部發表に據る

(2) 貿易外收支

滿洲國經濟の發展と共に、其の貿易外收支額(關東州を含む)は毎年膨脹して來たが、其の差引戻は常に受取超過であつた。即ち大同二年の貿易外受取超過額は一億二千九百萬圓、康徳元年二億四千萬圓、康徳二年二億八千萬圓、康徳三年一億六千七百萬圓、康徳四年二億七千三百萬圓である。斯かる貿易外勘定の受取超過は、年々支拂超過となる貿易收支をカバーして、尙且つ滿洲の國際收支全體をして受取超過たらしめて居る。即ち次の如く、貿易上の支拂超過をカバーして大同二年六千二百萬圓

康徳元年九千五百萬圓、康徳二年九千七百萬圓、康徳三年七千八百萬圓、康徳四年三千一百萬圓の受取超過を示して居るのである。

貿易及び貿易外收支尻

(單位千圓)

年 度	貿 易	貿 易 外	收 入 尻
大 同 二 年	(一) 六、三五四	(十) 二九、〇九一	(十) 六、八四七
康 徳 元 年	(一) 一、一五、三三五	(十) 二四〇、五八四	(十) 五、四四九
同 二 年	(一) 一、八三、〇七二	(十) 二八〇、〇三四	(十) 六、九六三
同 三 年	(一) 八、九、〇七一	(十) 一六、九元	(十) 七、八五
同 四 年	(一) 二四、二四	(十) 二七、〇〇〇	(十) 三、九二六

備 考 經濟部發表に據る

斯くの如く滿洲國際收支の特色は、貿易勘定に於て常に支拂超過であるに反し、貿易外收支に於ては常に受取超過を示し、此の貿易外受取超過を以て貿易上の輸入超過を支拂つても尙ほ年々巨額の受取剩餘を生じつゝあることである。之は發展途上に於ける新興國家に常に見る現象であつて、嘗てのアメリカ合衆國が其の顯著なる實例である。

(四) 對 滿 投 資

滿洲事變前に於ける列國の對滿投資に就ては、正確なる統計はないが、各種資料に徴するに總額二十四億圓と見積られ、其の割合は大體日本約十七億圓、ソ聯五億九千萬圓、英國四千萬圓、米國三千万圓、佛國二千五百萬圓と推定されて居る。即ち日本は各國投資總額の七割を占め、又日本の國外投資總額の六割に相當して居る。一方日本を除く各國の投資は事變前後大部分國外に逃避し、從來第二位を占めて居たソ聯の如きも北鐵讓渡に因つて激減を來し、斯くて康徳二年六月末には、日本以外の外國對滿投資額は僅かに一億圓程度に減少するに至つたのである。

他方事變後に於ける日本の對滿投資は逐年増加し、其の證券投資並に之に準ずべきものに就て見るに、建國以來康徳四年迄の過去六ヶ年間に於ける投資額は十九億七千九百萬圓(純増加十四億二千三百萬圓)であつて、之に關する建國直前の殘高を加へるならば、康徳四年末現在殘高は實に二十二億四千三百萬圓の巨額に上つて居る。

日本對滿證券投資

(單位千圓)

年 度	投 資	償 還	純 増
大 同 元 年	一五、三六八	三六、三三五	二一、一六三
同 二 年	二八〇、五五五	一六、三七七	二六三、一七八
康 德 元 年	二七九、三九五	一、三三五	二七八、一七〇
同 二 年	四一、五九九	二五、四三三	一六、一六六
同 三 年	四三、三三三	三二、八八二	一〇、四五二
同 四 年	三七一、一一〇	一三、〇〇〇	二四四、一一〇

備考 滿洲帝國經濟全集(4)に據る

右の如く、日本の對滿證券投資純増加額は康徳元年を轉機として前年の三倍に垂んとする二億七千八百萬圓に達し、翌康徳二年には更に躍増したが、康徳三年に於ては日本起債市場不冴の状態を映して反減した。併し康徳四年に入つてからは、日本起債市場の復活に因り對滿投資純増加額も再び増勢に轉じた。康徳四年七月、支那事變が勃發した爲に日本起債市場の情勢が一時憂慮されたが、幸に日本政府の各種施設が奏效して、起債界は豫想外に順調なる推移を示すに至り、加ふるに日本政府が滿

洲國債優遇の方策を確立し、且つ日本銀行が滿洲國債並に滿洲國政府保證社債擔保の割引率を引下げる等諸般の市場育成策が施行された結果、前年に引續き康徳五年に於ても日本の對滿證券投資が極めて圓滑に行はれた。斯くて康徳五年に於ける日本對滿投資額は、對滿事務局の調査に依れば、四億三千萬圓と前年よりも約一億圓の増加を示して居り、今後修正五ヶ年計畫の爲めの資金調達に就ても頗る樂觀されて居る。

既述の如く、康徳四年末現在、日本の對滿投資殘高は合計二十二億四千三百萬圓に上り、其の内譯は株式九億七千九百萬圓、社債九億七百萬圓、國債一億九千三百萬圓、證券投資に準ずべき借入金一億六千三百萬圓であるが、之に滿洲事變前及び事變後に於ける證券外投資を加算するときは、實際總額は更に巨大な數字となるであらう。

日本對滿證券投資内譯

(單位千圓)

年 度	内 譯	國 債	社 債	株 式	證券投資に準ずべき借入金	合 計
建 國 直 前			三〇四、一〇三	五〇七、八八四	七、七五〇	八一九、七三七
投 資 殘 高						
大 同 元 年	投 資		七〇、〇〇〇	三七、三六八	五〇、〇〇〇	一五七、三六八
償 還			六三三五		三〇、〇〇〇	三六六、三三五

投資	大同二年			康德元年			康德二年			康德三年		
	増減(一)	償還	投資	増減(一)	償還	投資	増減(一)	償還	投資	増減(一)	償還	投資
10,000	30,000	1	30,000	10,000	1	10,000	60,000	2,000	60,000	50,000	1	50,000
63,750	133,900	1	133,900	188,750	188,950	174,000	174,000	4,335	174,000	199,665	268,000	268,000
37,368	26,665	1	26,665	61,435	61,435	54,733	54,733	1	54,733	83,791	80,953	80,953
10,000	7,150	1	7,150	19,200	19,200	19,847	19,847	109,228	109,228	124,000	124,000	124,000
331,250	280,550	1	280,550	276,170	276,170	481,599	481,599	115,463	115,463	331,250	331,250	331,250

投資	康德四年		過去六ヶ年		康德四年末 投資残高
	増減(一)	償還	純増加	投資額	
193,000	30,000	6,000	193,000	215,000	193,000
907,569	22,000	1	603,266	875,850	907,569
979,347	110,850	1	471,463	471,463	979,347
163,479	23,360	7,000	155,779	427,167	163,479
2,243,395	311,310	11,000	1,433,486	1,979,480	2,243,395

備考 満洲帝國經濟全集(4)に據る

(五) 物 價

最近の満洲物價の動きを観る前に、先づ建國以來の物價の推移を概観しよう。

(1) 日支事變勃發迄の物價の推移

建國以來日支事變勃發迄の満洲物價の變動を、概括的な段階に區別すると大體次の四期に分れる。

第一期 (自建國) 國幣の上海弗リンク時代
 第二期 (自建國) 銀物價漸落時代
 第三期 通 貨
 第四期 物 價

第二	期	(自康德元年八月 至同二年九月)	銀統制管理時代	銀物價離脱時代
第三	期	(自康德二年九月 至同三年十月)	金圓パー時代	安定時代
第四	期	(自康德三年十月 至同四年六月)	同	右
				世界的高物價時代

即ち建國當初に於ては、國幣は銀系通貨として上海弗にリンクしてゐたが、通貨價值の安定と共に物價も亦比較的安定せる推移を示した。然るに大同二年五月、米國に於て銀通貨増發法案の通過を見るや、銀價の急騰により次第に滿洲物價にも暗影を投じ始め、翌康德元年六月、米國銀買上法案が發布されるに及んで愈々銀價の騰勢著しく、之が爲め我國の通貨價值及び物價も尠からず其の安定を脅かされるに至つた。茲に於て本行は從來の通貨政策を放棄して國幣を銀より離脱せしめ、専ら物價の安定を目標とする事に方針を決定した。此の通貨政策の轉換が效を奏し、滿洲物價も漸次恢復歩調を辿るに至つたが、從來上海物價に追隨してゐた我國の物價は、この頃より漸く國幣對金票相場の接近に伴ひ日本物價の變動に追隨するやうになり、康德二年九月、對日通貨價值パーの實現を見るに及んで全く銀建物價より離脱するに至つた。斯くして國幣の價值安定が確固不動のものとなると共に日滿經濟關係は一段と緊密化し、當時日本の爲替相場安定に伴ふ物價の安定は當然滿洲物價にも好影響を及ぼし、農産物價の上昇と共に一般物價も恢復歩調に向ひ、滿洲物價は極めて順調なる推移を示した。

上述の如く、建國以來康德三年十月に至る約五ヶ年の間、滿洲物價は大體に於て堅實順調に推移したのであつて、之を本行の調査に係る新京卸賣物價指數(大同二年平均基準)の各年平均に就いてみると、大同元年(七月—十二月)一〇二・〇、同二年一〇〇・〇、康德元年九二・六、同二年一〇三・四、同三年一〇六・一を示し、諸外國の物價に比し極めて安定的な上昇を辿つて來たことが窺はれる。

然るに康德三年十月頃より農産物・鑛産品並に軍需關係工業製品の急騰を先驅とする所謂世界的高物價時代が始まり、各國物價は逐月奔騰し、殆ど世界恐慌前の物價水準に迄復歸した。従つて我國の物價も亦當然餘波を受けて急激に騰貴し、康德四年四月には遂に平均指數一二九・一を示した。之は素より輸出農産物の急騰にも因るが、海外物價高と尨大豫算とに基因する當時の日本の高物價の影響を、日本より輸入商品を通じて受入れたことが其の主なる原因である。此の世界的高物價は康德四年三、四月頃を峠として反落期に入り、日本物價も亦海外物價の反落と輸出の不振、殊に纖維商品價格の低落とを中心に崩れたが、滿洲に於ても海外市況の軟調による輸出特産物價格の下落と日本物價の漸落とを反映して、一般物價は漸次下落傾向を辿るに至つた。

然るに偶々康德四年七月、日支事變が勃發するに及んで日本經濟は準戰時體制より戰時體制に移行し、其の後事變の進展に伴ひ各種の經濟統制が行はれ、物資の需給關係を不均衡且つ不圓滑ならしめた結果、必然的に諸物價の騰貴を招來するに至つた。

(2) 日支事變勃發後の物價の推移

日支事變勃發以後に於ける滿洲物價の推移を便宜上次の四期に分つて説明しよう。

第一期	(自康德四年十二月至同 年十二月)	一高一低保合時期
第二期	(自康德四年十二月至同 五年四月)	漸騰期
第三期	(自康德五年四月至同 年七月)	急騰期
第四期	(自康德五年七月至同 年十二月)	漸落期

第一期 一高一低保合時期 戰時經濟下に在つて物價の騰貴するのは當然のことで、日滿兩國の物價騰貴は必至と觀られたが、此の一般豫想に反して、日支事變勃發以來十二月頃迄の約半ヶ年、兩國の物價は比較的堅實なる推移を示した。此の間滿洲に於ては穀類の價格上騰を見たが、大勢は別表に示す如く一高一低裡に推移した。斯く事變後數ヶ月間、物價が戰時物價としては極めて堅實且つ順調な推移を示した理由としては、第一に日滿ブロック經濟の強靱性が擧げられるが、其の他事變勃發前よりの商品ストックが相當多量あつたこと、世界的物價の低落、各種物價對策の實施並に國民の消費節約實行等が擧げられる。尙ほ此の期の我が物價は日本のそれよりも、より堅實な推移を示したが、之は主として我が滿洲物價の騰落に至大の關係をもつ農産物價格の低落、其の他建築材料の季節的反

落、紡織品類の下落等に因る。

第二期 漸騰期 其の後事變の擴大並に長期戰化、軍需關係物資の需要急増に伴ひ商品ストックに不足を來すもの尠くなく、他方諸種の戰時經濟統制策は漸次擴大強化せられ、就中輸入制限並に重要物資使用制限の強化は一般物資の需給關係を一段と逼迫せしめ、日本に於ける物價昂騰の趨勢は、康德四年末頃より、漸次一般生活必需品に迄波及し、其の騰勢は愈々顯著となつて來た。

之が爲め我國の物價、就中輸入品物價は一般に騰貴し、更に爲替管理法の改正強化、貿易統制法の實施等により輸入物資の需給關係を益々窮屈ならしめ、我が物價は逐月昂騰の一途を辿つた。

更に此の時期に於ける物價騰貴の内容を商品別に觀るに、金物類の低落、燈火品及び燃料類の微騰を除く外何れも騰貴して居り、就中紡織品・建築材料・雜品類の騰貴が顯著で、其の他全面的に物價騰貴の波が浸潤して居る。金物類の反落は四月一日より鐵鋼類統制法實施が傳へられた爲である。

第三期 急騰期 前述の如く滿洲物價は康德四年末頃より日本物價の動向と歩調を共にし、世界物價の下落傾向を他所に騰勢を辿つたが、康德五年四月以來我が物價は急激に騰勢を早め、其の騰貴率は日本のそれを遙かに凌駕した。即ち此の期間に於ける物價急騰の内容を商品別に觀るに、全商品一齊に騰貴を示してゐるが、就中日本よりの輸入に仰ぐ紡織品・金物類・雜品類等の騰勢が顯著で、對日輸入品は日本に於けるよりもより一層激しく騰貴した事が窺はれる。而も此の間我國に於ては、康德

五年四月暴利取締令を改正強化し、五月には小麦に對し公定價格制を実施するなど、着々戰時物價對策が實施せられたが、未だ日本に於けるが如く徹底的に諸對策が實施されるに至らなかつた爲め、斯くの如き物價の急騰を見たのである。

斯くの如くして我が物價は康徳五年四月以降逐月急騰の一途を辿り、同年七月に至つて遂に建國以來の最高水準を示現するに至つた。即ち本行調査新京卸賣物價指數に依れば、康徳五年七月の平均指數は一六八・八で、之を事變直前、即ち康徳四年六月の指數一二四・〇に比較すれば實に三六・一%の高位に當る。

第四期 漸落期 斯かる物價の昂騰は戰時經濟の遂行に一大支障を來すので、物價の抑制が愈々緊急問題となるに至つた。茲に於て本行は先づ金融方面より物價抑制對策に乗出し、各金融機關の協力の下に思惑資金に對する貸出の引締を行つたが、幸ひ豫想以上の効果を奏した。又八月には政府に戰時物價審議機關として物資物價委員會が設立せられ、更に臨時爲替局創設と共に本行に依つて爲替の一元制統制が行はれる事になり、滿洲物價は七月を轉機として漸落傾向に移つた。

此の期間に於ける物價漸落の足取りを本行指數に就いて觀るに、前記七月の一六八・八に對して十二月には一五六・三と七・四%の下落を示して居る。併し乍ら此の物價下落の内容を商品別に觀れば、食料及び嗜好品・建築材料・燈火及び燃料等は依然として騰貴して居り、物價の全面的下落でないこ

とが判る。

最後に昨年十二月に於ける各類別指數を事變直前、即ち康徳四年六月のそれと比較するに、各類別指數共に夫々騰貴しては居るが、就中紡織品類の五二・三%、雜品類の五〇・五%、金物類の二三・三%、建築材料類の二一・一%の騰貴等が特に顯著で、是等主として日本よりの輸入に仰ぐ輸入品物價の昂騰が事變下滿洲物價の昂騰の主なる原因を爲してゐることが判る。即ち國內品の二八・四%の騰貴、輸出品の一・九%の騰貴に對して、輸入品は四〇・二%の昂騰を示して居るのである。

(第一表) 新京卸賣物價類別指數

年次	類別									
	特産	雜穀	食料及嗜好品	紡織品	燈火品及燃料	金物	建築材料	雜品	總指數	
大同元年七月	一一九・六	九四・七	一〇〇・四	一〇九・一	一〇三・一	一〇四・七	一〇六・六	一〇九・一	一〇三・七	
同年平均	一一七・六	一〇〇・〇	九九・四	一〇〇・一	一〇一・四	一〇〇・〇	九五・八	九九・三	一〇一・〇	
(七月—十二月)										
同 二年平均	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	
康徳元年平均	九四・五	九二・八	九四・〇	九〇・四	八九・八	九四・〇	九二・四	九三・四	九二・六	
同 二年平均	一九三・二	一〇四・五	一〇四・一	八八・三	九一・五	九三・九	九三・九	九三・六	一〇三・四	
同 三年平均	一八五・七	一一五・八	一〇五・六	九二・八	九四・七	九二・九	九二・二	九六・〇	一〇六・一	

同 四年平均	同 五年平均	康德四年 六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	康德五年 一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月
203.4	202.9	197.6	205.9	197.1	192.2	198.6	188.7	179.6	177.3	180.4	178.2	186.5	226.5	235.3	230.3
234.3	241.6	230.2	235.1	230.3	233.2	239.8	230.2	233.4	233.3	238.7	237.7	236.1	246.6	247.8	250.7
212.5	244.9	190.5	199.8	110.2	122.2	125.1	125.3	126.0	128.0	133.5	200.6	227.8	233.1	233.6	244.6
106.5	251.6	107.7	108.1	104.9	107.9	108.1	103.9	103.3	104.3	109.2	115.0	125.1	147.8	187.9	183.5
98.6	106.9	98.8	98.8	98.7	98.2	98.5	98.8	98.4	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	107.7	108.2
167.7	221.6	156.5	164.3	176.6	167.4	167.6	169.1	178.3	175.0	177.1	177.2	173.8	183.0	208.6	256.2
106.6	286.6	127.0	124.5	109.6	109.6	108.6	105.0	105.4	107.6	113.3	126.8	129.8	140.1	190.0	234.7
212.5	149.5	208.8	211.4	212.6	213.4	215.5	214.8	214.1	215.7	217.0	215.2	213.1	213.8	215.7	217.2
252.2	149.6	234.0	236.3	235.5	235.4	237.0	234.8	234.5	235.3	238.9	235.2	233.8	233.8	237.7	238.8

備考 大同二年平均を100とす(本行調査)

八月	九月	十月	十一月	十二月
224.5	209.7	211.0	192.0	203.4
146.4	145.3	146.1	137.8	136.1
215.4	218.9	213.5	213.6	213.6
173.7	177.2	177.3	166.0	146.0
210.9	211.3	211.3	211.3	211.3
253.8	339.7	329.1	198.8	193.0
237.6	237.8	239.7	240.1	241.7
174.9	177.5	169.9	167.5	167.7
165.7	163.3	161.9	156.2	156.3

(第二表) 内外卸賣物價指數

大同二年(一九三三年)平均基準

年 月	滿洲國(新京)	大連	日本	上海	天津	英國	米國	佛國	獨 乙
康德元年平均(一九三四)	92.6	102.2	99.0	93.7	91.3	101.9	113.8	94.3	105.4
同(一九三五)	103.4	106.9	103.3	92.6	94.8	106.2	127.4	89.5	109.1
同(一九三六)	106.1	108.4	109.6	104.4	109.9	111.4	133.6	104.3	111.6
同(一九三七)	115.1	124.8	133.7	123.8	120.5	129.1	131.0	145.1	123.5
同(一九三八)	149.6	151.4	140.0	136.2	147.3	129.1	129.1	154.9	123.5
康德五年一月	253.3	235.5	236.7	234.5	241.8	232.1	233.8	157.7	233.2

二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一三八・九	一三〇・一	一三三・五	一四〇・六	一六〇・七	一六〇・八	一五七・七	一六〇・三	一六〇・九	一五〇・二	一五〇・三
一四六・六	一三六・九	一四〇・一	一四九・九	一五七・七	一六〇・八	一五八・九	一六〇・〇	一六〇・三	一六〇・四	一六〇・五
一三九・九	一四〇・一	一三七・五	一三六・七	一四七・七	一四七・七	一四〇・三	一四〇・三	一四〇・七	一四〇・四	一四〇・一
一三三・三	一三四・一	一三七・六	一三六・七	一三九・九	一四〇・四	一五八・八	一六〇・八	一五九・六	一三八・三	一三五・二
一四八・八	一五三・三	一五九・四	一五九・一	一七三・二	一七九・八	一八三・二	一七九・九	一七九・九	一七六・一	一七五・八
一三〇・〇	一三八・二	一七四・四	一四四・七	一四四・七	一四四・三	一一二・二	一一二・二	一一二・四	一〇九・七	一一三・二
一三二・一	一二〇・八	一九〇・四	一一八・七	一一八・四	一一九・一	一一八・一	一一八・五	一一七・九	一一七・三	一一七・〇
一五八・三	一五九・五	一五九・五	一五七・七	一六八・三	一六〇・〇	一六〇・〇	一六〇・五	一五九・三	一五七・五	一五二・一
一一三・四	一一三・四	一一三・一	一一三・〇	一一三・三	一一三・三	一一三・五	一一三・二	一一三・三	一一三・七	一一三・一

備考 本指數は夫々左記各機關の調査に據る

滿洲國……本行、大連……大連商工會議所、日本……日本銀行、上海……國定稅則委員會、
 天津……南開大學經濟學院及支那問題研究所、英國……スタテイス社、米國……勞働統計
 局、佛國……佛蘭西一般統計局、獨乙……中央統計局

(六) 農 業

最近五ヶ年計畫の樹立に依り鑛工業方面の躍進目覺しきものがあるとは云へ、農業は依然として滿洲經濟の根幹を爲してゐる。

滿洲の可耕地面積は大約二千九百萬陌であつて、總面積約九千萬陌の三割三分餘に當り、可耕地の五割一分が既耕地で、残りの四割九分が未耕地として残存して居る。而して滿洲の氣象風土は概して乾燥地農業に適してゐる關係から大豆・高粱・粟・玉蜀黍・小麥等の畑作物が其の主要なるもので、以上の五つの作物が數量的にも又經濟的にも最も重きをなし、實に全農産物の九割迄を占め、斷然他を壓してゐる。所謂滿洲の特産物と稱されるものは普通廣義には此の五大作物を指すのである。

之等農産物の生産高は素より年によつて多少の増減はあるが、最近は大體一千七、八百萬噸内外に達して居る。昨康德五年度の作柄は非常に良好であつて、滿鐵の第三回收穫豫想高は一千八百餘萬噸と發表せられ、前年度推定實收量に比し約五十萬噸の增收を示して居る。而して其の内譯は大豆約四百六十萬噸、高粱約四百六十萬、粟約三百二十萬噸、玉蜀黍約二百三十萬噸、小麥約九十萬噸、水稻陸稻合せて約八十萬噸、その他約六十萬噸の割合になつて居る。右の内大豆は、世界總産額の約三割を占め、生産量に於て全農産物に冠たる許りでなく、他の農作物が主として國內消費に充てられるに反

し、其の約八割が海外に輸出せられ、世界的商品として製油原料・肥料・飼料又は食料として廣大なる販路を有し、近年に於ける輸出年額二億乃至三億圓、滿洲輸出貿易總額の六割内外に當り、滿洲特産の大宗たるの名を擅にして居る。即ち此の大豆の支配的地位は恰も歐洲大戰前後に於ける日本生糸のそれと匹敵して居るのである。

其の他麻類・煙草・棉花・甜菜・落花生等の所謂「特用作物」及び果實・蔬菜・柞蠶等があり、滿洲農家の副産物となつて居る。

輸出農産物の大部分は日本、支那及び歐洲諸國（特に獨逸）に向け輸出されてゐるが、就中大豆油は其の六割乃至七割が歐洲に、豆粕は約八割が日本に向け輸出せられ、之等農産物の豊凶、市價の騰落は滿洲經濟の消長を支配すると稱しても過言でない。

産業五ヶ年計畫に於ける農産部門の品目は、大豆・蕎麥・落花生・高粱・粟・玉蜀黍・米・小麥・燕麥・大麥・ルーサン・ケナフ・亞麻・苧麻・棉花・葉煙草・甜菜等であるが、其の實績は大體良好で、計畫第二年度たる昨康德五年度に於ては、特に大豆・高粱・粟・玉蜀黍・米・苧麻等何れも豫定目標以上の好成績を収めた。尙ほ當初の産業計畫に於ては、大豆其の他在來の主要作物はむしろ減反して單位收量の増加を目標とする程度に止め、他の新興作物に主力を注がんとする方針であつたが、最近の修正計畫では我が國際收支改善の見地から輸出向主要農作物、就中大豆の増産を奨励すること

になつた。蓋し大豆は對第三國外貨資金の吸収上最も重要な役割を務めて居り、之に依つて獲得した外資を以て必要な軍需・建設・開發資材を出来る丈け多く輸入しようと言ふ譯である。

滿洲主要農産物收穫高

(單位千瓩)

品 種	康德元年 (一九三四)	同 一 年 (一九三五)	同 三 年 (一九三六)	同 四 年 (一九三九)	同五年(一九三八)	第三回豫想高 割	合
	大豆	三、三九八	三、八三三	四、一四七	四、三三二		
其他豆類	二七七	三三七	三四二	三三七	三四四		六
高粱	三、四七〇	四、一〇六	四、四三三	四、三三五	四、六二六		三六
粟	二、二三三	二、九六六	三、一八七	三、三三六	三、一八一		一七
玉蜀黍	一、五〇三	一、九〇三	二、〇七二	二、一四〇	二、二九九		一三
小麦	六四三	一、〇一五	九五九	一、二二六	九三四		五
水稻	二〇〇	二九六	四四二	五四九	六三六		三
陸稻	二二六	一四四	五二六	一四〇	一三五		一
其他穀類	一、〇四六	一、一〇六	一、〇九三	一、〇九六	一、〇九六		六
麻實(小麻子)	八六	五六	四五	五二	四二		一

荏 (蘇子)	三	一八三	一四七	一一〇	九	一
合 計	三、三三五	一五、六九九	二六、八四〇	一四、四四四	一〇、八〇一	一〇〇

備考 滿洲農産物出廻背後地別推定實收高。但し康徳五年度は第三回豫想高に據る

(七) 林・畜・水産業

(1) 林 業

滿洲に於ける森林地帯の主なるものは松花江及びその支流、拉林河、豆滿江、牡丹江、鴨綠江右岸並にその支流、渾河上流の各地域と、濱綏線並に濱州線沿線の一部、三江省三姓地方、大小興安嶺内等であつて、その立木面積は約二千七百七十萬陌、國土總面積の一六・七%を占め、其の蓄積量は大約三十五億立方米と推定されて居る。是等の森林を構成する樹種は既に知られたもののみでも三百五十餘種の多きに達すると云はれ、其の中有用材と認められるものは針葉樹八種、闊葉樹二十一種である。

建國後政府は逐次林政機關の整備を圖ると共に、林場權の整理を斷行し、又滿洲林業株式會社を設立する等全滿の木材の配給統制を爲して居るが、一方康徳六年一月全滿を十二プロツクの地域に限り、木材の國家統制價格(民間には最高價格を適用)を發表した。尙ほ滿洲國に於ては集團伐採、官

行伐採並に兩者の特徴を加味した官所伐採を行ひ、保林・治安の點より自由伐採を許さない。

木材の消費方面では、建國以來諸建設事業が一時に勃興した爲め木材の需要が急増し年々巨額の供給を輸入に仰いだが、最近諸バルブ會社の進出と共に、積極的伐採が行はれ、生産高は左表の如く年々躍増してゐる。即ち建國當時は三百萬石内外であつたが、其の後急激に生産増加を示し、康徳四年度には約七百五十萬石に達した。康徳五年度に於ても大體同一程度の生産を見た模様である。

滿洲國木材生産高

(單位日本石千石)

年 次	針 葉 樹		闊 葉 樹		計		同上指數
	數量	割合	數量	割合	數量	割合	
大同元年	二、二六一	五	四〇六	一五	二、六六七	一〇〇	七〇
同 二 年	二、三〇八	七	三九二	一三	三、〇〇〇	一〇〇	七六
康 徳 元 年	三、五九九	八	四三三	一	四、〇三三	一〇〇	一五
同 二 年	四、八六九	八	六四〇	三	五、五〇九	一〇〇	一六
同 三 年	四、九七七	九	五五六	一〇	五、五三六	一〇〇	一四
同 四 年	七、八二三	九	七二二	九	七、五五五	一〇〇	一六

備考 林野局調査に依る。指數は建國前五ヶ年平均を一〇〇とす

(2) 畜産業

家畜は我が大陸農業には缺くべからざる爲め其の飼育は早くより普及し、滿洲の農家では各戸殆んど家畜を飼養しない家はない。其の種類も牛・馬・騾・驢の大家畜より、羊・豚・鶏其他の小家畜・家禽に及び、外に蒙古地方には少數の駱駝が飼育されてゐるが、その數量の豊富なる割合に資質は未だ劣等なるものが多く、是等の品種改良、増殖防疫等に就ては關係當局に於て夙に計畫を立て、就中馬は種々の見地より専ら馬政局をして之に當らしめてゐる。

現在滿洲國內に於ける是等の家畜頭數を正確に知ることは困難であるが、産業部の康德三年末の調査に據れば大體次の通りである。

	千頭	千頭	
牛	一、四二一	緬羊	一、六八〇
馬	不詳	山羊	七五一
騾	五六七	豚	五、九一一
驢	六二〇	駱駝	一一一

政府は康德四年度より既述の如く産業開發五ヶ年計畫を實施し、畜産部門に於ても牛・馬・緬羊・豚等に夫々一定の目標を定めてその改良増殖に努めて居るが、過去二ヶ年の実績は何れも頗る好成績

を示して居る。

尙ほ康德四年八月には準特殊會社たる滿洲畜産株式會社（資本金當初五百萬圓、本年四月一千五百萬圓に増資、内拂込一千萬圓）が設立せられ、家畜の輸入・國內配給及び畜産物の加工・賣買に當つてゐるが、更に從來未加工の毛、天津方面に輸出されてゐた豚毛を國內に於て加工精製し、以て之が輸出の振興を圖る爲め昨康德五年十月滿洲豚毛工業株式會社（資本金三百萬圓）が設立された。又政府では本年二月一日より皮革類配給統制規則を公布實施して國內に於ける毛皮・皮革類の圓滑なる需給を期して居る。

(3) 水産業

建國以來滿洲國の諸産業部門は急激なる發展過程を辿つてゐるが、唯水産業に於ては、面積の廣大なる割合に海岸線が極めて短く且つ沿海が遠淺なる上冬季に於て凍結する所が多い爲め、勢ひ漁業の發達も遅れ、まだ海洋漁業としては見るべきものがない。併し乍ら一面滿洲國は、自然的地理的關係から海岸線短きに反し其の内部には幾多の河川及び湖沼を有し、淡水魚は現在判明してゐるもののみでも實に百數十種の多きに及び、種類・數量共に頗る豊富であり、今後漁撈方法の進歩・指導宜しきを得るならば淡水漁業は相當有望なる將來を有する譯であるが、就中北滿には水量豊富なる嫩江、松花江の本支流、牡丹江、烏蘇里等の大河があり、基の漁撈も亦盛である。これ等の河川及び湖沼から漁

獲される淡水魚は大體年一億二、三千萬斤、金額にして三千五、六百萬圓に上つて居る。

次に關東州は滿洲國とは全く事情が異なり、三面海を以て圍繞されて居り、而もその海岸は屈曲せる港灣に富み、西は渤海、東は黃海に面し、これ等何れの地域に於ても魚族豊富で、其の漁獲高は年五、六百萬圓に及んで居る。

滿洲國の水産業として看過し得ないものに製鹽業がある。即ち滿洲國內には地形・氣候共に製鹽事に適する土地が多く、就中遼東半島は沿岸到る處天恵自ら備はる製鹽地であり、天日鹽、再製鹽、加工鹽の三方法が行はれて居る。滿洲國の鹽の年産額は建國當初四億斤内外であつたが、年々増産の一途を辿り、康徳四年度には六億六千八百萬斤の産出を見た。一方關東州に於ける製鹽業も亦日本施政後施設・經營等大いに改善せられ、其の天恵の地の利と相俟つて逐年増産を示して居る。

尙ほ滿洲から輸出される魚介・海産物は年々八十萬圓内外であるが、輸入は其の十倍たる八百五十萬圓以上になつて居り、今後日本人口の増加に伴ひ益々其の不足量が増大するものと觀られて居る。

(八) 鑛業

滿洲は古くから石炭・鐵・金等の鑛物に富み、鑛産物は農産物と並んで二大資源と稱される。而し

て其の種類は餘り多種ではないが、日本に比較的缺如してゐる石炭・鐵・金・油母頁岩・マグネサイト・耐火粘土等の有用鑛物が何れも埋藏量極めて豊富であつて、日本の鑛産資源の不足を補つて餘りあり、之が開發は日滿經濟ブロックに寄與する所尠くない。

滿鐵地質調査所の發表によれば、滿洲に於て産出する有用鑛物としては、金屬鑛物に於ては金・砂金・銀・鐵・銅・滿俺・鉛・亞鉛・硫化鐵鑛等、又非金屬鑛物に於ては石炭・菱苦土鑛・白雲石・粘土類・滑石・螢石・硅石・石綿・長石・方解石・重晶石・油母頁岩・天然曹達等が挙げられる。

今滿洲に於ける主要鑛産資源の埋藏量を觀るに、石炭の埋藏量は從來約四十億噸と稱されて居たが、近年阜新其他の新發見に依り、滿洲炭礦會社の管下に屬するもの丈けでも約百億噸を算するに至つた。主なる礦區としては從來知られたる撫順・本溪湖・北票等の外、阜新・鶴崗・西安・密山・扎賚諾爾等が挙げられるが、最近東邊道を始め各地に續々新礦區が發見せられ、是等を合すれば實に三、四百億噸に達するものと觀られて居る。次に鐵鑛は從來鞍山・本溪湖等が知られ、其の埋藏量は約十三億噸と稱されてゐたが、之亦最近鐵嶺・開原・東邊道一帶（大粟子・廟兒嶺・弓張嶺・歪頭山・七道溝・千西溝・鑛洞子等の諸鑛山）其他に新たに注目すべき鐵鑛脈が發見せられ、既調査済の埋藏量丈けでも三十億噸を突破するものと言はれる。又金・油母頁岩・マグネサイト・耐火粘土其他の各種鑛物も巨額の埋藏量を有することが確證せられ、最近に於ては從來全く無いと言はれてゐた

銅が発見せられ、石油の存在も有望視される等鑛産資源の発見が各地に相踵ぐ状態であり、其の埋藏量の如き新鑛脈の発見と共に今後更に一層増加すべきことと言ふ迄もない。

建國後政府は是等鑛産資源開發の國家的重要性に鑑み、鑛業行政機構を確立すると共に康徳二年鑛業法令を發布して四十種類の法定鑛物を指定し、直接又は間接に適切なる統制を加へてゐるが、更に主要國防資源の保全、鑛業の助長及び發達を圖る爲め、法令を以て滿洲鑛業開發株式會社、滿洲炭礦株式會社、滿洲石油株式會社、滿洲採金株式會社、滿洲輕金屬製造株式會社等の特殊會社を設立し、是等を通じて着々鑛産資源の開發を行つて居り、鑛産額の總額は康徳四年度に於て約一億三千萬圓に上つて居る。殊に康徳四年以來實施してゐる産業開發五ヶ年計畫は昨康徳五年内外の新情勢に對應すべく全面的に修正せられ、その結果主として鑛工部門に重點を置くことになつたので、滿洲の鑛業も、より急速なる開發躍進が期待されるに至つた。

滿洲重要鑛物出産額

(單位—金は匁、其他千匁)

種別	康徳三年度	康徳二年度	康徳元年度
金	三、百九	一、八六六	四六三
鐵	二、六五	一、四六二	一、一〇五

種別	康徳三年度	康徳二年度	康徳元年度
鐵	六七	六七	四七五
硫	三	九	七
石	11,010	11,474	10,703
油	—	三,四三六	11,10五
原	—	10八	五
マ	—	一五六	七六
グ	—	一八二	一三七
耐	—	七〇	七五
火	—	一八五	六五五
粘	—	一四八	一五四
土	—	—	—
滑	—	—	—
石	—	—	—
灰	—	—	—
石	—	—	—
硅	—	—	—

備考 康徳元年・二年は滿鐵調査、康徳三年は産業部鑛工司調査に據る

(九) 工業

滿洲の工業は從來主として油房(大豆搾油)、燒鍋(高粱酒釀造)、製粉、炸蠶製絲等農業生産物を原料とする原始的工業であり、其の企業形態は何れも舊式な家庭工業の域を脱しなかつたが、建國後

日滿資本の提携に依り近代的機械工業乃至化學工業の進出を見ると共に、在來工業も漸次新式工業化され、茲に一大飛躍を遂げるに至つた、即ち先づ機械器具・煉瓦・セメント等土建關係の諸工業が勃興し、次いで軍需工業、その他國策的特殊工業の發展を見、同時に日本人を中心とする人口増加に伴ひ食品工業の勃興を見たが、更に最近急速なる進展を示しつつあるものに硫安・オイルセル等の化學工業があり、新たにバルブ工業、石炭油化學工業の登場を見る等、滿洲國建國は滿洲の工業界に一轉機を劃した。斯くして滿洲工業は粗工業より精製工業へ、輕工業より重工業へと一大轉換をなしつつある。

殊に康徳四年以來、國際情勢の推移に鑑み、國防經濟力の充實を目指す積極的な産業開發計畫が樹立せられ、就中鑛工業部門に其の重點を置いて着々實行に移されつつあることは既述の通りであるが是等鑛工業部門の經營は、主として新設の滿洲重工業開發株式會社(資本金四億五千萬圓、全額拂込)が其の衝に當り、各種鑛産資源の採掘・製鍊及び自動車・飛行機等の製作を統制して居る。一方是等産業に基礎動力を供給すべき電氣事業も、各産業部門の生産力擴充に對應して擴充さるべきは當然であり、政府は産業開發五ヶ年計畫に於ても先づ水力發電の大々的開發を企圖し、現に鴨綠江・第二松花江・鏡泊湖等に驚異的な大發電工事が進められて居るが、同時に火力發電設備の擴充も計畫されて居り、我が國重工業の目覺しい發展躍進は遠からずして滿洲に劃期的な産業革命を齎らすものと期待されるのである。

既に述べたる如く、滿洲國は建國以來重要産業に對しては所要の統制を行ふ方針の下に全産業を國營又は特許事業、許可事業及び自由企業に三大別し、國家産業の根幹たる基礎的部門を除くの外許可制度を採用して適宜之を取締つて來たが、康徳四年五月重要産業統制法を制定公布して更に明確なる法的根據を與へると共に、從來判然としなかつた自由企業と許可事業との限界を明らかにし、統制の形式・範圍・内容等を明瞭ならしめた。

全滿工業生産高 (康徳三年度)

業種別	滿洲國		關東州及滿鐵附屬地		合計		百分比	
	工場數	生産額	工場數	生産額	工場數	生産額	工場數	生産額
紡績工業	10,666	70,334	9	4,763	1,155	110,997	14	14
金屬工業	833	33,311	14	16,609	966	15,900	13	19
機械器具工業	422	10,177	27	4,245	368	5,043	8	6
窯業	47	1,364	16	17,037	583	26,432	7	4
化學工業	76	4,433	10	13,755	957	18,188	13	3
食品工業	82	110,321	33	54,819	1,154	165,140	15	10

合 計	大、小	中、小	大、小	中、小	大、小	大、小	大、小	大、小	大、小
製材及木製品工業	五八	一四、三五	八二	一〇、三六	六九	二四、九〇	八	三	三
電氣及瓦斯工業	—	—	九	一八、九〇	九	一八、九〇	—	—	—
印刷及製本業	三〇	七、四四	二四	七、六〇	四六	一五、〇六	五	二	二
雜 工 業	一、四〇	四、八七	二三	二、四〇	一、五四	七、三八	二	九	九

備考 滿洲國は産業部調、關東州及び滿鐵附屬地は大連商工會議所調に據る

(十) 商 業

(1) 概 説

滿洲に於ける商業は、滿洲國建國前に於ては、外國人獨占の一部商品の取引並に關東州及び滿鐵附屬地内の取引を除けば殆んど滿人商人によつて行はれて居つたと云つてよいが、それも大都市を除けば極めて幼稚なものであつた。又地方に於ては定期市等の原始的取引形態が可成り重要な地位を占めて居たが、商人の大部分は一定の店舗を設けて商取引に従事して居り、會社經營は未だ發達せず、共同經營が大部分を占めて居た。而して事變前に於ては、引續く世界的不況、軍閥の不換紙幣濫發、

金融難、官銀號の特産買付獨占（全出廻の六割に上つたこともあると傳へられる）等に依つて苦境に喘へぐ状態に在つたが、奉天・哈爾濱等に於ては舊政權要人の消費を中心に相當繁榮を示しつゝあつた。日本商人は大部分關東州及び附屬地内に於て營業して居たが、幣制の紊亂、執拗なる日貨排斥、官憲の不當なる壓迫、銀爲替の亂高下並に經營費割高等の爲に滿人方面に商圏を開拓することが殆んど不可能で、専ら在滿日本人を相手とする「共喰ひ」の状態に在り、それすらも外は滿商の競争、内は消費組合の擴大に依つて脅かされ、滿鐵其他の援助にも拘らず不振の状態に在つた。殊に附屬地内に於てはこの感が深かつた。この間に處して獨乙・米國・英國等の商人は石油・砂糖・煙草等の取引に於て殆んど獨占的地位を占め、又張學良が奉天兵工廠を開設する等抗日軍備に汲々として居たのに乘じて兵器・機械・鐵道材料の賣込等の利權漁りに狂奔し、又北滿に於てはソ聯國營輸出部其他の外商が特産物の浦鹽經由輸出に獨占的勢力を占めて居た外、雜貨等の取引に於ける露人小賣商店の勢力も亦頗る大なるものがあつた。

民國二十年（昭和六年）九月十八日滿洲事變勃發するや各地の商取引は一時全く停頓状態に陥つたが、この間滿商方面、特に奉天城内の滿商は舊政權要人並に官吏の逃亡による掛倒れの續出により、又營口の滿商は奥地治安の不安による賣掛金焦付により、特に甚大なる損害を受けた。併し其の後治安の確立、新國家の各種建設事業の進捗、幣制の統一、通貨價值の安定、官銀號の不當壓迫消滅、苛税の

廢止、交通の發達、國民生活の向上等に依つて、商業の正常なる發展が助長せられ、又商圏が著しく擴大するに至つたので、建國後數年ならずして、從來の損失を回復して著しき發展を示すに至り、特に新に國都となつた新京、並に東滿地方の新都市たる牡丹江、佳木斯等には大規模の滿人商店の新設相繼ぐに至つて居る。又日商は日貨排斥と官憲の差別的壓迫との消滅、幣制の統一、國幣金圓實現、日本商品輸入の激増、日人人口の増加等に依つて、其の立場は著しく改善せられ、殊に滿人方面に對する商圏の擴大は顯著なるものがあり、輸出入貿易に於ても大なる勢力を占めるに至つて居る。一方外商方面は、張政權の沒落、滿洲國の北鐵接收等に依つて相當の打撃を受け、又石油專賣制等の實施により營業の方法に變更を見たものもあるが、近時滿獨貿易協定による獨乙商社の活動は目醒しいものがあり、又北滿特産輸出や煙草製造業に於ける外商の勢力は依然牢固たるものがある。

尙ほ取引の決済に關しては、滿商は從來は掛賣が多く、概ね舊曆の端午節、中秋節及び年末に所謂「三季決済」を行つて居たのであるが、事變に際し掛倒れの苦痛を滿喫した上、近時日本商品の輸入激増に伴ひ日人卸賣商から現金又は手形による決済を要求される様になつて來た關係上、漸次掛賣の範圍並に期間を縮小する傾向が強まり、従つて三季決済は次第に其の重要性を失ひつゝあり、特に大都市に於てこの傾向が明白に看取される。又會社制度の普及等もあつて、月末決済並に六月、十二月の半期末決済の風習が次第に滿商の間にも浸潤し初めて居る。

支那事變勃發後滿洲經濟界は戰時體制強化の爲め各方面共相當の變化を見て居るが、商業界とても勿論その影響の範圍外に立つことを得ない。今問題となつて居るのは物資配給の統制と其の機構の確立とであるが既に鐵・石炭・洋灰・棉花・麻袋・毛皮及び皮革・棉糸布・小麥粉・米等は其の程度の差こそあれ何れも配給統制下に置かれ、其の衝に當る各種機關が相踵いで設立された。又一般生活必需品の圓滑なる配給を期すべく滿洲生活必需品會社が設立せられ、最近更に其の強化が企圖されて居る。

商業關係の法規としては、現在滿洲國內に於ては康徳四年公布の商人通法、會社法、票據法（手形法）、支票法（小切手法）、運送法、海商法等が施行せられ、關東州内には日本の關係法規が施行されてゐる。

(2) 商業機關

現在滿洲國に於て商業機關として擧げられるものに商工公會、日本側の商工會議所、滿洲輸入株式會社、關東州内に於ける滿人商工業者の團體たる商務會、取引所、中央卸賣市場等がある。

商工公會 商工公會は日本の商工會議所に相當するものであるが、康徳四年十二月商工會法の公布を見、康徳五年十月末日迄に日商側の商工會議所、實業會、商工會及び滿商側の公議會、商務會等を吸収し、特別市、市及び街を單位として商工公會が設立せられ、目下全國百三十一個所に商工公

會が存在して居る。尙ほ省商工公會の設立を見た省は奉天・濱江・吉林・錦州・安東・龍江・牡丹江・三江の八省である。商工公會の會長、副會長、理事は主管部大臣が之を任免する。

商工會議所 日本側の商工會議所は、昭和十二年（康德四年）には滿鐵附屬地に約十五個所存在したが、附屬地行政權の移譲と共に前記の商工公會に合併せられ、現在は大連商工會議所があるのみである。

商務會 滿人商工業者の團體たる商務會は、商工會議所同様附屬地行政權の移譲と共に關東州内のものを除く外全部商工公會に包含されたので、現在州内に十個所存在するのみである。

日滿實業協會 日滿實業協會は日滿兩國の經濟提携を促進し、滿洲國の經濟建設に協力し、兩國の共存共榮を圖る目的を以て昭和八年十一月に設立を見たもので、本部を東京商工會議所内に、支部を大阪・京城及び新京に置いてゐる。

滿鐵社員消費組合 滿鐵社員消費組合は大正八年の高物價時代に滿鐵職員の生活必需品の安價購買機關として設立せられ、當初は滿鐵の直營であつたが、大正十四年末滿鐵の經營より離脱して獨立會計となり、今日に至るまで職員の自治機關として活動して居る。組合員（購買者）は滿鐵職員に限られてゐるが、昨年度に於ける組合員數は四萬八千餘名を數へ、之に家族人員を加へる時は十三萬四千餘人に及び實に尨大なる機關を形成してゐる。而して現在關東州内及び滿洲國內に合計十七個所の支

部を有して居る。

尙ほ鐵道總局には別に**福祉生計所**があり、總局職員の必需品を供給して居る。

滿洲國官吏消費組合 建國直後多數日本人職員の來滿を見るや一部商人が不當なる利益を貪り、官吏の生計を脅かすに至つたので、日用品の安價提供と其の福祉増進とを目的とする官吏消費組合設立の必要が叫ばれ、遂に康德元年十二月先づ新京に之が設立を見たが、續いて奉天・吉林・哈爾濱・齊々哈爾・牡丹江・承德及び佳木斯に設立せられ、合計八個所を數へるに至つた。組合員は滿洲國政府又は特殊會社に奉職し、且つ一定の出資（一口五圓）をなした者で、昨年度に於ける組合員數は約一萬九千人と稱されて居る。

滿洲輸入組合 滿洲輸入組合は日滿貿易の發展に伴ひ、日本商品の紹介・斡旋、仕入資金の融通等
滿洲輸入會社 滿洲輸入組合は日滿貿易の發展に伴ひ、日本商品の紹介・斡旋、仕入資金の融通等を行ふ爲め、昭和二年以來大連・旅順・大石橋・營口・鞍山・遼陽・奉天・撫順・本溪湖・安東・鐵嶺・開原・四平街・公主嶺・新京・吉林・哈爾濱等各地日本商人間に逐次組織せられたもので（齊々哈爾及び錦州には昭和十一年に商業組合が設立せられたが、之は輸入組合と同趣旨のものである）昭和三年には其の統制機關たる輸入組合聯合會が大連に設けられ、日本大藏省よりは低利資金を、又滿鐵よりは無利息融通金の援助を受けて目的達成に努力しつゝあつたが、其の目的の一部たる保證行爲其他には法人格を必要とする事情もあり、昭和十年七月同聯合會の子會社として滿洲輸入會社（資本

金四十萬圓)が設立された。即ち輸入會社は各組合經由の商品賣買の仲立並に保證行爲を主たる目的とするが、その他仕入資金の貸付、倉庫、貿易會館の經營、通關事務代理等をも兼ね行ふものである。其の後同社は昭和十一年五十萬圓に増資したが、諸般業務の擴大に伴ひ翌十二年四月、一舉五百萬圓全額拂込に増資するに至り、又同年十月には治外法權撤廢に對處すべく同社全額出資を以て奉天に資本金百萬圓全額拂込の滿洲輸入株式會社を設立した。爾來輸入組合並に兩輸入會社は一心同體となつて活動して居るが、現在組合員數は約一千三百名に上り、又兩輸入會社の昭和十三年度註文取扱高累計は二千五百萬圓、同期末貸付金合計は四百八十萬圓以上に達して居り、近時滿人商家の組合加入並に會社利用も漸次増加しつつある。

滿洲生活必需品配給株式會社 最近時局の進展に伴ひ滿洲に於ても物價騰貴と物資供給の不圓滑が漸次顯著となつたので、政府では康徳五年十二月「生活必需品配給統制要綱」を決定したが、之に基いて翌六年二月、滿鐵社員消費組合並に滿洲國官吏消費組合の仕入部門を母體として資本金一千萬圓の滿洲生活必需品配給株式會社が設立された。

同社の業務範圍は生活必需品の仕入並に卸賣及び其の委託販賣等であるが、特に同社の母體たる滿洲國官吏消費組合、滿鐵社員消費組合並に鐵道總局福祉生計所に對しては全面的に配給をなすと共に、其他の消費者團體、農事合作社、各地の拓士團、中小商業者並に其の團體等に對しても積極的に

配給を行はんとするものである。同社現在の支店所在地は奉天・吉林・承德・哈爾濱・齊々哈爾・錦州・安東・延吉・佳木斯・通化・牡丹江・黑河・東安・北安・王爺廟・札蘭屯・開魯・海拉爾の十八個所であるが、將來は一縣に一配給所を設ける計畫である。尙ほ同社は最近の北邊振興計畫に對應し、北邊地方各地には特に相當の倉庫を建設し、物資の配給に遺憾無きやう期して居る模様である。

取引所 滿洲に於ける取引所は、従前は金票・鈔票・上海爲替等の所謂「錢鈔取引」に依り極めて活況を呈したが、幣制統一と爲替管理の實施以來右錢鈔取引は自然消滅の運命を辿るに至り、又哈爾濱に於ける小麥取引、大連に於ける綿糸・綿布・麻袋等の取引も公定價格と配給統制により事實上取引は中止せられて居り、目下は特産物取引のみが多少の活況を示して居るに過ぎない。有價證券取引も近年は不振の域を脱しなかつたが、資金の國內調達の見地からも證券市場育成の急が叫ばれ、今春日本内地業界有力者の後援によつて在奉天の滿洲取引所の改組を見るに至り、今後の活躍が期待されて居る。而して滿洲の取引所は官營と民營との二種に分たれ、前者に屬するものに、官營新京取引所があり、株式會社滿洲取引所(奉天)、株式會社哈爾濱取引所、株式會社安東取引所は何れも民營である。大連には官營の大連取引所と民營の株式會社大連株式商品取引所がある。尙ほ右諸取引所の現在の上場物件は左の如くである。

安東取引所 有價證券（長期、延、實物）
 哈爾濱取引所 混保大豆、小麥、豆粕
 新京官營取引所 混保大豆、高粱
 大連官營取引所 混保大豆、高粱、豆粕、豆油
 大連株式商品取引所 イ、有價證券部（定期、延、實物）
 ロ、商品部（綿糸、綿布、人絹、麻袋、麥粉）

右の外、更に東滿地方開發に伴ひ、同方面に特産取引所設置の要望もあるが未だ實現に至らない。右設置要望地は佳木斯・牡丹江及び圖們の三個所である。

市場 大同二年に公布を見た水産市場法及び康德元年に發布施行せられた中央卸賣市場法に依り、現在滿洲國內に左の五個所の中央卸賣市場がある。

新京特別市中央卸賣市場、吉林市中央卸賣市場、哈爾濱中央卸賣市場、牡丹江市中央卸賣市場、奉天市中央卸賣市場、

此の外私設卸賣市場として、株式會社奉天滿洲市場、鞍山市場、撫順中央市場、新京・安東・圖們・錦州等の市場があり、其の他魚類市場として營口魚市場等がある。

關東州では財團法人關東州水産組合及び大連市直營の大連中央卸賣市場があり、これ等は場外取引

を禁止して、全市の需要を其の市場に集める組織になつてゐる。

倉庫業 滿洲國に於ては從來棧房及び推棧等の幼稚な倉庫業があつたが、單に僅少の手數料を徴收して貨物を預るに止まり、別段倉庫證券發行等の方法も講じなかつた。又糧棧はその庭内に特産物の保管をなし、金融を行ふと同時に高率な倉敷料をとつて居るが、併し滿洲國に於て特産物に就ては相當重要な役割を占めてゐる。

新式倉庫業では、南滿洲鐵道株式會社の兼營する倉庫業が斯界に大きな地位を占め、特に輸送貨物の大半を占める大豆及び其製品の輸送を行ふ關係上、普通貨物の分置保管の外に大豆・豆粕・豆油等の混合保管を行つて居るが、其の格付と混保證券の發行とは、特産取引を圓滑ならしめる上に尠からず貢獻して居る。

倉庫營業驛（康德五年末）

分置保管社線三〇、北鮮線三、國線四一
 混合保管（イ）大豆取扱

線別	受寄驛	出庫驛
社線	三九	六
北鮮線	三	三
國線	一一二	一

(ロ) 大豆粕取扱	
社 線	一七
北 鮮 線	三
國 線	八
(ハ) 大豆油取扱	
受寄、出庫共大連埠頭倉庫	
	二
	三

滿鐵以外の主要倉庫業者としては國際運輸株式會社等二十八を數へる倉庫業者が存在して居る。

保税倉庫は滿洲國では建國來の懸案であつたが、康德三年十二月より奉天・新京・哈爾濱の三個所に開設せられ、外に保税貨場が安東・山海關・龍井村・滿洲里・綏芬河・營口・奉天・新京・哈爾濱等に設けられた。之が經營に當る滿鐵は保税輸送規程並に保税倉庫規定に依つて事務を司つてゐる。倉庫面積は奉天七〇五六平方米、新京三〇三七平方米、哈爾濱一六〇八平方米で、從來の開港地通關制度に見る不利不便を除去し、商取引の圓滑を期する上に非常に役立つて居る。

(3) 滿洲に於ける會社企業の現状

滿洲國に於ける會社企業の特異性は、第一、政府の嚴重な監督下にある特殊會社・準特殊會社が重要産業基礎産業部門に於て支配的勢力を占めてゐることであり、第二、全會社の組織別構成に於て株式會

社の資本額の占める割合が甚だしく大なることである。

第一の點は滿洲國の統制經濟が特殊會社型とも謂はれる所以で、資本額を見ても全會社四千一百三十餘社のうち特殊・準特殊會社四十五社が、全會社拂込資本二十六億二千三百萬圓の四割七分たる十二億三千三百萬圓を占めて居るのであつて、特殊會社による斯かる統制方法が最近日本に於ても傾向化して來たことと同時に注目すべき點である。(第一表)

第二の點はこれに附隨的なものであるが、全會社資本の組織別構成比率に於て株式會社が壓倒的に九五%を占めてゐることで、日本のそれが七六%であるのに比し特異的な姿を示してゐる。株式會社の内五〇%は前述の特殊・準特殊會社であるから、一般株式資本の形態を採つてゐるものは全體の四七・五%と一應押へられるが、それにしても合資・合名會社との割合は極めて高い。而してこの株式會社の大部分は建國後輸入された日本資本によるものと見てよく、合資・合名の大半は地場資本と考へて差支へない。地場資本による會社組織が斯く微少であることは、元來滿洲に於て普遍的企業經營形態として合夥組織其他の獨特なる個人經營が盛んに行はれてゐたことを想はせる。(第二表)

康德六年三月末現在に於ける株式・合資・合名の全會社合計は社數四千一百三十餘社、公稱資本金三十五億八千六百萬圓、拂込資本金二十六億二千三百萬圓で、昭和十二年末の日本に比較して社數ではその一割弱、拂込資本は三割八分に過ぎない。これを業種別構成割合に付き見るに、社數に於ては

商事會社が全社数の五割弱を占めて斷然多く、公稱資本額では滿鐵八億を合む交通・運輸業を除けば、時局産業たる窯業・鑛業、金屬・機械・器具工業、化學工業が比較的大きく、三業種合計で全體の四割弱を占めてゐる。(第一表、第三表)

業種別に於ける増加傾向を見るに、巨大資本を要し且つ當面の生産力擴充の支柱たる鑛業の増加が最も著しく、次いで化學工業、金屬・機械・器具工業の順となつてゐるが、全業種を五大別して鑛業部門・工業部門・商業部門・交通部門・其他部門とする時、その増加率は工業部門が首位、鑛業が第二位、其他部門が第三位で次が商業部門、交通部門となつて居り、現下の企業情勢の動向を明らかに物語つてゐる。

(第一表) 特殊會社對普通會社資本割合

類別	社數	公稱資本		拂込資本	
		割合	拂込資本	割合	拂込資本
普通會社	四、〇六二	一九三、六九七	五三・二%	一、一九〇、八三三	五三・〇%
特殊及準特殊會社	四	一、六二、九〇〇	四六・九%	一、一三三、五五五	四七・〇%
全會社計	四、〇六六	三、五六、六〇七	一〇〇・〇	二、三二四、三八八	一〇〇・〇

(康徳六年三月末現在)

備考 本行調査

(第二表) 全會社組織別構成日滿比較

組織別	滿洲 (康徳六年三月末)			日本 (和昭十二年末)		
	社數	割合	拂込資本	社數	割合	拂込資本
株式	一、一四三	二七・六%	二、四八、八〇二	一一、八六五	二六・四%	五、二九七、四三三
合資	一、九三四	四六・八%	七、七、七七	二、三、一四三	五・五%	五、七八、八六〇
合名	一、〇五九	二五・六%	六、八〇九	九、九三三	二二・二%	一、〇六、一七九
合計	四、一四六	一〇〇・〇	二、三、三、三、三	一四、一四一	一〇〇・〇	一、一、一、一、一

備考 本行調査、關東州分は重複す

(第三表) 全滿會社業種別現在高 (康徳六年三月末現在)

業種	社數	公稱資本		拂込資本	
		割合	拂込資本	割合	拂込資本
銀行	五	八九、一六六	三・九%	四七、一〇〇	一、一〇
取引所・清算會社	二	二六、一八五	一・一%	九、三三〇	〇・三
無盡業	三	二、三三〇	〇・一%	一、一〇	〇・〇

金融・賣買仲介業	一七〇	六、八八四	三五、二九七
商會社	一、九四四	一八〇、三八〇	一三五、三三六
市場	二	三、四五五	二、三三四
紡織・染色工業	五	八八、七七	四七、五三三
化學工業	一四	二六、八五	一三七、四六七
金屬・機械・器具工業	一五	三三、五〇七	一三三、五九六
製材・木製品工業	四	二七、六九三	一七、八八〇
食料品工業	三三	八一、一三六	五二、二四六
其他工業	三三	二、六九五	九五、九六四
窯業・鑛業	一六	八五、四四	六六、二四七
電氣・瓦斯業	七	一九〇、三六九	一四、七三三
交通・運輸業	一六	九〇、八五一	三六、六九九
倉庫・保險・通信業	三	六四、六八	四、四二
土地・建物業	一四	八九、四五	四、一三三
拓殖・興業	一八	一六、三三五	九七、七六九
請負・勞力供給業	三四	三六、八二六	二八、三六

新聞・印刷業	五	二、六五四	九、三六
旅館・娛樂場	五	一一、三六	七、八七三
其他	一五	八、三六	五、一三六
合計	四、二五	三、八、六四七	二、六三、三三七

備考 本行調査

滿洲に於ける會社全體の業績に就いては未だ調査せられた數字がないが、本行が株式會社のみについて調査した業種別利益率を見るに、康德五年下半年期に於て製材・木製品工業は最高の五割四分、無盡業五割二分、交通・運輸業四割三分であり、次いで市場會社、商會社、窯業・鑛業、旅館・娛樂場、紡織・染色工業等二割以上の業種八業種で累年向上の跡が顯著である。配當率は最近の三期を比較して見ると、寧ろ低下の傾向を示した。

(第四表) 全滿株式會社業種別業績最近三期比較

業種	利益率 (%)			配當率 (%)		
	康德四年下期	同五年上期	同五年下期	康德四年下期	同五年上期	同五年下期
取引所・清算會社	一三・三	一三・一	一四・五	七・一	四・九	七・四
無盡業	五七・五	六〇・〇	五二・七	六・五	七・九	七・二

金融・賣買仲介業	一五・九	一三・〇	一五・〇	五・六	五・二	四・三
商事會社	一八・〇	一六・一	三〇・五	七・一	五・四	七・〇
市場會社	一七・九	二五・九	三三・一	七・四	九・四	一六・〇
紡織・染色工業	一四・二	一八・九	二二・三	七・七	八・一	九・三
化學工業	一一・三	一二・七	一三・九	五・三	五・七	四・二
金屬・機械・器具工業	一〇・二	一五・六	二二・五	六・一	五・四	四・〇
製材・木製品工業	四・一	二〇・八	五三・七	一四・六	八・九	一三・二
食料品工業	一六・三	一五・二	九・〇	八・五	六・一	六・四
其他工業	五・六	三・八	八・三	一・八	二・四	五・四
窯業・鑛業	二・八	四・六	二七・三	一〇・六	三・一	二・九
電氣・瓦斯業	一七・四	八・六	九・三	九・六	六・二	六・二
交通・運輸業	二六・一	二二・八	四二・六	五・一	六・〇	五・九
倉庫・保險・通信業	一四・五	二五・一	二二・六	五・九	七・〇	五・六
土地・建物業	二二・九	二・五	八・〇	三・三	四・四	四・四
拓殖・興業	三・三	一六・六	九・九	二・三	三・八	三・七
請負・勞力供給業	一九・九	一五・三	一八・四	二・〇	四・〇	六・〇

新聞・印刷業	七・四	一三・五	一五・〇	四・一	四・三	二・六
旅館・娛樂場	一一・六	九・六	二二・三	九・三	七・二	一〇・八
其他	八	四・三	六・八	二・二	二・〇	四・七
合計	二二・六	九・七	一七・四	七・三	五・一	五・二

備考 本行調査

(4) 滿人中小商工業者の業態

關東州及び滿鐵附屬地所在日本人商工業者（法人を除く）の業態に關しては昭和二年並に昭和九年關東局に於て調査を行ひ、興味深い報告が刊行されてゐるが、滿人商工業者の業態に就いては從來殆んど調査されてゐない。仍つて本行に於ては滿人中小商工業者實態闡明の資料獲得の爲め、康徳四年八月末新京・奉天・哈爾濱の中小商工業者一千四百六十三店に就いて業態調査を行つた。以下其の調査の結果を略述すれば左の通りである。

(イ) 出資關係 全體の五三・五%が單獨出資であり、残りは共同出資であるが、共同出資中では二人出資のものが七割を占めてゐる。出資者の出身地を見ると、支那本土出身者が哈爾濱では九割、新京・奉天では各五割に上り、就中山東・河北兩省出身者が大部分を占めてゐる。滿洲國內出身者で

は奉天省出身のものが大半を占めて居り、新京では地場の吉林省出身者が相當多い。地域的には奉天・新京には河北系資本が多く、哈爾濱には山東系資本が多い。

(ロ) 營業年數 滿洲事變後開業のものが全體の約半數を占め、二十年以上経過のものは僅か一割四分に過ぎない。地域別に見れば、事變後開業のものは奉天三八%、哈爾濱五〇%、新京六〇%に達して居り、二十年以上経過のものは奉天では二二%に達してゐるが、哈爾濱・新京では各九%に過ぎない。營業年數と資本金の大小との關係を見ると三、四十年前開業のものに大資本のものが最も多く、茲十年間は遞減の傾向があるが、最近一年以内に開業のものは多少資本が大きくなつてゐる。

(ハ) 資本金 一千圓未満のものが三割五分、一千圓以上五千圓迄のものが三割一分、五千圓を超えるものが三割三分である。地域的に見れば小資本のものは新京に最も多く、哈爾濱之に亞ぎ、一萬圓以上の大資本のものは哈爾濱に一番多い。

(ニ) 従業員數 平均二十一人に達し、奉天では二十八人を示し、日本に於けるよりも従業員數の多い滿人中小商工業の特徴を現はしてゐる。

(ホ) 損益状態 康徳二年度よりも三年度の方が計上利益金額は大きくなつて居り、最近の業態の向上を示してゐる。

(ヘ) 營業總資本 一店當り平均は單獨出資のもの二萬五千餘圓、共同出資のもの四萬八千餘圓に

上り、地域的には哈爾濱が最大、新京が最小である。この中他人資本が約半數を占めてゐる。

(ト) 總資本回轉率 一ヶ年二回乃至三回である。

(チ) 總資本收益率 平均約年九分に當る。

(リ) 取引利益率 約半數のもの一分乃至四分を示してゐる。都市別には哈爾濱に高率のものが多く、奉天に低率のものが多い。

(ヌ) 現金手持高 總資本に對し三%以下のものが全體の六割を占めてゐるが、日本のそれに比して手持現金過大で、金融機關利用度の低いことを示してゐる。

(ル) 取引決済方法 全く現金取引のみを行ふものは仕入・販賣を通じ約二割餘、現金五割以上の取引をなすものが六、七割に達し、地域的には全く現金取引のものが新京に最も多く、哈爾濱に最も少い。

(ヲ) 金融機關との借入關係 何等かの金融機關(知友關係をも含めて)からの借入金を有してゐる店は、全體の五四%を占めるが、二種以上の異つた金融機關から借入をなしてゐる店は、借入金を有する店の内約三割に過ぎない。各金融機關別に其の利用度を見れば、普通銀行約四三%、知友關係約四〇%、特殊銀行約九%、個人金貸業者約五%で、金融會社・當舖・原料商・問屋等からの借入は極めて微々たるものである。

(7) 借入諸條件 總借入口數中八九%迄は無擔保である。期間は總借入口數中無期限約二六%、三ヶ月約三〇%、六ヶ月約一八%、一ヶ年約一六%である。利率は大體二錢乃至五錢のものが普通で、全借入口數中約七八%を占め、就中三錢乃至四錢のものが約四五%となつてゐる。

(5) 保險事業

從來滿洲には保險業法の制定なく、又地場會社も二、三小規模のものが存在してゐたに過ぎなかつたので、各國の會社が任意に支店代理店を開設し、各自各様の約款と料率を以て營業を行つて居た。即ち損害保險に就いて之を見ると、康徳三年初頃には日英米獨瑞支の約八十會社が支店代理店を有し地場會社と共に激烈なる競争を演じてゐたが、同年二月滿洲火災保險協會が成立し、協定料率を制定するに至り、一方政府に於ても保險事業統制指導の要を認め、康徳四年保險業法を公布施行するに至つた。同法の規定によれば外國會社は康徳五年六月迄に營業許可の申請をなすことを要するが、之に基づき許可申請を爲せるものは日本系二十三社、第三國系六社、支那系一社、計三十社であつた。右申請に對する許可指令は未だ發せられて居らぬが、將來許可を受けた外國會社に對しては業法第五條に基づき相當金額の供託をなさしめる方針と傳へられてゐる。政府はこの外に、保險業の實質的統制を圖る爲に、康徳四年十二月、日本の各有力火災保險會社の出資に依り、資本金五百萬圓の滿洲火

災海上保險株式會社を設立し、大連火災海上保險株式會社を之に吸収した。斯くて損害保險業務の健全なる發展の基礎工作は殆んど完了するに至つたが、各社の業績も經濟界の發展に伴つて著しい向上振りを示してゐる。關東州内に於ては各國の會社が日本の保險業法に準據して營業をして居り、昭和十年二月以來關東州火災保險協會を組織して協定料率を適用してゐる。

生命保險に就いては、從來滿人間に之に加入するもの少く、各國の會社は殆んど在滿自國民を對象として營業し來つたのであるが、政府は康徳三年十月資本金三百萬圓の特殊會社たる滿洲生命保險株式會社を設立し、滿人關係契約は一切本會社に之を獨占させることとし、日本及び第三國の會社が日本人或は第三國人と締結する契約に就いても、之を二千圓以上のものに限定し、二千圓以下の契約に關しては之を滿洲生命保險會社の活動分野として保留することに定めた。滿洲生命保險株式會社は創立以來銳意契約獲得に努力してゐるが、最近は滿人契約者が相當増加してゐる。

尙ほ滿洲國交通部の郵政生命保險は康徳三年十月一日から開始せられたが、之も相當の成績を擧げて居る。

關東州内に於ては各社とも日本の法規に準據して營業して居り、簡易保險も日本同様郵便局に於て取扱はれて居る。因みに治外法權撤廢前在滿日本人が締結した簡易保險契約に關しては、滿洲國郵政總局にその取扱が委託されてゐる。

(十一) 交通及土建

(1) 交通

鐵道 滿洲國は建國と共に滿鐵線及び北鐵線以外の主要鐵道を悉く國有とし、大同二年三月より滿鐵に其の經營を委任して居るが、康徳二年三月蘇聯邦との間に北鐵讓渡協定が成立するに及んで之亦他の國線同様滿鐵の委任經營する所となり、茲に始めて全滿鐵道の一元的經營が實現されるに至つた。滿鐵は康徳三年十月の職制改正に伴ひ鐵路總局を鐵道總局に改組し、從來實質的に行ひ來つた一元的經營を更に職制上に於ても之を一元化し、經營の合理化を圖つてゐる。

一方新線の建設に就いても、政府は經濟開發を主眼とし、併せて國防の充實及び治安維持を期する爲め總延長二萬五千杆を目標とし、先づ四千杆を敷設して既設のものど合せ總延長一萬杆に達せしむる方針の下に建國以來銳意新設鐵道の建設に努めて來たが、何れも豫期以上の進捗を見、康徳五年末には既に總延長營業杆數九千七百餘杆に達した。内新設線は約四千杆に及び、その主なるものに錦承線・北黑線・京白線・圖佳線・白溫線・錦古線・通化線等があり、過去七ヶ年間に十年計畫の殆んど全部を新設し、總延長杆數は既にその九割七分に相當してゐる。之を明治四十四年(滿鐵最初の運營當時)の一千杆に比較するに實に隔世の感があり、康徳六年中にはその十倍たる一萬杆を突破せん

としてゐるが、更に交通部は私設鐵道の設立にも積極的に乗出し、五ヶ年間に約一千杆を許可する方針の下に積極的増設に邁進してゐる。尙ほ康徳五年十月一日より産業五ヶ年計畫と諸産業振興の目的の下に、全滿各線に遠距離遞減法が施行せられ、運賃の引下が行はれたが、蓋し今後の産業開發に寄與する處大なるものがあらう。

康徳五年度末に於ける各鐵道の延長杆數を示せば次の如くである。

國內鐵道	八、一〇〇杆
南滿洲鐵道	一、一三〇杆
私設鐵道	四八〇杆
計	九、七一〇杆

自動車 自動車經營に就いては、滿洲國政府に於て國防並に産業開發上の重要幹線たるべき主要路線の自動車經營は之を國營として委く滿鐵に委託し、鐵道總局が其の運營に當つて居るが、道路工事の飛躍的進捗に伴ひ自動車路線も短日の間に著しく伸張し、昨康徳五年末に於ける國營自動車路線總延長は約一萬三千七百餘杆に達した。

この外地方的連絡の交通機關として民營自動車路線が營業されてゐるが、康徳五年末現在交通部の許可を得て營業中のものは、總延長六千八百餘杆に達し、之亦著しい躍進を示して居る。

道路及河川 政府は大同二年三月國道局を設けて國道の建設に着手し、國道建設十ヶ年計畫を樹立した。この計畫は第一期五ヶ年間（自大同元年至康德三年）に一萬軒、第二期五ヶ年間（自康德四年至康德八年）に一萬三千軒を完成、合計二萬三千軒の道路の建設を目標としてゐるが、第一期五ヶ年計畫終了時たる康德三年末の國道の新設延長は約九千軒に達し、康德四年度より第二期五ヶ年計畫に邁進して居る。斯くて蜿蜒一萬軒を越える國道網が完成せられ、曾て匪賊横行、騾と荷馬車以外の交通機關を見るを得なかつた僻地に至るまで、治安確立し文化の波が浸潤して自動車の往來を見るに至り、地方民は衷心國道の竣工を謳歌してゐる現狀である。康德五年末の國道總延長軒數は約一萬三千軒に及んでゐる。

尙ほ河川に就いては地方水運行政機關として、營口・安東・哈爾濱の各地に航政局を設置し、又黒龍江及び松花江の水運事業は之を滿鐵に委託經營せしめてゐる。北滿に於てソ滿國境をなす黒龍江、東部國境をなす烏蘇里江並に北滿の平野を灌流する松花江は、舟運に好適なる世界的河川で、滿洲に於ては北船南馬の感がある。

航空路 滿洲に於ける航空路には三つの系統がある。一は滿洲航空株式會社の國內各飛行場を結ぶ航空路網、一は日本航空輸送株式會社の内地・滿鮮聯絡航空路、他の一つは中華航空股份有限公司の大連・北京線及び北京・錦州線である。日本航空は昭和四年九月、滿洲航空は昭和七年九月に設立さ

れたもので、兩社の路線は新義州で連接して日・滿・鮮の航空聯絡をなし、又中華航空公司是昭和十一年十二月日支合辦により設立された支那法人惠通公司を改組したものであつて、滿支間の航空輸送も緊密に行はれてゐる。

尙ほ昭和十二年六月、日本航空會社によつて急行便が増設され、東京―京城―新京間及び大連に於て中華航空公司機と聯絡して東京―京城―大連―北京間の一日連絡を實施し、又最近の躍増する日滿支間の交通量に對應する爲め優秀機を増加する等昨今の日滿支間航空網の躍進は洵に目覺しいものがある。

現在滿洲航空會社の全滿航空路延長軒程は八千四百餘軒に及び、年々異常なる躍進振りを示してゐる。

(2) 土 建 工 事

建國以來滿洲の土建界は最も目覺しい活況を呈したが、就中國都建設工事の如きは其の最たるものであらう。今滿洲土建協會の調査に係る全滿土建工事總額を見るに、大同元年五千七百餘萬圓、同二年一億三百萬圓、康德元年一億五千四百餘萬圓と年々著しい躍進を續け、之を峠として其の後稍々停頓

を示したが、右は新京・奉天・哈爾濱等の各中心都市の土建工事が一段落を告げた爲めであつて、一方康德四年度より康德五年度にかけては、次表に示す如く、大都市以外の各地の土建工事が増加を來して居り、土建界は既に第二期段階に入り、全滿に亘つて活潑に諸工事の進捗を見て居ることを示して居る。昨康德五年度は戦時下に於て、勞働力・物資其他種々困難なる問題を有し乍ら、尙ほ總計二億五千九百餘萬圓と飛躍的な増加を來してゐることは、實に我が土建界の着實性と經濟界の躍進を示すものに外ならない。

全滿土建工事額

(單位千圓)

都市別	大同元年	大同二年	康德元年	康德二年	康德三年	康德四年	康德五年	合計
大連	二、八二五	一三、三三三	一七、五九〇	一九、七二一	二〇、六三三	一四、六〇五	八、〇〇元	九六、六〇〇
奉天	五、六六六	一四、四三三	二〇、五六六	一八、三三八	二二、八九二	三三、七四四	四〇、〇七七	九七、六九五
新京	六、九七七	一六、三三〇	三三、二六五	四八、四九二	二七、八六六	二九、三三三	四一、一六七	二〇三、四八九
鞍山	三〇〇	三、三六八	六、一三三	二、〇九九	二、七九七	四、四六四	一、三三三	二〇、七〇六
撫順	五五三	一、二九三	二、三五四	五、五〇八	八、二二二	五、七四八	一、八八二	二五、四八八
安東	三三二	一、四七七	九五四	二、三九〇	三六六	八四六	八八	六、七三三

計	哈爾濱	齊々哈爾	牡丹江	錦州	吉林	其他
五七、五七七						
一〇一、九七八	三、六六六	二、四七六				四六、六〇七
一五、六六六	二、二四九	五、四三五				五七、二三〇
一四、九七二	一七、七六五	九、六六〇				二五、四九九
一四、九七八	六、七二六	四、八六五	一一、七二二	二、七五五	一一、九三三	四六、七四四
二六、九八三	四、二九六	二、一七六	六、二二三	一、〇一九	一、六四二	七〇、〇七五
二五、九、五三二	三、九七二	二、二七三	七、二七八	一、八九三	七五四	一八六、七七五
一、〇〇〇、〇〇〇	四〇、七四四	二六、八八七	二四、五六二	五、六三七	三、五八九	四七三、五二四

備考 滿洲土建協會調に據る

五、通貨及金融機關の現状

(一) 通貨

幣制の統一 滿洲國に於ける通貨は、今日全く整理統一せられ、その價值は安定し、以て經濟界の目覺ましい發展に資してゐるが、一たび建國前の状態を顧みるとき、そこには殆ど一貫した制度と認められるものがなく、實に錯雜紊亂を極めてゐた。素より舊政權時代に於ても幾度か幣制の整理統一が企てられたのであるが、私利の追求に専らなる軍閥政權に眞の改革は望まらるべくもなく、結果は常にその都度不成功に終つた許りでなく、却て改革の實行に當つた銀行自らが不換紙幣の濫發を敢てし、徒らに混亂を加へるのみであつた。

即ち建國前に於ては、各種の不換紙幣・硬貨・外國通貨・私帖等無慮百數十種に上る通貨が相交錯して流通し、而もそれ等の流通價值は地方に依つて異り日に依つて變動すると云ふ有様で、國民は其の據るべき所を知らなかつた。殊に東三省官銀號をはじめ、黑龍江省官銀號、吉林永衡官銀錢號等各省に存在してゐた舊政權の機關銀行並に張家一派の經營に係る邊業銀行は、夫々紙幣の發行權を有し、銀行本來の業務を営むのみならず、附屬業務として特産の買付其他商工業各般に亘る廣汎なる事業を

兼營し、紙幣發行權と官憲力の濫用とに依り其の利を擅にしてゐた。一方不換紙幣の價值下落の爲め最も苦しめられたのは、住民の大部分を占める農民であつて、彼等は張家二十年の稅政に依り疲弊困憊の極に達してゐた。斯くの如き状態が建國前に於ける滿洲の産業を萎靡不振に陥らしめ、經濟界の安定を害したことは云ふ迄もない。

滿洲國政府が建國と同時に先づ着手すべき最喫緊事は、實に此の紊亂せる幣制を整理統一することであつた。即ち政府は、建國勿々諸般の情勢尙ほ混沌たる裡に、急遽貨幣制度の確立、舊發券銀行の處理、舊通貨の回收整理等幾多至難の重要問題の解決に當り、大同元年六月十一日貨幣法を發布して新貨幣制度を樹立すると共に、同月十五日滿洲中央銀行を設立して幣制統一の重大任務に當らしめたのである。

新貨幣制度は、純銀二三・九一瓦を以て價格の單位とし、之を圓と稱し、最初銀にリンクせしめてゐた。元來滿洲國の幣制は、政治的にも經濟的にも最も關聯の深い日本の金圓にリンクするのが最も自然であつたが、銀は長い間滿洲民族の傳統的貨幣として、滿洲人の生活と密接不離の關係を保つて來たので、建國當時直ちに金本位を採用することは、國民の經濟生活に急變を與へる危険もあり、又建國當時は從來の紊亂せる通貨を整理統一することが急務と考へられたので、先づ銀單位を採用し、通貨の統一安定を見た上で、徐ろに金圓リンクに移行した方が賢明の措置であると見做された譯であ

る。前述の圓の純銀量目は、從來永らく支那幣制の基礎をなし、支那本國及び滿洲各地に流通して居つた各種現大洋（圓銀）の平均純銀量目である。而して貨幣の計算は十進法に依り、基本單位たる圓の十分の一を角、百分の一を分、千分の一を厘と稱する。貨幣の製造及び發行權は素々政府に屬するが法律に依つて滿洲中央銀行に任せられ、滿洲中央銀行が發行する前記純銀量目を價格の單位とする紙幣が本位貨と定められて居るのであつて、別に本位たる硬貨は鑄造せず、現在硬貨は補助貨に限られてゐる。即ち滿洲國の貨幣は、本位貨たる紙幣と補助貨たる鑄貨との二種であつて、紙幣は百圓・拾圓・五圓・壹圓・五角の五種とし、法貨として其の額に制限なく通用し、鑄貨は壹角及び五分の白銅貨、壹分及び五厘の青銅貨の四種とし、何れも其の額面の百倍迄法貨として通用する。

發行準備制度は所謂比例準備制であつて、三割以上の銀塊、金塊、確實なる外國通貨又は外國銀行に對する金銀預け金を保有することを要し、準備額を控除した殘餘の發行高に對しては、公債證書、政府の發行又は保證せる手形、其他確實なる證券若しくは商業手形を保有することを要する旨規定されて居る。紙幣の兌換に就ては、當時世界各國の通貨制度が一般に兌換を停止して、管理通貨制度に移行しつゝあつたので、滿洲國貨幣法も兌換に關する別段の規定を設けなかつたが、滿洲國內に於ては、通貨の流通を統制して其の對内價值安定を期し、外國に對しては、爲替の賣買に依つて其の對外價值を維持せんとするのであつて、此の點から見れば、滿洲國の新通貨制度は銀單位管理通貨制度と

も稱すべきものである。

舊通貨の回收整理 新通貨制度の制定と共に、從來流通せる通貨は、舊貨幣整理辦法に依るもの、外一切流通を禁止せられたが、同法に定められた舊紙幣は向ふ二箇年間の期間を限り通貨として認められ、滿洲中央銀行が繼承して其の回收整理に當ることになつた。これ等の舊紙幣は幣種十五、券種百三十六に亘り、その國幣換算額は一億四千二百餘萬圓に上つた。此の内發行額の最も多いのは吉林官帖であつて其の原幣額は實に百三億一千餘萬圓の巨額に上り、次いで黑龍江省官帖の八十一億七千六百餘萬圓、奉天票の九億四千九百餘萬圓等其の發行券面額は何れも莫大な數字に達して居り、その回收整理の困難に至つては筆紙に盡し難いものがあつたが、その衝に當つた滿洲中央銀行の苦心努力に依り極めて順調に回收せられ、流通期限満了の康徳元年六月末迄に九三・一%の驚異的回收率を示した。

右期限後は、當然舊紙幣は通貨としての資格を失つた譯であるが、尙ほ未回收分に對して所持者の利益を保護する爲め更に一ヶ年の交換期間を設定し、銳意回收に努めた結果康徳二年八月末には回收率九七・二%といふ世界通貨史上曾て見ざる好成绩を示して其の整理事務を完了したのである。

其の他馬占山の發行した馬大洋票、熱河興業銀行發行の熱河票、地方通貨たる營口過爐銀、安東鎮平銀、現小洋錢等も夫々回收し、又舊通貨整理辦法により五箇年を限り通用を許されてゐた中國・交

通兩銀行發行の哈大洋票及び舊東三省十進銅元も康徳四年六月を以て、其の流通期限が満了となつた。

最後に残つた日本通貨に關しては、多年關東州及び滿鐵附屬地を中心に特産取引並に對支爲替通貨として重きをなしてゐた横濱正金銀行の鈔票は、康徳三年十月一日に其の發行が禁止せられ、朝鮮銀行券（金票）も亦康徳四年一月、滿洲興業銀行の設立に伴ふ鮮銀の滿洲國撤退と共に、滿洲中央銀行が銳意其の回收に當つた結果、康徳四年末を以て一段落を告げ、斯くてさしにも紊亂錯綜を極めた舊通貨の整理統一も、茲に全く完了を見るに至つた。

通貨の安定 舊通貨の回收整理と並んで幣制確立の要件たる國幣價値の維持安定は、その操作に任ずる滿洲中央銀行が創立以來多大の努力を傾倒し、使命達成に遺憾なきを期した所である。今その跡を顧みるに、先づ建國當初に於ては、新幣制が一應銀本位制の上に立つものであるから、中央銀行はその價値の維持策として國幣を純銀二三・九一瓦の價値に一致せしめる方針を採り、適宜現銀及び上海爲替の賣買によつて統制操作を行つた。その爲め國內に於ては銀紙の間に殆んど開きを見なかつたのみならず、對外價値も極めて順調に推移し、物價も亦安定を保つことが出来た。

然るに偶々一九三四年夏以來米國政府の採つた銀買上政策は、世界の銀相場を異常な昂騰に導き、之に伴つて銀本位國たる支那の通貨價値は騰貴を續けた。従つて鈔票及び上海爲替を通じて銀にリン

クしてゐた滿洲國の通貨も、當然上騰を免れず、國內銀建物價は著しい下落を演じ始めた。斯くて國幣を依然銀にリンクせしめるときは、國內物價の安定性を失ふ惧れがあり、物價の安定を保つには銀より離脱するの外なき状態となつた爲め、中央銀行は遂に價値安定を目標として漸進的銀離脱策に轉じ、國幣を金圓にリンクせしめた。その結果國幣の價値は安定を恢復して、對日相場は大體平衡を保ちつゝ、漸次等價に接近の傾向を示し、物價も亦安定的上向を示しつゝ、推移したが、康徳二年九月遂に國幣對金圓相場はバーを實現するに至つた。

この日滿兩國通貨の等價安定は、國幣の信用を重からしめ、不可分關係に在る兩國經濟界に頗る好影響を齎すものであつた。是に於て兩國政府は康徳二年（昭和十年）十一月四日同時に聲明を發表し、この國幣對金圓相場の等價を維持すると共に、國內流通の日本側銀行券を國幣に一元化すべき方針を闡明した。爾來國幣價値は金圓とバーを堅持して些かの搖ぎもなく、又この方針に基いて其の後既述の如き鈔票の發行禁止、鮮銀券の國幣による統一を見たのであるが、一方滿洲國に於ては日本の外國爲替管理法に呼應して新に爲替管理法を制定實施し、國幣價値の動搖を防ぎ、日滿通貨の等價維持に資せしむることゝしたので、その基礎は愈々鞏固を加へた。

斯くて國幣價値の對金圓等價維持には何等危懼を要せざることになつたが、其の後内外諸般の情勢は漸く變轉し、特に日支事變の發生は急激且つ廣汎なる變革を齎した爲め、盟邦日本は之に對處して

數次に亘り爲替管理の強化を行ひ、爲替水準の維持、國際收支の調整を圖るに至つた。滿洲國に於ても日滿經濟一體の本旨に鑑み圓爲替の安定に協力すると同時に、自らの産業開發計畫の達成に資する爲め、康徳四年一月、同十月、翌五年三月と數回に亘つて爲替管理法規を改正強化して之に呼應し、次いで八月には中央銀行内に經濟部、關東局を打つて一丸とする臨時爲替局を開設、關東州及び滿洲國の爲替行政を一元化すると同時に、兩地域に於ける外貨資金を總て中央銀行に集中して、その運營管理を統一したが、同十一月北支蒙疆方面との經濟關係の増進に伴ひ更に爲替管理法規の一部を改正してその整備を圖つた。而して中央銀行は日滿間經濟金融關係の密接化に鑑み、康徳四年十月東京支店を開設したが、其後五年六月張家口に支行を設け、更に九月天津に支行、北京に辦事處を開設して同地域との金融上の連絡を密にしてゐる。又貿易爲替政策の進展に併行して國內資金需給に對しても康徳五年十月より臨時資金統制法を實施し、中央銀行がその運用に當つてゐるが、斯くの如く内外を通じて適切なる方策が講ぜられた結果、戰時非常の際に在るに拘らず、國幣の對外價値は安定し、國內金融上にも何等の惡影響なく平靜なる状態を保持してゐるのである。

國幣の普及と準備の充實 斯くして滿洲中央銀行の通貨發行高は、幣制の統一、國幣の信用増加、一般經濟界の發展と共に年々増加し、其の流通範圍も國內のみならず遠く國境を越えて北支蒙疆地區に迄及ぶに至つた。即ち中央銀行が創立と共に繼承した舊紙幣は、新國幣に換算して一億四千二百餘

萬圓であつたが、康徳三年十二月には其の發行高は二億圓を突破し、康徳四年には三億圓を、更に康徳五年末には四億圓を超えるに至つたのである。康徳五年中の最高發行高は十二月三十日の四億五千七百餘萬圓（鑄貨を含む）最低發行高は七月十九日の二億八千六百餘萬圓であるが、近時此の最高最低の幅が漸次擴大して、通貨流通高の伸縮性が増大しつゝあることは、物資移動と資金回轉とが極めて圓滑に行はれて居る證左であつて、通貨政策上進歩の一象徴であることが出来る。

最近發行高が例年の季節的變動の比例以上に増加を示して居るのは、鮮銀券の回收完了と共に國幣の流通が益々普及した爲と、支那事變にも拘らず政府及び民間の各種産業開發が着々として進捗し、生産力の擴充、諸取引の擴大に伴ふ資金の需要が著しく増加しつゝある爲めであつて、之は畢竟我國經濟界の發展膨脹を反映するものに外ならない。

一方中央銀行は紙幣發行に對する準備の充實に就ても特に留意し、創業以來常に法定率よりも遙かに餘裕ある正貨準備率を維持してゐる。

滿洲中央銀行紙幣發行高及準備高

年次	紙幣發行高	正貨準備高	正貨準備率
大同元年十二月末	一五、八六五	七、八四九	五〇・三%
同二年六月末	二二、二六三	六、〇五九	二七・八
同二年十二月末	二九、三三三	六、五六七	二二・三
康德元年六月末	一〇〇、五四〇	五、九六一	五・六
同十二月末	一六、三三三	七四、八二八	四四・四
同二年六月末	二二、六九二	五、五九五	二四・四
同二年十二月末	一七、六五五	九三、三三〇	五・六
同三年六月末	一三三、八六四	九四、九五二	七〇・九
同十二月末	二五四、二四三	一七、一八一	六・七
同四年六月末	一七、七三六	一一、〇三四	六・〇
同十二月末	三〇七、四八九	二〇、〇九六	六・七
同五年六月末	二七四、六三四	一五、三〇〇	五・〇
同十二月末	四五、七七七	三三、六〇九	五・八

備考 紙幣發行高を本表のみに就いて見ると相當増加が顯著に見え、之に基いて紙幣過度膨脹を論ずる者があるが、我國の貨幣が國幣に統一される以前には、本行が引續いた舊紙幣の外に、中國交通兩銀行哈大洋・熱河興銀券・現大洋・現小洋・銀平銀・過爐銀・各種私帖等が合計二千五百萬圓以上・更に鮮銀券・鈔票等が極く内輪に見積って數千萬圓流通して居り、是等の回收は康德四年末に至つて漸く一段落を告げたのであるから、發行高の増加率を論ずる場合は等の回收による代位發行を考慮せぬのは妥當を欠く。

滿洲中央銀行紙幣發行高及準備高

年次	紙幣發行高	正貨準備高	正貨準備率
大同元年十二月末	一五、八六五	七、八四九	五〇・三%
同二年六月末	二二、二六三	六、〇五九	二七・八%
同二年十二月末	二九、三三三	六、五七七	二二・四%
康徳元年六月末	一〇〇、五四〇	五、九六一	五・九%
同二年六月末	一六、三三三	七、四八八	四六・四%
同二年十二月末	二一、六九三	五、五九五	二五・四%
同三年六月末	一七、六五五	九、三三〇	五三・六%
同三年十二月末	一三、八六四	九、四九三	六八・七%
同四年六月末	二五、四四三	一七、一八一	六七・四%
同四年十二月末	一七、七三八	一八、〇三四	一〇一・八%
同五年六月末	三〇七、四八九	二〇八、〇九六	六七・七%
同五年十二月末	二七四、六三四	一五、三〇〇	五・五%
同五年十二月末	四五、七七	三三、六〇九	七四・八%

備考 紙幣發行高を本表のみに就いて見ると相當増加が顯著に見え、之に基いて紙幣過度膨脹を論ずる者があるが、我國の貨幣が國幣に統一される以前には、本行が引繼いだ舊紙幣の外に、中國交通兩銀行哈大洋・熱河興銀券・現大洋・現小洋・鎮平銀・過爐銀・各種私帖等が合計二千五百萬圓以上・更に鮮銀券・鈔票等が極く内輪に見積つて數千萬圓流通して居り、是等の回収は康徳四年末に至つて漸く一段落を告げたのであるから、發行高の増加率を論ずる場合は等の回収による代位發行を考慮せぬのは妥當を欠く。

滿洲舊通貨一覽表

外國通貨				滿洲舊通貨			
金本位		銀本位		銀本位		銅本位	
紙	鑄	紙	鑄	紙	鑄	紙	鑄
幣	貨	幣	貨	幣	貨	幣	貨
留紙幣(圓)	金票(圓)	日本銀行券(圓)	日本補助貨(圓)	鈔票(圓)	軍票(圓)	墨銀(弗)	圓銀(圓)
純金一〇四八トロイグレインを一留とし其の十留を單位とする蘇聯紙幣である。知留(チエルヲネツ)と稱す、流通禁止されてゐる。	金又は日本銀行を基礎とした朝鮮銀行發行兌換券、滿洲國人は金票と呼んで居る。	純金二分(一・七四トロイグレン)を一圓とし之を基礎とする兌換銀行券(現金輸出禁止し不換)。	日本金貨に對する補助貨にして之に銅貨、白銅貨、銀貨がある。	圓銀を基礎とする兌換券、横濱正金銀行大連支店發行。	日露戦争當時發行せるも其後殆んど回收せられた。	墨西哥政府鑄造品位九〇二内外純銀量三七・二トロイグレイン内外市場に流通す。	舊日本一圓銀貨にして品位九百、純銀量三三・四トロイグレイン市場に流通を見ず。
				過爐銀(兩)	小洋票(角)	大洋票	大洋錢(元)
				營口の銀爐に於て營平兩銀を基礎に行はれる振替勘定である。年四回の卯期(三・六・九・十二月)の決算以外は現銀と兌換せず卯期を繰越す勘定には卯色(利息)を附す營口特有の金融制度である。	多くは小洋錢を基礎とする一覽拂手形である。帖子とも通稱され極小區域に限り流通す。事變直後地方商務會、縣金融維持會、縣公署等の公共團體の發行に係るもの亦之に屬す。	大洋錢を基礎とする銀行券にして哈爾濱大洋票、江省大洋票、吉林大洋票、奉天大洋票及熱河興業銀行票は之に屬する。其の内奉天大洋票は純然たる大洋錢本位の銀行券でなく小洋票本位の滙兌券(上海爲替等取組を以て兌換に代ふる紙幣)である。	品位九百量目庫平七錢二分、即ち純銀六錢四分八厘(三三・三三トロイグレイン)を一元とし袁世凱銀貨、孫逸仙銀貨最も多く通稱現大洋である。普通八百九十位にして量目も不定のもの多し。
				私帖(角元)	小洋錢(角)	銀錠	大洋錢(元)
				馬蹄形の鑄銀で其品位及重量は不定である。營口では品位九九二の營平兩(五三・六トロイグレイン)を標準とし、安東では品位九三三の鎮平兩(純銀五三・五トロイグレイン)を標準とする。安東に流通せる鎮平銀即ち之に屬する。	品位八百二十、量目庫平七分二厘即ち純銀五分九厘(三九・九トロイグレイン)を一角とするも鑄造廠により一定せず。		品位九百量目庫平七錢二分、即ち純銀六錢四分八厘(三三・三三トロイグレイン)を一元とし袁世凱銀貨、孫逸仙銀貨最も多く通稱現大洋である。普通八百九十位にして量目も不定のもの多し。
						銅元票(分)	官帖(吊)
						銅元を基礎とする兌換紙幣にして銅元の不足を補ふ爲め發行されたのである。奉天省券(奉天小洋票)、黑龍江省券及び熱河省券の三種あり。	制錢式に吊文建なるも當初發行の基礎は銀元にして後純然たる不換紙幣となつた。吉、黑兩省に流通し夫々吉林官帖及黑龍江官帖と稱さる。
						制錢(吊)	銅元(分)
						元來は穴明銅錢にして奉天省にては百六十箇、吉林、黑河兩省にては五百箇を一吊文とするが、夙に流通界より去り僅かに官帖其他商品建値の單位として使用さるのみ。	品位九五〇位の銅貨、通常銅子兒と稱す。制錢十文及二十文に相當する二種あり補助貨として流通す。

備考 紙幣發行高を本表のみに就いて見ると相當増加が顯著に見え、之に基いて紙幣過度膨脹を論ずる者があるが、我國の貨幣が國幣に統一される以前には、本行が引繼いだ舊紙幣の外に、中國交通兩銀行哈大洋、熱河興業銀行、現大洋、現小洋、鎮平銀、過爐銀、各種私帖等が合計二千五百萬圓以上、更に鮮銀券、鈔票等が極く内輪に見積つて數千萬圓流通して居り、是等の回收は康徳四年末に至つて漸く一段落を告げたのであるから、發行高の増加率を論ずる場合は等の回收による代位發行を考慮せぬのは妥當を欠く。

同 十二月末	一六、三三	七四、八八	四〇、四
同 二年 六月末	一三、六二	五、五九五	五、四
同 十二月末	一七、六五	九、三三〇	五、六
同 三年 六月末	一三、八四	九、九五二	七〇、九
同 十二月末	二四、四三	一七、八一	六九、七
同 四年 六月末	一七、七六	一八、〇三四	六〇、〇
同 十二月末	三〇、四九	二〇、〇九六	六七、七
同 五年 六月末	二七、六四	一五、三〇〇	六〇、〇
同 十二月末	四五、七七	二二、六〇九	五〇、八

(二) 金融機關

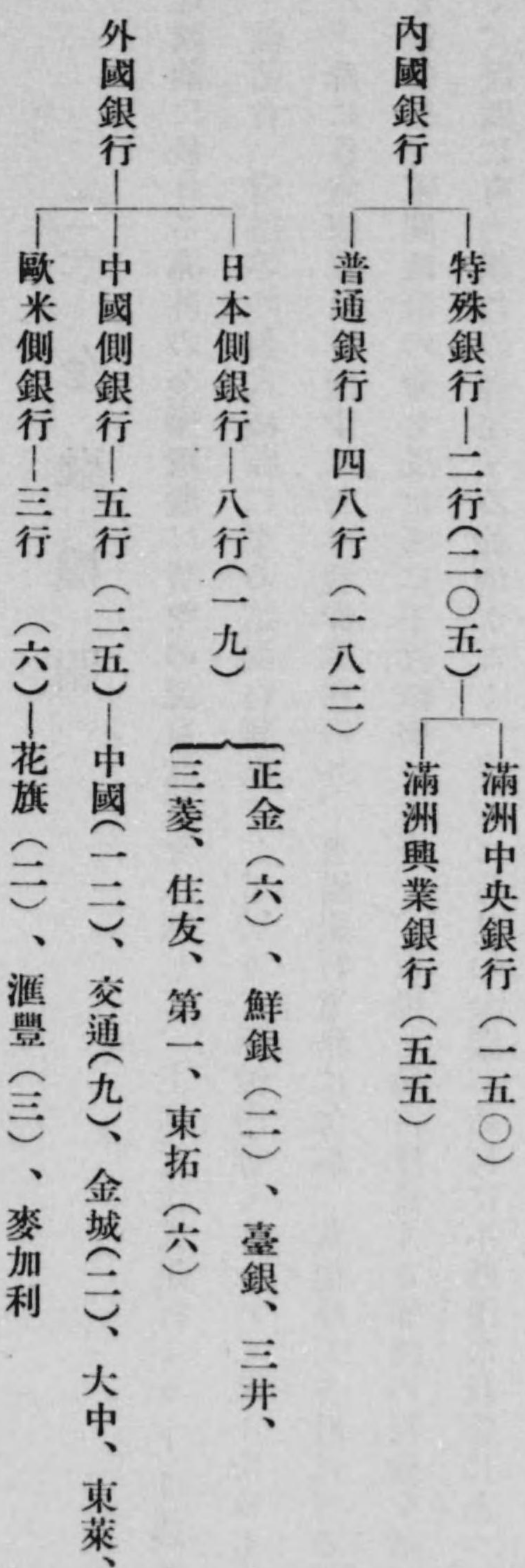
建國前に於ける滿洲の金融機關は貨幣の混亂狀態を反映して、上は近代式銀行より下は錢莊・錢舖・儲蓄會 當舖等の舊式機關に至る迄混合雜然として居り、組織内容も亦極めて區々たるものがあった。殊に各官銀號及び邊業銀行は發券業務の外、普通銀行業務は勿論、其他商工各般に亘る附屬事業を兼營し、軍閥政府の命を受けては不換紙幣を亂發し、市場を獨占攪亂する等擅の行動を敢てしたので、民間に有力銀行の發達する餘地がなく、従つて當時の金融が如何に不圓滑の狀態にあつたかは容易に推測することが出来るのである。

茲に於て滿洲國政府は建國匆々、從來疲弊紊亂せる金融機關の整理統一に着手し、先づ大同元年六月に滿洲中央銀行を設立し、越えて翌二年十一月 銀行法(舊法)を制定して錢莊・錢舖・儲蓄會等の編成替を行ふと共に、弱小銀行の整理、地場銀行の強化育成を圖つたが、康德二年十月には行政的措置を以て再度普通銀行の整理を敢行した。一方、庶民金融機關たる金融合作社網の充實、既存金融組合・金融會の改善擴充に努め、又大興公司を中心とする當舖の統一的經營に意を致し、更に康德三年十二月、滿洲興業銀行の創立を見るに及んで滿洲の金融制度も概ね近代的體制を具へるに至つた。尙ほ康德三年七月と翌四年十二月の再度に亘る治外法權の撤廢により、滿洲國土内の日本側銀行も滿洲

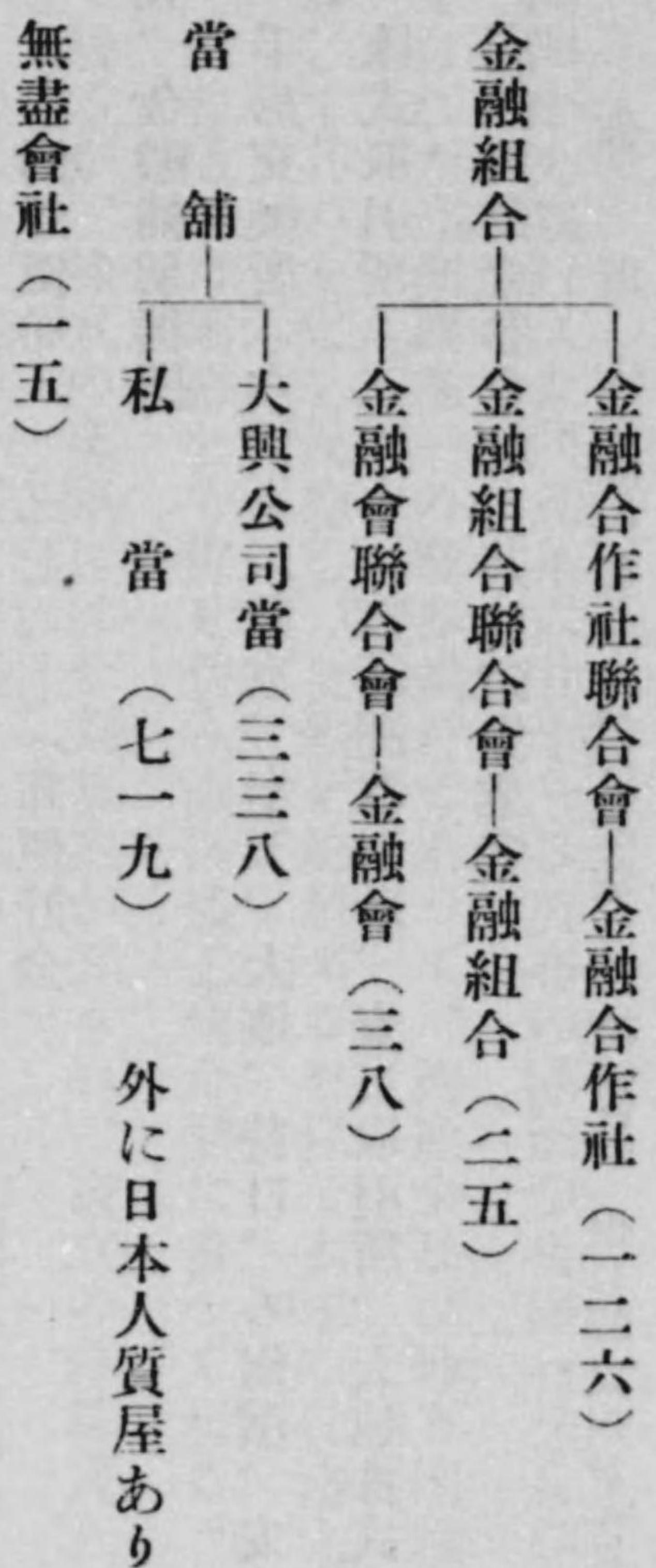
國政府の金融行政権内に置かれる事となり、茲に政府の金融統制に對する機構上の工作が成就されたが、更に昨年九月には中銀の德通に依つて全滿の銀行を打つて一丸とする滿洲銀行協會が設立せられ、次いで十二月新銀行法の公布を見るに至り、一層普通銀行經營の強化が行はれる運びとなつた。斯くて今日、國內の金融機關は政府並に中銀の下に一應の整備を遂げ、中銀を中心に、一方に短期商業銀行として、内外五十有餘の普通銀行を有し、他方事業銀行としての興銀を配し、其の間、一聯の庶民金融機關、特殊金融機關を介在せしむるに至り、滿洲の金融機構も概ね一元的な態勢を整へるに至つた。今便宜上、滿洲に於ける各種金融機關を一括表示すれば次の如くである。

滿洲金融機關一覽 (康徳五年末現在)

一、銀行



二、庶民金融機關



三、特殊金融機關

- 糧 棧
- 農事合作社(一〇三)
 - 滿洲拓植公社
 - 滿鮮拓植株式會社
 - 滿洲房產株式會社
 - 滿洲鑛業開發株式會社
 - 滿洲林業株式會社

滿洲鹽業株式會社

國際運輸株式會社

滿洲輸入組合

滿洲輸入株式會社

滿洲生命保險株式會社

滿洲火災海上保險株式會社

四、郵政機關

滿洲側郵政局（四五七）——（郵政儲金）

日本側郵便局（三七）——（郵便貯金）

五、金融補助機關

手形交換所（六）——（新京、奉天、大連、營口、哈爾濱、安東）

株式取引所（三）——（※滿洲取引所、安東取引所、大連株式商品取引所）

滿洲興業證券會社、其他證券業者

備考 (1) 括弧内數字は營業所數又は機關數、但し關東州を含む

(2) ※印滿洲取引所は康徳六年二月滿洲證券取引所と改稱せられたり

(1) 滿洲中央銀行

滿洲中央銀行は大同元年六月十一日公布の滿洲中央銀行法及び同組織辦法に基き、同月十五日に創立せられた滿洲國唯一の發券銀行であつて、國庫金及び地方團體公金取扱を爲すと共に通貨の流通を調節して其の安定を保持し、金融を統制するを以て本來の任務とするが、滿洲國現在の經濟情況に鑑み一般普通銀行業務をも併せ營み直接農工商金融に當つて居る。本行は一應株式組織の企業形態をとつて居るが、株式の募集には分割募集が許され、設立の際株式三千萬圓（三十萬株）中共の一半を募集し、政府に於て其の全額を引受けた事情よりして 國有民營の特殊銀行と謂ふことが出来る。本行は廣範圍の業務を遂行する關係上、營業所網の充實に努め、新京に總行、奉天・吉林・齊々哈爾濱・哈爾濱の四都市に分行を置き、全滿百三十七ヶ所に支行を設け、外に支行所屬の四辦事處を開いて居る。在外營業所としては 曩に東京支店を設けて日滿資金の交流圓滑化を圖つたが 昨康徳五年六月張家口辦事處を支行に昇格せしめ、越えて九月、天津支行及び北京辦事處を開設し、刻々緊密化の度を加へ行く滿蒙支間の經濟關係に對處せんとして居る。斯くして康徳五年末現在、本行の營業所は總行營業處を含めて合計百五十店に達して居る。

本行は大同元年七月一日開業以來、夙に發券銀行として通貨の統一と安定とに努め、傍ら國庫金出納其他政府委託事務を擔當し、朝鮮銀行撤退後は日本銀行代理店事務をも執つてゐるが、近年時局金

融行政の前進に伴ひ、本行の使命は頓に其の重大性を加へて來た。就中、昨年八月、臨時爲替局が本行内に開設せられると共に全滿外貨資金の集中・運用を計り、又十月一日より施行された臨時資金統制法の實地運営に任ずる等、國家機關銀行として力を致して居る。更に本行は中央銀行として、國內金融機關、就中普通銀行の指導誘掖に任ずる外、滿洲金融界の實情に鑑み、直接一般に對しても銀行業務を行つて國內金融の疏通を圖るなど、諸般の業務を處理し、而も此の間、開業第一期より概ね順調なる成績を収めて堅實なる足取りを見せ、康徳五年末には政府への納付金を計上するの餘裕を示すに至つた。

今茲に預金・貸出の消長、爲替業務の狀況を通じて本行業績の一端を窺ふに、

預 金 從來滿洲に於ては、經濟界の發達遅れ、信用制度不完備の爲め、預金の如きは極めて少額に過ぎなかつたが、建國後、國民經濟の伸張、國家財政の發達、之に國民の貯蓄思想の普及も加つて逐年増加の傾向を辿り、殊に康徳二年秋、舊紙幣の整理完了後、通貨の安定、國幣の普及によつて益々増加するに至つた。更に康徳四年、産業五ヶ年計畫の實施以來國民經濟の膨脹、外國資本（日本）流入等の事情を反映して其の増勢著しく、昨康徳五年末現在の殘高は三億八千六百餘萬圓に上り、前年同期に比し四割六分の急増を示した。之を大同元年末の五千萬圓程度に比すれば洵に今昔の感に堪へないものがある。

右預金を政府預金と一般預金とに分けて見れば、前者は昨年末現在一億六千四百餘萬圓で預金總額の四割強を占め、大同元年末に比し、其の十倍近くの金額に達して居るが、此の中には公債手取金、政府貸上金の振替等も含まれて居る。之に對する一般預金は一昨年頃迄概ね前者と雁行して來たのであるが、昨年に入るや遂に政府預金を凌駕し、年末殘高は二億二千二百餘萬圓を示すに至つた。之は素より一般經濟界の急激なる膨脹を裏書するものであるが、本行に於ても産業開發資金急需の趨勢に鑑み、國民の勤儉貯蓄の醇風を涵養して遊資の吸収に努めた結果である。

滿洲中央銀行預金殘高

(單位千圓)

年 次	政 府 預 金	一 般 預 金	合 計
大同元年十二月末	一六、七五	三、五四〇	五〇、二九二
同 一 年 六 月 末	四六、九〇	五〇、〇九四	九七、〇一四
同 一 年 十 二 月 末	三、八五	六、六七	七、五二七
康徳元年六月末	五、八六七	七、三三三	一三、二〇〇
同 一 年 十 二 月 末	五、二二〇	五、一六一	一〇、三三六
同 二 年 六 月 末	七、四七六	六、八七〇	一三、三四六

年次	政府貸上金	一般貸出金	合計
同 十二月末	七三、七三五	七、二〇〇	一五、九三五
同 三年 六月末	九八、八六四	八、一〇二	一八七、九六五
同 十二月末	一一三、五七六	一一、〇〇八	一二五、五八四
同 四年 六月末	一〇八、八七五	一三、七四九	一二八、六二四
同 十二月末	一一三、〇九六	一一、四八四	一二五、五八〇
同 五年 六月末	一一三、九三四	一六、八五〇	一三〇、七八四
同 十二月末	一六四、六三二	三三、二二八	一九八、八六〇

貸 出 舊官銀號時代の貸出は軍閥、官高等に對する政略的なものが多く、一般生産資金の供給は甚しく圓滑を缺いて居た。本行は開業以來、過去の弊風を排して堅實なる貸出に努めて來たが、昨年未現在の貸出残高は四億一千九百餘萬圓に上り、前年末に比して九割強の増加を示した。之を大同元年末に比較すれば實に三倍の金額に該當して居る。尤も其の間、附帶業務の分離、特産市場の不況等のため間歇的減少も見せたが、康徳三年下半年期以降増加の一途を辿り、爾來國內産業の開發に伴ふ需資急増を映して飛躍的推移を示したのである。

之を政府貸上金と一般貸出金とに分ち觀るに、政府貸上金は昨年末現在一億九百餘萬圓を示し、前

年末残高の約三倍、大同元年末に比すれば其の四倍強に當つて居る。之は最近政府の財政政策が從來の消極主義から合理的積極主義に轉換されたことの反映であるが、本行よりの貸上資金は政府を通じて適度に配分撒布せられ、各種産業の開發に資せられて居る。次に一般貸出金は、之亦昨年末現在三億一千餘萬圓に達し、前年末に比し九割七分増、大同元年末残高の三倍餘を示し、本行の同業者貸出、其他特殊會社・金融合作社、大興公司等に對する貸出は相當の額に上つて居る。尙ほ昨年十二月に入つてから爲替低利資金の融通を行つてゐるが、一方物價騰貴に伴ふ思惑取引を防止する爲の投機資金供給の抑制に關しても本行は各銀行に指令し善處するところがあつた。

滿洲中央銀行貸出残高

(單位千圓)

年次	政府貸上金	一般貸出金	合計
大同元年十二月末	二二、五〇〇	一〇〇、四七七	一二三、九七七
同 二年 六月末	一九、一〇〇	八九、七六七	一〇八、八六七
同 十二月末	一九、一〇〇	八四、七九九	一〇三、八九九
康徳元年六月末	一九、一〇〇	九、九〇四	一一〇、〇〇四
同 十二月末	二四、六〇〇	一四、四九三	一六五、〇九三

年次	内	外	國
同二年六月末	三四、七四六	一一三、七三六	一四七、四八三
同三年六月末	五二、九四六	二一八、〇五五	一七一、〇〇一
同四年六月末	五一、二五七	一〇五、六八三	一五六、九四〇
同五年六月末	六一、七〇〇	一三五、六五九	一九七、三五九
同二年六月末	四一、五〇〇	一三七、七九九	一八〇、二九九
同三年六月末	三六、八五五	一七五、七二四	二二三、五九九
同四年六月末	三三、五五五	二二三、四〇六	二四五、九六一
同五年六月末	一九、四九三	三三〇、五〇四	四一九、九九七

爲替 從來滿洲各省は各々その通貨を異にせる結果、内國爲替にあつても恰も外國爲替の如き觀を呈し、爲替取組には幾多の不便を伴つたが、本行開設後、通貨の統一、爲替料の低下等に依つて内國爲替取組は劃期的の躍進を示し、國內資金移動に多大の便益を與へた。又外國爲替取引も年と共に繁忙を加へ、特に對日爲替は其の重要性に鑑み、東京支店を設置してルートを一元化し、殆ど本行一手に取扱つて來たが、更に既述の如く、昨年夏以來、外國爲替業務を營む在滿爲替銀行の取得す可き外貨資金を集中的に管理、配分する事となつた。今日、本行の爲替取組は遠く歐米に及び、取引先も増加して昨年末現在、百十六都市（内、國內二十）に二十六行、二百五十三店のコルレス網を有するに至つて居る。

滿洲中央銀行爲替取組高

年次	國	内	外	國
大同元年下期	一一五、三六五	二五二、二九一	一、七四六	三、九六八
同二年上期	二五三、三三二	四五四、二六七	四八四	五、四五六
同二年下期	四六、七八〇	四三四、五〇二	二、〇一八	六、三六七
康徳元年上期	五四、四〇八	四一、八四三	二、七八〇	一三、三三九
同二年下期	六八、五七四	七三三、九七七	五、五九〇	一三、四三三
同二年上期	七九〇、七二〇	八〇四、八〇一	七、〇一六	一三、〇三三
同二年下期	九六二、四七	一、〇六七、〇九一	九、三四八	一四、六七二
同三年上期	一、〇九四、三九九	一、一九五、五八	一三、三四	二四、三三〇
同三年下期	一一、五七、三三五	一、七〇五、四八	一九、三六六	二五、九七一
同四年上期	一、三〇八、五七五	二、一九四、八三六	一九、四一一	三五、八四〇
同四年下期	一、三六七、八六五	二、三四八、一九七	一八、三三六	六五、九七五
同五年上期	一、三四一、九九六	二、九三三、二七七	二六、九七六	二四九、一九一

同	下期	一、四四、六六八	四、〇四六、九九	四九、〇九八	四八八、九六
---	----	----------	----------	--------	--------

備考 金額は受入高、支拂高の合計とす

(2) 滿洲興業銀行

滿洲興業銀行は、康徳三年十二月三日公布の滿洲興業銀行法に基き、同月五日に設立せられた特殊銀行であつて、各種産業開發に必要な長期資金の供給を其の主たる使命とするが、同時に一般金融業務をも司つて居る。同行は資本金三千萬圓、内拂込金一千五百萬圓（滿洲國政府と朝鮮銀行と折半出資）で、その特殊使命を果す爲め拂込資本金額の十五倍に達する迄滿洲興業債券を發行し得る特權を有し、更に外國に於て同債券を發行する場合は其の元利金支拂に對し滿洲國政府が之を保證し得る定めになつて居る。

興銀の設立は朝鮮銀行の滿洲國撤退と離すべからざる關係をもつて居る。鮮銀の滿洲進出は遠く明治四十二年、安東縣に於て日本の第一銀行出張所を引繼ぎ開業せるに初まり、爾來同行は在滿各支店を通じて鮮銀券を發行し、滿洲に於ける日本側發券銀行として多年滿洲金融界に重きをなしてゐたが、建國後滿洲國政府の金融統制が進捗するに伴ひ、日滿兩國政府合意の下に、關東州を除く在滿營業所を總て新設の滿洲興業銀行に讓渡することとなり、康徳三年末を以て、僅かに關東州の二支

店を残し滿洲國より撤退するに至つた。即ち滿洲興業銀行の主體は右の鮮銀在滿營業所二十店と日本側有力銀行たる正隆銀行全滿本支店十九店及び滿洲銀行本支店二十店を繼承したものであつて、本店を新京に置き、康徳四年一月一日より其の業務を開始した。之に依つて多年の懸案であつた鮮銀券の引揚げ並に滿洲國幣制の統一が實現せられ、更に滿洲國の産業開發に必要な長期資金の供給機關を得たのである。

同行は昨康徳五年末現在、全滿に五十五の營業所を有し、其の業況は極めて順調なる推移を示してゐる。即ち預金は昨年末殘高三億八千四百餘萬圓で、之に興業積金と稱する貯蓄預金を加算すれば三億八千八百餘萬圓に上り、又貸出は昨年末四億一千二百餘萬圓を示し、一般商業資金の外、鑛工業資金の放出も最近漸く顯著となりつゝある。同行の長期金融の源泉として最も重要な債券發行高は未だ預金に比すべくもないが、昨康徳五年九月、日本に於て第一回滿洲興業債券一千萬圓を發行し、更に本年三月前同様日貨債として第二回分一千萬圓の募集を行つた。又滿洲儲蓄債券も昨年始めて同行を通じて賣出されたが、其の國內消化は極めて良好であつた。

尙ほ同行は自行債券・儲蓄債券の賣捌き及び其他一般證券業務の助成機關として、滿洲興業證券株式會社なる子會社を有すると共に滿洲證券取引所を監督し、以て滿洲に於ける證券市場育成に努めてゐる。

滿洲興業銀行主要勘定残高

(單位千圓)

年次	債券發行高	預金	貸出
康徳四年六月末		三〇、九二八 (二二九)	一八六、二八四
同 十二月末		二四、四七六 (七九二)	二五六、九九五
同 五年六月末	(一、九五)	三元、五〇九 (一、八七)	二六八、五二八
同 十二月末	10,000 (五、九七七)	三六、六六四 (三、四八六)	四三、四二九

備考 興銀考課狀に據る。括弧内金額は債券にありては儲蓄債券發行残高、預金にありては貯蓄預金(定期積金)残高とす

(3) 普通銀行

内國普通銀行 茲に内國普通銀行と謂ふのは、滿洲國內に本店を有し、滿洲國銀行法の適用を受ける銀行の事である。建國後、政府は内國普通銀行の整理と之が健全なる發達を圖る可く、大同二年十一月九日銀行法を制定して既設の銀行は總て新に營業許可を要することとし、申請銀行の内容を精

査して六十五行に限り許可を與へ、以て第一次整備を敢行した。右六十五行の内譯を示せば、從來の内國銀行十二、儲蓄會二、錢舖五十一で、更に之を組織別に見れば、株式組織のもの十七、個人組織のもの四十八であつた。次いで康徳二年十月、再度普通銀行の整理を企て、當時の内國普通銀行六十二行中、個人經營のもの四十行を株式組織に改組せしめ、増資又は合併を勸奨して不良弱小銀行の整理解散を行つたが、一方同年國幣金票等價政策の採用(十一月)及び爲替管理法の實施(十二月)により、從來兌換及び爲替業務を主たる業務としてゐた舊式銀行及び錢莊類は全く營業の繼續困難となり、爲めに整理は急角度に進み、康徳三年末を以て個人組織銀行は事實上其の姿を没するに至つた。他方政府は資金偏在の弊を避け、併せて地方産業の圓滿なる發達を期する爲め、大同二年末、營口商業銀行の設立を嚆矢として、主要各都市に於ける地場銀行の設置助長に努めたのである。

内國普通銀行中、日系の地場銀行は建國後も暫時の間、治外法權を享有して居たが、康徳三年七月一日、法權の一部撤廢と共に、從來日本帝國領事館の認可を受けて營業を行つてゐた日華、吉林、間島、振興(康徳五年五月解散)の各行及び奉天信託(現在の奉天銀行)間島共益(本年二月廢業)間島興業(本年二月廢業)の各社は滿洲國に引繼がれ、一昨年治外法權の全面的撤廢に依り、駐滿日本全權大使の免許又は許可の下に營業せる新京、協成、安東實業の各行及び福信金融株式會社(康徳五年八月廢業)も滿洲國の金融行政圏内に入る事となつた。斯くの如くして、康徳四年に滿洲國銀行法

に依つて新設された哈爾濱實業、東興、齊々哈爾商工の三行を入れると、昨年末現在十二の日系地場銀行が存在して居るが、今日に於ては何れも他の普通銀行と同じく内國普通銀行として律せられて居る。

内國普通銀行数は昨年末四十八行（註）で、其の公稱資本金は二千五百七十萬五千圓（拂込一千六百二十八萬圓）であるが、昨年十二月二十四日公布、本年一月一日施行の新銀行法に依り最低資本金法定主義、支拂準備率法定制等が實施される事となつたから、舊銀行法によつて一應整頓された普通銀行の業礎は一段と強化される事が豫想される。

内國普通銀行の業況を見るに、専ら新京 奉天 哈爾濱の三大都市を中心に活動して居るが、昨年未現在、預金残高四千七百餘萬圓、貸出残高七千一百餘萬圓となつて居る。經營資金構成中、預金勘定以外に未だ借入金勘定が相當の割合を占めて居るが、近年預金の比率も次第に向上して、預金 貸出兩者間の跛行的状態も或程度匡正せられつゝあり、而して資金の過半は商業資金として放出せられ短期の商工金融を潤ほして居る。

註 内國普通銀行四十八行（康德五年末現在）中、間島興業株式會社は康德六年二月十日附、間島共益株式會社は同月二十七日附義増銀行は四月十九日附を以て夫々銀行業廢止の件を認可せられた。

内國普通銀行一覽表

康德五年末現在

（單位千圓）

銀行名	本店所在地	資本金	預金	貸出
益發銀行	新京	一、五〇〇	五、二七二	八、八四七
益通商業銀行	〃	一、〇〇〇	三、七二八	五、二八五
新京銀行	〃	一、〇〇〇	三、二六四	二、三七九
奉天商工銀行	奉天	二、二〇〇	八、一一一	八、九九五
奉天商業銀行	〃	一、〇〇〇	一、〇一〇	二、六九七
奉天匯業銀行	〃	一、〇〇〇	五九〇	一、八〇〇
奉天銀行	〃	一、〇〇〇	三、一六九	二、五七四
東邊實業銀行	安東	二、五〇〇	一、八六三	三、〇〇六
協成銀行	〃	一、〇〇〇	二、一〇六	一、八三三
營口商業銀行	營口	一、〇〇〇	三六七	四、七三三
功成銀行	吉林	一、〇〇〇	二、一七九	五、五四八
東興銀行	圖們	一、〇〇〇	一、八一八	一、五一一
他三十六行		一〇、五〇五	一四、五二七	二二、五三三

合	計	11,170,000	8,211,000	4,120,000
---	---	------------	-----------	-----------

備考 經濟部銀行科調に據る

外國側銀行 外國側銀行とは、滿洲國銀行法の施行地外に本據を有する銀行の在滿支店の總稱である。其の國內各營業所に對しては素より滿洲國の銀行法が適用されるが、關東州に於ては現在日本の銀行法が準據法となつて居る。而して之等の外國側銀行は之を國籍別に見れば、日本側・中國側・歐米側の三者に分れる。

(イ) 日本側銀行 滿洲に於て初めて日本側普通銀行の進出を見たのは明治三十九年設立の正隆銀行であるが、その後大正十二年に設立された滿洲銀行と並んで此の兩行が日本側普通銀行の双壁となり、爾來正金 鮮銀兩特殊銀行の在滿支店と共に滿洲に於ける日本人側經濟を動かして來た。然るに建國後、大連に本店を有する正隆 滿洲の二行は鮮銀の滿洲國內營業所と共に新設の滿洲興業銀行に吸収せられ、尙ほ滿洲國內に本店を有する日系普通銀行は治外法權撤廢並に滿鐵附屬地行政權移讓の結果、總て内國普通銀行として律せられる事となつた。従つて今日、外國銀行としての取扱ひを受ける日本側銀行は、關東州所在のものを除けば、正金・東拓の在滿營業所十店を残すのみである。

横濱正金銀行は資本金一億圓全額拂込の日本特殊銀行であるが、今日滿洲國內の營業所は普通銀行

として律せられて居る。同行は夙に明治三十三年滿洲に於ける日本側銀行の嚆矢として牛莊(營口)に支店を開設し、其の後各所に營業所を設けて貿易金融を主とし、鈔票の發行等に依り滿洲經濟の發展に資して來た。康徳三年十月一日以降、其の鈔票發行は禁止されたが、爲替銀行として今尙ほその特殊性を發揮し、殊に滿獨通商協定の實施に關して重要な役割を演じて居る。

同行最近の營業状態を見るに、全滿に六營業所(内關東州一店)を有し、昨康徳五年末現在、預金残高は四千九百餘萬圓、貸出残高は一億三千六百餘萬圓に達し、而して右貸出の大部分は貿易に關聯を有つた特産關係の融資である。

東洋拓殖株式會社は拓殖資金の供給其他拓殖事業の經營を目的とする資本金五千萬圓(三千五百萬圓拂込)の特殊會社である。其の本社は東京に置いてあるが、大正六年以來滿洲に進出し、現在六營業所(内關東州一店)を有し、拓殖資金の供給を旨とする不動産金融機關として活動して居る。同社は貸出業務以外にも、若干の定期預り金を取扱ふ關係上、滿洲國內の營業所は銀行法によつて取締られ、關東州に於ては金融團の一員に數へられて居る。昨年末勘定は次表の如くである。

右の外關東州には鮮銀・臺銀・三井・三菱・住友・第一の各行が夫々支店乃至出張所を開設し、正金・東拓も各一店を有し活潑な業況を見せて居るが、今關東州を含む全滿八行十九店の業績を見るに、昨年末現在預金残高は一億三千二百餘萬圓、貸出残高二億九千餘萬圓を示し、外國側銀行中最大の勘定

を擁して居る。

日本側銀行一覽表

康徳五年(昭和十三年)末現在

(單位千圓)

銀行名	營業店數	預	金	貸	出
正金銀行	六		四九、七五五		一三、六九二
朝鮮銀行	二		七〇、八〇三		七、八〇三
臺灣銀行	一		一、五七九		一〇、三六六
三井銀行	一		一、六三五		二四、三七二
三菱銀行	一		四、三五二		八、六三三
住友銀行	一				四九六
第一銀行	一				四、八六六
東洋拓殖株式會社	六		五、一九〇		二六、〇〇九
合計	元		一三三、五八四		二九〇、三三三

備考 經濟部銀行科調に據る

(ロ) 中國側銀行 中華民國に本店を有する在滿支店銀行としては、中國・交通・金城・大中・東萊の五行がある。是等の銀行は舊政權時代の特殊條件下に發展した銀行であつて、建國後、關東州及

以舊滿鐵附屬地外所在の營業所は中華民國が治外法權を有しない關係上、最初から滿洲國銀行法に依つて取締られてゐたが、康徳四年滿鐵附屬地行政權の移譲に伴ひ、新たに同地域内の營業所も銀行法の適用を受ける事となつた。昨康徳五年末現在に於て右五行の在滿營業所數は國內二十一店、關東州四店、合計二十五店である。

右五行の營業状態を見るに、嘗ては支那本土の財閥を背景として相當の成績を擧げて來たが、滿洲國出現後は漸次其の營業規模を縮少し、殊に支那事變の勃發後は大なる衝撃を受けた模様である。一昨年末、五行三十店の預金は二千餘萬圓、貸出は一千七百餘萬圓であつたが、一年を經過した昨年未、五行二十五店の勘定は次表の如く、預金・貸出共に減少して居る。

中國側銀行一覽表

康徳五年末現在

(單位千圓)

銀行名	營業店數	預	金	貸	出
中國銀行	一二		六、六四三		八、二三三
交通銀行	九		五、四四六		四、四四四
金城銀行	二		二、八九七		一、九八四
東萊銀行	一		三三七		三二八

大中銀行	一	四	一五三
合計	二五	一五、三三八	一四、九〇一

備考 經濟部銀行科調に據る

(ハ) 歐米側銀行 歐米側銀行の滿洲への進出は、ロシア革命後、哈爾濱に於ける露國系銀行の衰退に入れ替つたものであるが、爾來哈爾濱、大連及び奉天を中心に在滿外國商社の金融機關として相當の活躍を見せて來た。然るに滿洲國建國後は、國內金融機關の整備と反比例的に業績上らず、其の多くは淘汰せられ、銀行法により營業繼續を許されたものは、米國系の花旗銀行 (The National City Bank of New York) 英國系の滙豐銀行 (The Hongkong & Shanghai Banking Corporation) 麥加利銀行 (The Chartered Bank of India, Australia & China) の三行に過ぎなす。三者中、麥加利銀行は哈爾濱に一店を有するのみであるが、滙豐銀行は奉天、哈爾濱及び大連に、花旗銀行は哈爾濱及び大連に支店を有し、都合三行の全滿營業店數は昨年未現在六店となつて居る。

右三行六店の業績を見るに一昨年(一九三七年)末現在の預金殘高は一千六百餘萬圓、貸出殘高は三千餘萬圓であつたが、昨年末に於ては、預金勘定は略々前年と變りなく、貸出は二千二百餘萬圓となり若干の減少を見せて居る。

歐米側銀行一覽表

康德五年末現在

(單位千圓)

銀行名	營業店數	預金	貸出
花旗銀行	二	八、五七三	一一、一〇九
滙豐銀行	三	七、二七六	九、四七四
麥加利銀行	一	七九	六六七
合計	六	一六、三三八	三、二四七

備考 經濟部銀行科調に據る

(4) 庶民金融機關

住民の大部分が農民によつて占められる滿洲に於て、庶民金融機關特に農村金融機關整備の必要なことは言を俟たぬ所であつて、従前日本側の金融組合其他を除いては、滿人間に於て當舖以外殆んど利用すべき機關を有しなかつたが、建國以來金融合作社、大興公司等が新設せられ、既存の金融組合、金融會等の發展と相俟つて、斯方面の金融機關も大いに整備されるに至つた。

尙ほ従前滿洲各地に錢莊又は錢舖なるものが存在し、貨幣の賣買兌換を生命とし、同時に爲替・預金・貸出等をも營んでゐたが、建國後銀行法の制定によつて有力なるものは銀行に改組せられ、其他

のものも通貨の統一によつて活動範圍を縮小せられ、更に爲替管理法の施行により遂にその影を没するに至つた。

金融合作社 從來滿洲に於て一般民衆の利用し得る金融機關としては、極めて高利の當舖・錢舖・糧棧等があるのみで、全然近代的金融機關が缺如し、而も建國當初は打續く水災匪害と、特産價格の暴落に加へ、これ等の機關自體が衰頽し、農村金融の梗塞は一層甚だしいものがあつた。政府は其の應急對策として、中央銀行を経て春耕貸款等を行つたが、更に之が恒久策として、當時奉天省公署が瀋陽・復縣兩地に試験的に設置した金融合作社の成績良好なりしに鑑みその積極的増設の方針を樹て大同二年度十一縣に設立し、更に康德元年九月金融合作社法及び同施行規則を公布すると共に、十一月新京に中央連絡機關として金融合作社聯合會を設け、其の發達助長を圖つた。

金融合作社制度は、素々範を朝鮮の金融組合に採り、組合員の相互扶助を目的とする協同組合を理想としてゐるが、滿洲國の特殊事情に鑑み、一縣一社の大地域主義を採用、理事には日本人を充て、貸付も多分に指導金融的色彩を帯びさせる等特異な點が多い。政府は之に對して經費の補助を與へ、且一社二萬圓、期間十箇年の基本金の貸下を行つてゐるが、同時に理事の任免、金利、貸付限度の伸縮、擔保等すべて經濟部大臣が關與監督してゐる。

斯くて合作社の業務は年と共に發展し、康德四年度よりは分駐所、分事務所を多數設け、更に貸付

に於ても保證團體結成に依る所謂特別小農貸付を実施するに至つて、飛躍的な發展を遂げた。又從來合作社制度は農村に普及せしめるを主としたが、康德四年度より都市に於ける中小商工業者をも包擁する方針に出で、新京・哈爾濱・奉天・吉林・營口・錦州の六市が金融合作社法第五條による市街地に指定せられ、昨五年更に牡丹江 齊々哈爾・海拉爾・黑河が加へられ、康德五年末には都市合作社は十社を算へてゐる。

金融合作社の資金は出資金・預り金・積金・貸下基本金及び中央銀行よりの借入金等から成り、貸出は、村落合作社に於ては、信用貸二百圓、擔保貸七百圓を限度とし、特産擔保に限り右の外五百圓迄貸出し得るが、期間は何れも一年以内であつて、都市合作社に於ては信用貸一千圓、擔保貸五千圓迄、期間は六箇月以内とされてゐる。其の外産業團體に對しても特に社員として、之に貸付を行つてゐるが、康德五年末に於ける業況は左の如くである。

種別	社數	社員數	出資金	預金	貸出
都市合作社	二六	五七、三三	千圓 一、九五四	千圓 一七、八六六	千圓 三三、六六二
村落合作社	一〇	七、二五六	支	一、九六四	三、九六一
合計	三六	五四、四八八	〇、〇〇〇	一九、八三〇	三七、六二三

備考 金融合作社聯合會調に據る

金融組合 金融組合は在滿日本人に對する組合金融機關であつて、その創設は大正十三年關東廳が經費を補助して關東州内に設立せしめた五つの村落組合を以て最初とする。其の後同組合が良好なる成績を収めた爲め、關東廳は同様施設を州内及び滿鐵附屬地の主要都市に及ぼし、日本人商工業者の金融緩和に資せんとして、昭和三年五月金融組合令を公布し、既設村落組合に法人格を與へる一方、經費の補助、基本金の貸下を行つて大連其他四箇所に都市金融組合を設立せしめた。斯くて引續き滿鐵沿線の各地にその設立を見るに至り、昭和四年九月には資金調達並に業務指導機關として大連に滿洲金融組合聯合會が設立せられ、各組合共比較的順調なる發達を遂げて來た。

然るに康徳四年（昭和十二年）十二月治外法權の全面的撤廢に伴ひ滿洲國內所在の組合は盡く金融合作社法の適用を受けることとなり、既存の聯合會は滿洲及び關東州の二聯合會に分れた。政府もこれ等組合に對してはその特殊事情を考慮して、既存聯合會を當分、金融合作社聯合會と別個に存續せしめ、更に名稱 出資額・業務等に特例を認めて、漸進的調整を期してゐる。

金融組合の組合員の出資金は、都市組合に在つては一口五拾圓、村落組合に在つては一口拾圓であつて、組合員に對する貸出限度は、都市組合に於ては信用貸二千圓、擔保貸八千圓迄、村落組合に於ては信用貸五百圓、擔保貸三千圓迄である。業績も概して健實なる發展を續け、康徳五年末には左の

如き數字を示してゐるが、特に最近の預金の増勢には著しいものがある。

所 屬 別	組合數	組合員數	出 資 金	預 金	金 貨	貸 出
滿洲金融組合聯合會	一四	五、七〇五	千圓 一、三三六	千圓 八、一八四	千圓 七、七四四	
關東州金融組合聯合會	二	一四、五六五	三七	六、九二一	六、八五三	
合 計	一六	一四、一七〇	一、三六三	一五、一〇五	一四、五九七	

備考 滿洲・關東州金融組合聯合會調に據る

金融會 金融會は、在滿鮮農の金融機關として、日本側に於て助長發達せしめて來たもので、大正十一年以降朝鮮總督府の無利子資金を基本金とし、當初より朝鮮の金融組合に倣つて組合として設立されたものである。此の金融會とは別個に従前間島地方に金融部なるものが存在して居た。之は大正八年以來珲春事件の救済金及び朝鮮總督府の下附金に依り民會に附設されてゐたものである。

昭和十一年三月これ等は金融會標準定款によつて名稱も金融會に統一せられ、中央機關として新京に金融會聯合會の設立を見たが、同年七月金融行政權の一部移譲に伴つて滿洲國に移管せられ、金融合作社法の適用を受けるに至つた。併し聯合會は移管後も従前の儘存置せられ、販賣・購買・倉庫等の兼營事業も營み得る様若干の特例が認められてゐる。尙ほ康徳四年十二月よりは一切朝鮮總督府の手

を離れて、補助金は滿洲國政府より交附を受け、不足資金も中央銀行より仰いでゐるが、最近の業績の發展は見るべきものがあり、康徳五年末には左の如き状態を示してゐる。因に都市金融會とは康徳五年七月金融合作社法第五條による指定市街地（圖們・龍井・延吉）所在のものである。

種別	會數	會員數	出資金	預金	貸出
都市金融會	三	八、四〇四	千圓 一〇五	千圓 六四二	千圓 九三七
村落金融會	三	五、六三六	九四二	二、四三四	六、八二七
合計	六	一三、〇四〇	一、〇四七	三、〇七六	七、七〇四

備考 金融會聯合會調に據る

當舖 近代的金融機關の缺如してゐた滿洲農村に於ては、當舖は從來唯一の民衆的金融機關であつて、日本に於ける質屋が主として享樂財を取扱ひ、質貸金も多く消費經濟に向けられるに比し、當舖に於ては主として衣服を取扱ひ、農村に在つては農具、荷馬車の類に至る迄取扱ふ上、質貸金も過半が農耕資金に向けられる等頗る特色を有し、その活動は寧ろ一種の地方庶民銀行的な色彩を帯びてゐるものである。

現在國內に於て最も有力な公設質屋とも云ふべきものに大興股份有限公司（資本金六百萬圓）があ

る。舊政權時代の官銀號は各種の附屬業務と共に當舖業をも營み、建國當時には三十一個所に於て十六の店舗を有してゐたが、これ等は建國後中央銀行に繼承せられ、更にこれより分離獨立したのが大興公司であつて、中央銀行より低利潤澤に營業資金の供給を受け、その質貸高は全滿當舖の半ば以上を占めてゐる。

當舖の利用者は農民が過半を占めてゐる。その結果當舖の貸出回収は季節的な變動を繰返し、大體三月より九月に至る間が貸出期で、中秋節を轉機として回収に入り、翌年二月頃迄が回収期であるが、更に舊正より再び貸出に轉ずるを常とする。又流質期限も一ヶ年乃至一ヶ年半を普通とするが、貸出は平均七ヶ月位を以て一廻轉し、流質高も僅少である。

當舖の貸出金利は、従前は極めて高率であつて、月五分以上に亘るもの尠しとせず、流通期限も亦短き嫌があつた。大興公司は設立と共に月息三分、期限十八ヶ月、流質猶豫期間二ヶ月としたが、其の後漸次金利の引下げを行ひ、僻遠の地を除いては殆んど月二分とするに至つたので、其他當舖の金利も漸次之に追隨して低下を見つゝある。尙ほ康徳四年一月以降質業取締法が施行せられてゐるが、それに依れば流質期限は十二ヶ月以上、利率は月四分以下と定められてゐる。

全滿當舖業況（調査地二一〇地方）

康德五年末現在

種別	店數	貸出	回収	年末殘高
大興公司當舖	三六	四、九四二 千圓	三、二四七 千圓	三、七四〇 千圓
其他當舖	七九	四、三三七	四〇、六五八	一六、七六
合計	一、〇七	八、三三七	七五、九〇五	三六、四〇〇

備考 大興公司調に據る

無盡會社 滿洲に於ける無盡業は、滿人間に在つては拔會、合會其他種々の名稱で古くより庶民金融の方便として民間に行はれたが、加入者は殆んど親戚朋友に限られ、營業無盡制度は存在しなかつた。併し日本人來滿者の増加に伴ひ漸次日本人間に無盡業を經營するものを生じ、大戰前には三十四社を數へたが、その大部分は戦後の反動期に淘汰整理せられた。其の後大正十五年關東州及び滿鐵附屬地に無盡業法が施行せられ、昭和二年には大連に無盡協會の設立を見てより再び漸増し、其の間滿人の加入者も増加するに至つたが、康德三年七月滿洲國に於て無盡業法が公布せられ、治外法權の撤廢、附屬地行政權の移讓を見るに及んで國內の日本側無盡會社は總て滿洲國に移管せられた。今康德五年末の業況を掲げると左の如くである。

地域	社數	公稱資本	給付金	内給付	掛金契約高	内受入
滿洲國內	三三	一、四〇〇 千圓	一七、五三二 千圓	四、九六二 千圓	一七、六六八 千圓	八、七三三 千圓
關東州	三	七六〇	五、四七二	三、五三三	五、九三三	二、八七九
計	三六	二、一六〇	二三、〇〇四	八、四九五	二三、六〇一	一一、六一二

備考 經濟部及び關東局調に據る

(5) 特殊金融機關

以上の諸機關の外、特殊金融機關として、建國前より存在するものに曾て根強い勢力を有してゐた糧棧、滿鐵傍系會社として活躍をした國際運輸、其他輸入組合等があり、建國後に設立せられたものに農事合作社があるが、更に滿拓、保險會社、房產會社等各特殊會社による融資も漸次増加し、各方面に亘つて金融の圓滑なる疏通を見つゝある。

糧棧 糧棧とは所謂「穀物問屋」のことで、農民と油房又は輸出業者との中間に介在し、自己の計算と負擔に於て糧穀の配給に携はるを本來の職能とするが、其の他副業として保管業・金融業・旅館業乃至は雜貨業等をも兼營し、其の業績の消長は滿洲農業經濟を左右する程の特異な存在であつた。而して糧棧は、直接農民に對して融資の衝に當る許りでなく、間接的に銀行の農業金融を媒介するも

ので、斯くの如き見地よりすれば、滿洲の農業金融の大部分が一應糧棧の手を通じて行はれたものと見ることが出来る。從來如何に糧棧が滿洲農業金融上に重要な地位を占めてゐたかを知ることが出来る。糧棧の金融は三、四月に於ける春耕資金の貸付と九月乃至十一月に於ける農民雜貨購入資金の貸付を主とし、その貸付方法は搾取的なるを免れなかつた。

舊政權はこの糧棧の多くを其の支配下に置き、不換紙幣の濫發に依つて特産賣買を壟斷して居つたのであるが、建國後は支那本土財東（資本主）の資金引上げ、官銀號よりの融資停止等により政治的・經濟的背景を喪失し、漸次衰勢に在るに加へ、更に金融合作社及び農事合作社の設立等政府の農業金融對策實施、中央銀行の農村金融への積極的援助等により其の金融機能は年と共に薄弱化しつつある。

併し乍ら康德四年六月末現在に於て尙ほ一千六百軒以上の糧棧が残存して居ると推定せられ、昔日の繁盛を奪はれたとは云へ、現在尙ほ其の存在は看過し得ないものがある。

農事合作社 農事合作社は康德四年以來政府の指導獎勵の下に、農民の經濟的組織化と其の生活の安定向上を圖り、同時に産業五ヶ年計畫の遂行促進に資する目的を以て各地に設立せられつゝあるもので、康德五年末には既に百三社を算へるに至つた。同社は農事の指導、金融、販賣、購買、利用等の諸事業を營むものであるが、設立後日尙ほ淺く、現在は主として農産物の検査、交易市場の經營、

農事の改良發達等を行ひ、金融業務は既設の金融合作社との關係上未だ積極的活動を爲すに至らず、一部特用作物の栽培資金の融資を行つてゐるに過ぎない。

滿洲拓植公社

滿洲拓植公社は、康德四年七月既設の滿洲國法人たる滿洲拓植株式會社を改組

滿鮮拓植株式會社

し、日滿兩國政府の協定に基き設立せられた日滿合辦の特殊會社であつて、移住者に必要な施設及び其の經營、移住用土地の取得、管理及び分讓等の事業の外、移住者に對して必要な資金の貸付、移住者に必要な事業の經營を目的とする會社又は組合に對する出資及び金融を營み、其の資金として日滿兩國政府保證の下に拂込資本金の十倍を限り社債を發行し得るが、昨康德五年第一回社債一千萬圓が日本内地に於て發行せられた。

又滿鮮拓植株式會社は康德三年京城に本店を有する鮮滿拓殖會社の投資により設立せられた鮮農の移住統制とその生活の安定を圖るを目的とする特殊會社であつて、移住者の爲に移住、營農、土地購入資金の貸付を行つてゐる。

最近右兩者の改組合併の議が傳へられてゐるが、康德五年末に於ける兩社の融資狀況は左の如くである。

社名	公稱資本	拂込資本	融資残高
滿洲拓植公社	五〇,〇〇〇 <small>千圓</small>	三〇,〇〇〇 <small>千圓</small>	四六,〇〇〇 <small>千圓</small>
滿鮮拓植株式會社	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	八,一六三

滿洲房產株式會社 昨康德五年二月滿洲房產株式會社法に基き、本行の傍系會社たりし大德不動産有限股份公司を母體として、政府、滿洲興業銀行及び東洋拓殖各三分の一の出資により設立せられたる資本金三千萬圓(半額拂込)の特殊會社であつて、土地家屋の購入・借受資金の貸付を行ふと共に賃貸又は賣却を目的とする家屋の建築、宅地建物の賣買・賃貸借及び其の仲介並に受託管理等の業務を行ふが、住宅難の滿洲國に於て今後同社の活躍に俟つところ頗る大なるものがある。因に康德五年末同社の貸付残高は約一千一百萬圓に達してゐる。

滿洲鑛業開發株式會社 滿洲鑛業開發・滿洲林業・滿洲鹽業の三社は、何れも建國後特別法に依つて設立せられたる滿洲國特殊法人であつて、夫々各部門の開發經營に當るものであるが、昨康德五年増資と共に斯業者への融資をも行ひ、開發助長に當ることゝなつた。業務擴

張後未だ日が浅いが、康德五年末各社の貸出残高は左の如くである。

社名	公稱資本	拂込資本	融資残高	備考
滿洲鑛業開發株式會社	五〇,〇〇〇 <small>千圓</small>	一〇,〇〇〇 <small>千圓</small>	一〇〇 <small>千圓</small>	鑛業及び製鍊事業に對する融資
滿洲林業株式會社	三〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	六,三七	木材伐採業者に對する融資
滿洲鹽業株式會社	一五,〇〇〇	八,七五〇	一	鹽業者に對する融資

國際運輸株式會社 國際運輸株式會社(資本金五百萬圓、拂込三百四十萬圓)は、大正十二年大連に設立せられて以來、本業たる運輸及び倉庫業に附隨して金融業務をも行ひ、奥地特産市場に於て活躍したが、康德四年治外法權撤廢に伴ひ、奉天に同名稱の滿洲國法人國際運輸株式會社(資本金四百萬圓、拂込三百萬圓)を設立し、滿洲國內に於ける營業及び財産の一切を之に移讓した。

同社の金融は同社の倉荷證券或は保管荷物を擔保とする貸付、又は運送證券を擔保とする荷爲替に對して行ふもので、康德五年末に於ける貸出残高は九百五十八萬餘圓を示してゐる。

滿洲輸入組合 滿洲輸入組合は、昭和二年滿鐵の援助の下に日本商品の輸入増進並に日本商人の振興を圖るを目的として結成せられた團體であるが、治外法權の撤廢後は日

滿兩商の團體として改組せられ、從來營み來つた仕入關係事業は一切之を滿洲輸入株式會社に移讓した。現在全滿十九都市に存在し、その統制機關としては大連に輸入組合聯合會があり、金融業務としては、改組後仕入金融業務を移讓した後は大藏省低利資金を以てする貸付のみを行つてゐる。

滿洲輸入株式會社は、昭和十年七月、輸入組合聯合會の出資により輸入組合の助成機關として設立せられ、資本金も當初四十萬圓に過ぎなかつたが、其の後業務の發展に伴ひ増資し、現在資本金五百萬圓（全額拂込）となつてゐる。同社は治外法權撤廢後奉天に同名稱の滿洲國法人子會社（資本金百萬圓、全額拂込）を設けてゐるが、康徳五年中に於ける貸出金額は一千三百餘萬圓に達し、康徳五年末殘高は四百五十萬圓を示してゐる。

滿洲生命保險株式會社 滿洲生命保險（資本金三百萬圓）は康徳三年日滿合辦の特殊法人として、**滿洲火災海上保險株式會社** 又滿洲火災海上保險（資本金五百萬圓）は康徳四年滿洲國準特殊會社として、夫々設立せられたものである。此の種會社は、國內産業經濟の振興、國民福利の増進に寄與すると共に、國內よりの資本の流出を防止し、今後長期資金を用立てる特殊金融機關として國內に於ける資本市場形成に重要な役割を演ずべきものである。兩社共創立後日淺く、現在の處未だ充分なる活動を行ふに至らない。

(6) 郵政機關

郵政機關には交通部所管の郵政局と、日本側・即ち關東局所管の郵便局とがある。滿洲國の郵政業務は大同元年七月の郵政權接收に始まり、郵政儲金業務は大同二年五月に開始されたのであるが、康徳四年十二月治外法權の撤廢に伴ひ、舊滿鐵附屬地内日本側郵便局を接收せる結果、昨五年末現在、新京・奉天・哈爾濱・錦洲の四郵政管理局に統轄される國內郵政儲金取扱局は四百五十七局（内日本側委託事務取扱局は五十五局）であつて、關東州を含む全滿貯金取扱局數は四百九十四局を算して居る。

日本側郵便貯金は昨年未現在、預入人員六十二萬六千人、預入金額五千七百餘萬圓に達して居るが、最近は稍停頓の状態を續けて居る。之に對し滿洲國內郵政儲金は近年特に目覺しい増勢を示し、昨年未は遂に五千萬圓を突破、即ち人員六十三萬八千餘人、預入金額は五千一百餘萬圓に躍進した。大同二年末現在、僅々二十萬圓餘に過ぎなかつた事を想へば隔世の感が深い。官吏義務儲金と一般儲金との割合も漸次變化して、昨年未に於て前者二割四分、後七割六分となり、最近の儲金増勢が國民貯蓄の思想の普及に基因するものなる事を語つて居る。尙ほ康徳六年二月一日より、日本全國の郵便局に於ける滿洲國郵政儲金の拂戻事務取扱が開始された。

郵政爲替業務は康徳元年八月に始まるが、昨年未現在に於て國內爲替、外國郵便爲替（滿日・滿華・

滿獨・滿蒙）合せて振出一千八百餘萬圓、拂渡八百餘萬圓を示した。因に、日本の媒介に依り蘭領東印度・波蘭・和蘭・香港・瑞西との間に外國爲替を取扱つて居るが、更に康徳六年一月獨逸ズデーテ地方との間に爲替の直接交換を開始する事となつた。

郵政生命保險は康徳四年十月に創設された簡易生命保險であるが、昨五年末現在、保險取扱郵政局數は二百九十七局、契約件數十九萬餘件、保險金額二千七百餘萬圓に達して居る。

郵便貯金概況

康徳五年末現在

種別	人員	金額
郵政儲金	六八、〇〇三	五、六三
郵便貯金	六五、九六五	五、九四
合計	一、三三、九六八	一〇七、五七三

備考 郵政爲替儲金事業概況及び大連貯金管理所事業概況に據る

(7) 手形交換所

滿洲に於ける手形交換所は、大正七年大連手形交換所の開設を以て嚆矢とするが、其の後各地方に設置せられ、現在滿洲國內に於ては新京・奉天・營口・哈爾濱及び安東の五都市に設置を見るに至つ

た。この内新京・奉天・營口の三者は滿洲國司法部大臣による指定手形交換所であり、他の二者は私設の域を脱して居ないが其の經濟的意義は大きい。殊に康徳五年九月新設の哈爾濱交換所に集中する交換手形の分量には見る可きものがある。之等の手形交換に於て滿洲中央銀行が中央決済機關としての機能を果しつゝある事は言ふ迄もないが、唯大連に於ては從來朝鮮銀行支店が親銀行となつて居る。

六都市に於ける手形交換の状況を見るに、滿洲經濟界の急激なる發達、手形類に對する認識と利用が非常な勢ひを以て進みつゝある事が看取される。昨五年中の交換總額は百三十三萬五千四百十八枚、四十五億四千五百餘萬圓に上り、而して其の大半は新京・奉天・大連の三者によつて占められてゐる。綜じて昨年度の飛躍的増勢は營口・哈爾濱兩交換所の開設にも由るが、畢竟五ヶ年計畫の擴大に基く支拂決済の輻輳を反映したものととして、貴重な一材料を提供するものである。三都市中、大連の優位もさること乍ら、國都新京、商工都市奉天の伸度には注目す可きものがある。

三都市手形交換高

都市別	年次	枚	金額
新京	康徳三年中	一四、六四	一九、三三
同	同	一四、三八	二五、八八
同	同	二四、四五	四八、三三

計	連大	奉天
同同康 五四年 年中中	同同康 五四年 年中中	同同康 五四年 年中中
一、二五、四四〇	六八、〇三六	三六、九三三
九六、三三三 九六、三三三 二、八五、七五三	五七、八四三 五九、五五六 二、二六、九四三	二六、八五五 二四、九一六 三、九〇五
二、八五、七五三 二、八五、七五三 四、二四、三六九	二、二六、九四三 二、二六、八二一 三、二一、九〇五	三、九〇五 三、九〇五 三、二五七

備考 各手形交換所月報に據る

(三) 預金及貸出

各種金融機關の預金貸出状況を概観するに、昨康德五年末現在に於ける全滿(關東州を含む)金融機關の預金總額は郵便貯金を入れて十一億三千一百餘萬圓、前年同期に比し約四割増、貸出總額は十二億八千一百餘萬圓で前年對比六割六分の増加を示して居る。斯くの如く貸出が、金額に於ても増加率に於ても、共に預金のそれを上廻ると云ふ現象は、畢竟するに國內産業開發の進捗による現地需資の旺盛を物語るものであるが、之を銀行資金の用途別配分状況に就て見れば興味ある變化が窺はれる。即ち昨年未現在の情勢より推せば、全滿銀行貸出(中銀の政府貸上金を除く)の用途別割合は商業資金

五割弱、鑛工業資金二割強、農業資金二割、其他一割強となるが、之を一昨年末乃至一昨々年末に比較すれば、商業資金比率の遞減傾向に反し鑛工業・農業資金の増勢が注目される。之は銀行を中心とする滿洲金融界が、從來の比較的單純なる商業金融を基調とする活動状態より脱却し、重工業を中心とする産業編成替に即應せる資金需要の増加、農地開發資金の需要喚起を織り込んで來たことを告げるものである。

預金貸出の現状を金融機關別に考察すれば、次表に示す如く銀行勘定が壓倒的に優位で、預金は全體の八七%、貸出は九六%を占めて居る。他の金融機關取扱ひの分は、銀行に比すれば其の絶對額こそ尠いが、近年國民生活の安定向上に伴ひ、其の躍進振りは注目す可きものがある。

機關別預金貸出

康德五年末現在

機關別	預金	比率	貸出	比率
内外諸銀行	九八三、八七五	八七・〇%	一、三三、五八八	九六・〇%
各種金融組合	三六、〇〇〇	三・三%	四九、四九三	四・〇%
郵便貯金	一〇、五五五	九・七%	—	—
總計	一、〇二〇、四三〇	一〇〇・〇%	一、三三、五八八	一〇〇・〇%

更に之を各種機關毎に細別すれば、内外諸銀行に於ては中銀・興銀の兩特殊銀行が半ば以上、即ち預金に於ては七八%、貸出にあつては六八%を占め、以下日本側銀行、内國普通銀行、歐米側銀行の順序となり、中國側は最低位にある。次に各種金融組合に於ては、金融合作社の進出著しく、預金に於ては全體の五二%、貸出にあつては五五%を占め、嘗て首位を占めた金融組合を凌駕し、金融會亦堅實なる歩みを見せて居る。郵便貯金に於ては、滿洲國側は未だ日本側に一步を譲るが、最近角逐の勢ひを現出するに至つた。

(1) 内外諸銀行

機關別	預金	比率	貸出	比率
特殊銀行	七二,五三三	七六・四%	八三,四四六	六七・六%
内國普通銀行	四七,九三	四九	七二,八〇〇	五八
日本側銀行	一三,六四四	一三五	二九,〇三三	二二・六
中國側銀行	一五,三三六	一五	一四,九〇一	一三
歐米側銀行	一六,五六	一七	三三,四七七	一八
小計	九三,八七五	一〇〇・〇	一三二,八八八	一〇〇・〇

(2) 各種金融組合

機關別	預金	比率	貸出	比率
金融合作社	一九,八二九	五二・二%	二七,一五三	五四・九%
金融組合	一五,〇九五	三九・七	一四,五九六	二九・五
金融會	三,〇七六	八・一	七,七四四	一五・六
小計	三六,〇〇〇	一〇〇・〇	四九,四九三	一〇〇・〇

(3) 郵便貯金

種別	預金	比率	貸出	比率
郵政儲金	五,六三三	四七・二%		
郵便貯金	五,九四二	五二・九		
小計	一〇五,八七五	一〇〇・〇		

以上は關東州を含む全滿の計數であるが、更に之を地域別に觀れば次表の如く預金に於ては滿洲國內七九%、關東州内二二%、貸出に於ては前者七八%、後者二二%の割合を占めて居る。この現象は

近年滿洲經濟の重點が關東州から滿洲國に移つた事を物語るものである。

地域別預金貸出

康徳五年末現在

地域別	預金	比率	貸出	比率
滿洲國內	八六、七五〇 <small>千圓</small>	七九・三%	九九、七五〇 <small>千圓</small>	六〇・〇%
關東州內	二四、六八〇	二〇・七	二六、三三三	三三・〇
總計	一、一〇、四三〇	一〇〇・〇	一二六、〇八三	一〇〇・〇

更に之を主要八都市に就て概観するに、左表の如く八都市銀行勘定は預金八億二百萬圓、貸出十億七千四百餘萬圓で、全滿銀行勘定中その占める割合は夫々八二%乃至八七%の高率に上り、資金の供給が大部分都市に於て賄はれる事を表明して居る。都市別に觀れば、新京・奉天・大連・哈爾濱の四都市が金融の中心として最も優勢なるは周知の如くであるが、就中、新京・奉天の兩都市は五ヶ年計畫に直接參畫せる都市として所在銀行勘定の膨脹には特に著しいものがある。即ち新京は昨五年末現在に於て、前年に比し預金五〇%、貸出一九〇%の激増となり、奉天も亦前年に對比して預金七六%、貸出八三%の急増を來して居る。因に主要八都市以外にも、近年地方都市の中、牡丹江・錦州・佳木斯等の金融景況には目覺ましいものがあり、常に中央のみならず、地方經濟の急速なる發展を示して居る。

八都市銀行預金貸出

康徳五年末現在

都市別	預金	比率	貸出	比率
新京	三九、二三四 <small>千圓</small>	三九・九%	三九、八三六 <small>千圓</small>	三三・二%
奉天	二六、二三三	二一・八	一八九、三三四	一五・三%
哈爾濱	六〇、〇〇〇	六・一	二五、九〇五	一〇・二%
齊々哈爾	五、八三〇	〇・六	四、八六九	〇・四%
吉林	七、二二九	〇・七	七、一〇四	〇・六%
安東	一八、八五九	一・九	二四、三七一	二・〇%
營口	五、七四四	〇・六	二五、六四四	二・二%
大連	一九、二二九	一九・九	三〇、四四八	二四・四%
小計	一〇〇、一〇八	八・八	四七四、四〇一	八七・二%
其他	一八、八六七	一八・五	一五七、二二四	一三・八%
全滿銀行總計	九八、八七五	一〇〇・〇	一、三三、五八八	一〇〇・〇

備考 八都市銀行勘定は本行調査

便宜上、以上の諸表を一括綜合すれば次の如くである。

全滿金融機關預金貸出

康德五年末現在

(單位千圓)

機關別	預金		貸出	
	滿洲國內	關東州内	滿洲國內	關東州内
特殊銀行	六六、三四六	九三、一六五	七六、三三五	七、〇〇〇
内國普通銀行	四七、九二二	—	七、八〇〇	—
日本側銀行	二九、〇三三	—	九三、九四八	—
中國側銀行	九、九三六	—	—	—
歐米側銀行	二二、九三〇	—	—	—
内外諸銀行計	七六、二五九	二〇三、七一九	九七、一七三	—
金融合作社	—	—	—	—
金融組合	—	—	—	—
金融會	—	—	—	—
各種金融組合計	—	—	—	—
計	一三三、一八八	二〇三、七一九	一三三、一八八	二〇三、七一九

總計	郵政儲金		郵便貯金	
	滿洲國內	關東州内	滿洲國內	關東州内
郵便貯金計	一〇三、〇〇〇	—	—	—
郵便貯金	—	—	—	—
計	一〇三、〇〇〇	—	—	—

備考 特殊銀行以外は經濟部銀行科發表に據る

(四) 金利

無秩序なる舊政權時代の混亂せる金融機構の中に在つては、金融機關相互の間に何等の統制なく、従つて金利も亦區々、且つ著しく高率なるを免れなかつたが、建國後金融機構の整備・統制に伴つて次第に調整せられ、比較的正常なる状態を見るに至つた。

滿洲中央銀行は夙に金利の國民經濟上に及ぼす影響の重大なるに鑑み創立直後、舊官銀號より繼承せる高金利の大幅引下げを斷行し、其の後も金融界の急激なる變動を避けつゝ漸次之を是正して來たが、康德四年一月より新設の興業銀行と歩調を合せて更に金利の一齊引下げを行ひ、次いで昨五年十一月には本行独自の立場に於て預金利率の一部改定を實行、以て各地の金融實情に適合せしむる所が

あつた。即ち新京・奉天・哈爾濱・安東・營口五都市に於ける本行各店取扱の定期預金利率に限り、従前の年利三分八厘を二厘下げの三分六厘に改めた。本行の貸付日歩は興銀と一律に國債擔保一錢三厘を最低とし、證券擔保一錢五厘、手形割引同じく一錢五厘を標準とするが、興銀は外に同行の特殊使命に依り年利七分の長期貸付を行つて居る。

次に普通銀行金利の現勢を主要三都市（新京・奉天・哈爾濱）に就て窺ふに、昨五年十二月現在、内國普通銀行の定期預金は年利四分を最低として七分五厘の高利を唱へるものすらあり、當座預金は最高日歩一錢六厘、最低四厘を示し、綜じて資金原價の割高なることを語り、貸付日歩も亦銀行資力の大小に應じて、擔保貸五錢乃至一錢八厘と、比較的大幅の開きを見せて居る。外國側銀行中、中國側は滿洲に於て古い經歷を有つて居り、從來日系地場銀行との競争により概ね低金利を保つて來たが、日本側、歐米側の金利に較ぶれば尙ほ高金利なるを免れない。之に對し日本側銀行は、定期預金年利五分五厘乃至三分五厘、擔保貸付日歩二錢六厘乃至一錢八厘、歐米側銀行は前者三分乃至二分五厘、後者二錢七厘乃至一錢四厘と、それ〴〵他に比し低金利を以て進んで居る。就中日本側橫濱正金銀行は、從來滿洲の各銀行中最低利率を示して來たが、今尙ほその當座預金利率は日歩二厘、手形割引亦日歩一錢二厘の低率を唱へて居る。斯くして今日、全滿銀行中最も高率の内國普通銀行金利も過去に比すれば餘程低下されて來たのであるが、今後共その資力の充實に依つて一層の調整が期待される。

最後に庶民金融機關の金利如何を見るに、専ら中小商工金融を目的とする金融組合は従前より普通銀行並みの低金利を示して來たが、金融合作社も漸次その金利の低下に努め、昨年五月、村落合作社は貸出利率の大幅引下げを行つて、短期貸付は擔保貸、保證貸共に夫々八厘下げの日歩三錢乃至三錢二厘に落し、且つ三月一日に遡つて之を適用する事となつた。新興の都市合作社に於ても、昨年七月一日貸出利率の引下げを行ひ、金融會亦同日より預金・貸出共に利下げを斷行し、以て一般民衆の要望に副ふ事とした。土着の庶民金融機關たる當舗の金利も、康徳四年一月一日施行の質業取締法により最高月息四分と定められたが、大興公司を中心とする統一的經營化の進捗と共に漸次匡正せられ、全滿大興公司當舗の過半は昨年度中月息二分を施行し、斯かる情勢を映して他の一般私當に於ても、從來五分見當の高金利は次第に是正せられつゝある。

斯くて最近漸く各種金融機關の金利懸隔も調整せられ、略々均衡を得つゝあるが、尙ほ資力不十分な地方小都市の銀行金利は概して割高傾向を示し、爲めに中心地より背後地方方面へかけて順次高利の波紋を描いて居る。換言すれば一般に南滿より北滿へと高金利の波動が見られるのである。中銀創業以來その低金利政策の滲透は滿洲金融の疏通、滿洲産業の發達に資する所大であつたが、今後共金利の全般的平準化のためには一層の操作が要望される。

(1) 滿洲中央銀行標準利率

改定年月日	當座預金	定期預金	手形割引	國債擔保	證券擔保	商品擔保	當座貸越
大同元・九・一	日歩分 〇・五	年利% 六・〇	日歩分 二・八	日歩分 二・八	日歩分 二・八	日歩分 三・三	日歩分 三・六
二・七・一	〇・三	四・八	二・三	一・六	二・三	二・五	二・五
康徳元・五・一	〇・三	四・五	一九	一・八	二・〇	二・三	二・三
二・四・一	〇・三	五・〇	〃	〃	〃	〃	〃
三・一・一	〃	四・五	〃	〃	〃	〃	〃
三・五・一	〃	四・三	一・七	一・八	二・〇	二・〇	二・〇
四・一・一	〃	四・三	〃	一・六	一・八	二・〇	二・〇
四・一・一	〇・三	三・八	一・五	一・三	一・五	一・八	一・八
五・一・一	〃	三・六	〃	〃	〃	〃	〃

備考 ※印定期預金(六ヶ月)利率の適用都市次の如し

- (1) 康徳四・一・一 新京・奉天・哈爾濱・安東・營口・大連及び滿鐵沿線都市(其他都市適用四・〇%)
- (2) 康徳五・一・一 新京・奉天・哈爾濱・安東・營口(其他變りなし)

(2) 滿洲興業銀行標準利率

實施年月日	當座預金	定期預金	手形割引	國債擔保	證券擔保	長期貸付
康徳四・一・一	日歩分 〇・二	年利% 三・八	日歩分 一・五	日歩分 一・三	日歩分 一・五	年利% 七・〇

備考 ※印 定期預金利率三・八%は滿鐵社線沿線及び哈爾濱・吉林・所在各店に適用、其他は四%適用

(3) 普通銀行金利

康徳五年十二月現在

都市別	當座預金	定期預金(六ヶ月)	手形割引	擔保貸付	信用貸付
内國側	日歩分 一・〇—〇・四	年利% 六・五—五・〇	日歩分 三・五—二・五	日歩分 四・〇—二・二	日歩分 五・〇—二・二
新 京	一・五—〇・五	七・五—四・五	三・五—二・七	四・〇—一・八	四・七—一・六
奉 天	一・六—〇・四	七・二—四・〇	四・三—二・一	五・〇—二・七	五・〇—二・八
哈 爾 濱	〇・五—〇・二	五・五—三・五	一・八—一・三	二・三—二・〇	—
日 本 側	〇・三—〇・三	四・三—三・五	二・一—一・八	一・八—一・八	—
新 奉 天	〇・三—〇・三	四・三—三・五	二・一—一・八	一・八—一・八	—

		歐		中	
		哈爾濱	奉天	哈爾濱	奉天
定期預金 (六ヶ月)	年利%	〇・四—〇・二	〇・五—〇・四	〇・五—〇・四	〇・五—〇・四
當座預金	日歩分	四〇—三五	五〇—四〇	五〇—四〇	五〇—四〇
短期保證	日歩分	一八—一八	三二—二四	三二—二四	三二—二四
短期擔保	日歩分	二六—一八	四〇—二五	四〇—二五	四〇—二五
長期貸付	年利%	二六—二四	四〇—二七	四〇—二七	四〇—二七

備考 本行調査

(4) 庶民金融機關金利
イ、金融合作社・金融組合・金融會

機關別	定期預金 (六ヶ月)	當座預金	短期保證	短期擔保	長期貸付
金融合作社	年利%	日歩分	日歩分	日歩分	年利%
村落合作社	六〇以下	〇・四以下	三・三	三・〇	一・七—一・三

地域別 (機關數)	質貸率
都市合作社	六〇以下
金融組合	五〇—四三
金融會	五・五
南滿全部、北滿諸都市 (二三五店)	〇・四以下
其他地方 (一一一店)	〇・五—〇・四
	三・〇—二・五
	三・〇—一・八
	三・〇
	一・〇—〇・九

備考 金融合作社・金融會は標準利率、金融組合は康徳六年二月一日現在の現行率
ロ、大興公司當

種別	普通貯金	据置貯金	官吏義務貯金
郵政儲金	年利%	年利%	年利%
郵便貯金	四・二	四・四	六・〇
	二・七	三・〇	三・〇

(5) 郵便貯金利率

備考 康徳六年一月現在の利率とす (質貸率三月以降全滿月息二分施行)

備考 現行率は滿日共康徳四年七月一日改訂實施

康德六年九月十五日 印刷
康德六年九月二十日 發行

(非賣品)

發行人 新京特別市興安胡同五一六號
析 倉 正 一

編輯人 新京特別市興安胡同六〇三號
渡 邊 茂 雄

印刷人 新京特別市豐樂路三一號
澤 田 佐 市

印刷所 新京特別市豐樂路三一號
近澤洋行印刷部

發行所 新京特別市大同廣場
滿洲中央銀行調查課

